

令和7年2月6日 資料2

第4回瑞浪市地域福祉計画推進委員会 資料

第5期瑞浪市地域福祉計画 案

瑞浪市

目次

第1章	計画の策定にあたって～地域福祉計画の基本的な考え方～	1
第1節	計画策定の背景（地域福祉を取り巻く社会情勢）	1
第2節	国の動向（計画の根拠法等）	2
第3節	計画の位置づけ	7
第4節	計画の期間	9
第5節	計画の策定体制	10
第2章	市の現況と課題	13
第1節	統計からみる現況と課題	13
第2節	調査等からみる現況と課題	25
第3節	第4期計画の推進状況からみる課題	34
第3章	計画の基本理念と施策体系	44
第1節	計画の基本的な視点	44
第2節	基本理念及び施策体系	45
第4章	施策の展開	50
基本目標1	市民の地域福祉活動などへの積極的な参加を図ろう	50
～みんなで地域活動へ参加しよう！～		50
基本目標2	地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう	63
～みんなで支え合い、助け合おう！～		63
基本目標3	地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう	69
～みんなが身近な地域で安心して暮らせるようにしよう！～		69
第5章	自殺対策計画	85
第1節	計画策定の概要と背景・国の動向（根拠法等）	85
第2節	市における自殺に関する状況	87
第3節	計画の目的	89
第4節	計画の基本目標	89
第5節	具体的な施策	89
第6節	施策の展開	92
第6章	成年後見制度利用促進基本計画	102
第1節	成年後見制度の概要と背景	102
第2節	国の動向（計画の根拠法等）	105
第3節	市における成年後見制度の利用状況	106
第4節	計画の目的	107
第5節	計画の目標	107
第6節	具体的な施策	107
第7節	施策の展開	109
第7章	計画の推進	110
第1節	計画の推進体制	110
第2節	計画の普及啓発と実践	111
第3節	目標指標の設定	112
参考資料		114

瑞浪市地域福祉計画推進委員会規則	114
瑞浪市地域福祉計画推進委員会名簿	116
計画策定の経緯	117
語句説明	118

第1章 計画の策定にあたって～地域福祉計画の基本的な考え方～

第1節 計画策定の背景（地域福祉を取り巻く社会情勢）

■個人と地域の人間関係の希薄化、孤独・孤立の問題

近年の人口減少、少子高齢化により、核家族化、高齢者を中心とした単身世帯数の増加など世帯構成の変化や生活スタイルの多様化が進んでいます。地域で暮らす人々のつながりの希薄化も進み、介護負担や子育て不安、ひきこもりや虐待など生活課題は複雑化しています。

また、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触機会がさらに減少したことで、「孤独・孤立」の問題がより顕在化しています。閉じこもりによる虚弱化進行や社会的孤立、失業等による生活困窮などの課題もあり、迅速かつ丁寧な対応が求められています。

■複雑化・複合化した生活課題

ひきこもりの人とその親がともに高齢化する、いわゆる「8050 問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、子どもが家族の世話などを日常的に行う「ヤングケアラー」、収入が不安定な非正規雇用の労働者の増加など、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化し、世帯単位で複数の課題を抱えるといった状況もみられます。そのため高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など従来の制度の枠組みの狭間で支援が得られないケースも多くみられるようになりました。

こうした状況から、既存の枠組みに当てはめるのではなく、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、より包括的な支援が求められています。

本市では、令和2年3月に第4期瑞浪市地域福祉計画を策定し、「共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり」を基本理念に各事業に取り組んできました。

第4期瑞浪市地域福祉計画が令和6年度に計画期間の最終年度となることから、これまでの取り組みの進捗状況を踏まえ、地域福祉を取り巻く状況の変化と複雑化・複合化した課題に対応し、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため、「第5期瑞浪市地域福祉計画」を策定します。

第2節 国の動向（計画の根拠法等）

1. 社会福祉法第107条に基づく計画

瑞浪市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進の方向性を定める計画です。

同法によると、市町村による地域福祉計画の策定、変更においては、「あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする」とされています。

2. 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年改正法）

平成29年改正法（平成30年4月1日施行）により、市町村地域福祉計画は、福祉分野の上位計画と位置付けられ、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき項目を定め、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を目指すものとされています。



「地域包括ケアシステム」とは：

介護保険制度における高齢者を中心とした仕組みから始まったものではあるが、高齢者のみではなく、児童や子育て支援、障がい者、生活困窮者など幅広い対象が、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制構築を目指すもの。



「地域共生社会」とは：

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会。

3. 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年改正法）

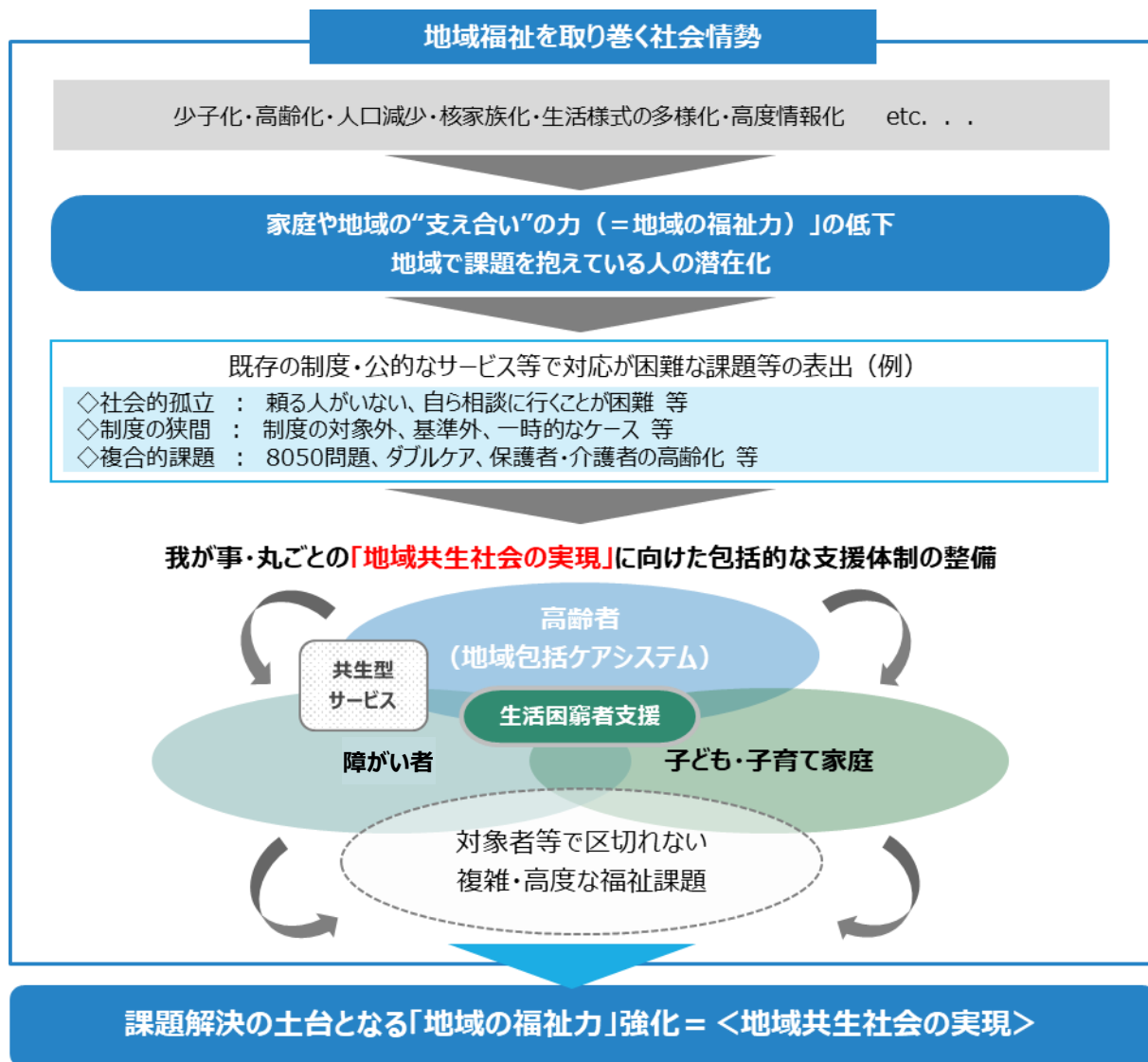
個人と地域の人間関係の希薄化、孤独・孤立の問題や、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するには、さらなる地域共生社会の実現に向けた包括的支援を目指す必要があるとして、令和2年改正法（令和4年4月1日施行）が制定されました。

従来の属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難であることから「重層的支援体制整備事業」の創設が求められています。

😊 地域共生社会の実現に向けた包括的支援とは：

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進にあたっては、地域包括ケアシステムの構築と合わせた地域福祉施策・事業を推進することが重要です。「地域の福祉力の強化」を行い、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を目指します。

＜地域共生社会の実現に向けた包括的支援のイメージ図＞





さらなる包括的支援を目指す「重層的支援体制事業」とは：

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために強い負担を負うという「8050問題」や介護と育児のダブルケアなど、一つの世帯に複数の課題が存在するケース、また、世帯全体が孤立しているケースなど、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するには、従来の支援体制では難しいとされており、より包括的な支援が必要とされています。

<従来の支援体制の課題>

- 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分にかかる事務負担が大きい。



【重層的支援体制事業】の枠組み

I 包括的相談支援事業

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・支援機関のネットワークで対応する
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

II 参加支援事業

- ・社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作る
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

III 地域づくり事業

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・地域のプラットフォームの形成や地域に対する活動の活性化を図る

上記の三事業を通じて

- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・多機関協働事業

を行っていくものとされています。



<期待される重層的支援体制事業の効果>

- 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- 地域づくりが進み、地域で人と人のつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、早期の相談支援につながる
- 災害時の円滑な対応にもつながる



SDGs との関連：

SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するための環境・経済・社会についてのゴール（目標）です。社会が抱える問題を解決し、明るい未来を作るための 17 のゴールと、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

「誰一人取り残さない」という基本理念は、地域共生社会の根幹となるものであり、地域福祉計画においても、SDGs のゴールの達成に向けて推進するものとします。

（主に関連する S D G s のゴール）





地域福祉における「地域」とは：

～「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進における地域の考え方～

市民にとって身近に感じる「地域」の範囲はさまざまですが、助け合い、支え合いの仕組みづくりを進める地理的な範囲は、住み慣れた生活の場である自治会・小学校区などの地域が主に考えられます。しかし、そのような地域では解決することが困難な課題もあり、また、住んでいる場所にとらわれない助け合い、支え合いの仕組みもあります。そのため、本計画における「地域」は画一的なものとせず、必要に応じて「小地域」「地区」「全市」と柔軟に捉えています。

《小地域》…………自治会、組、班など

《地 区》…………小学校区

《全 市》…………市全域

本市においては、旧小学校区の8地区（瑞浪地区、土岐地区、稲津町、釜戸町、大湫町、日吉町、明世地区、陶町）の圏域単位で区長会とまちづくり推進組織を核とした地域づくりが行われており、福祉分野においても福祉委員の活動も同じ単位で行われています。今後もこの8地区を基本とした「我が事・丸ごと」の地域づくりに対する支援を行っていきます。

<地域の捉え方・考え方>



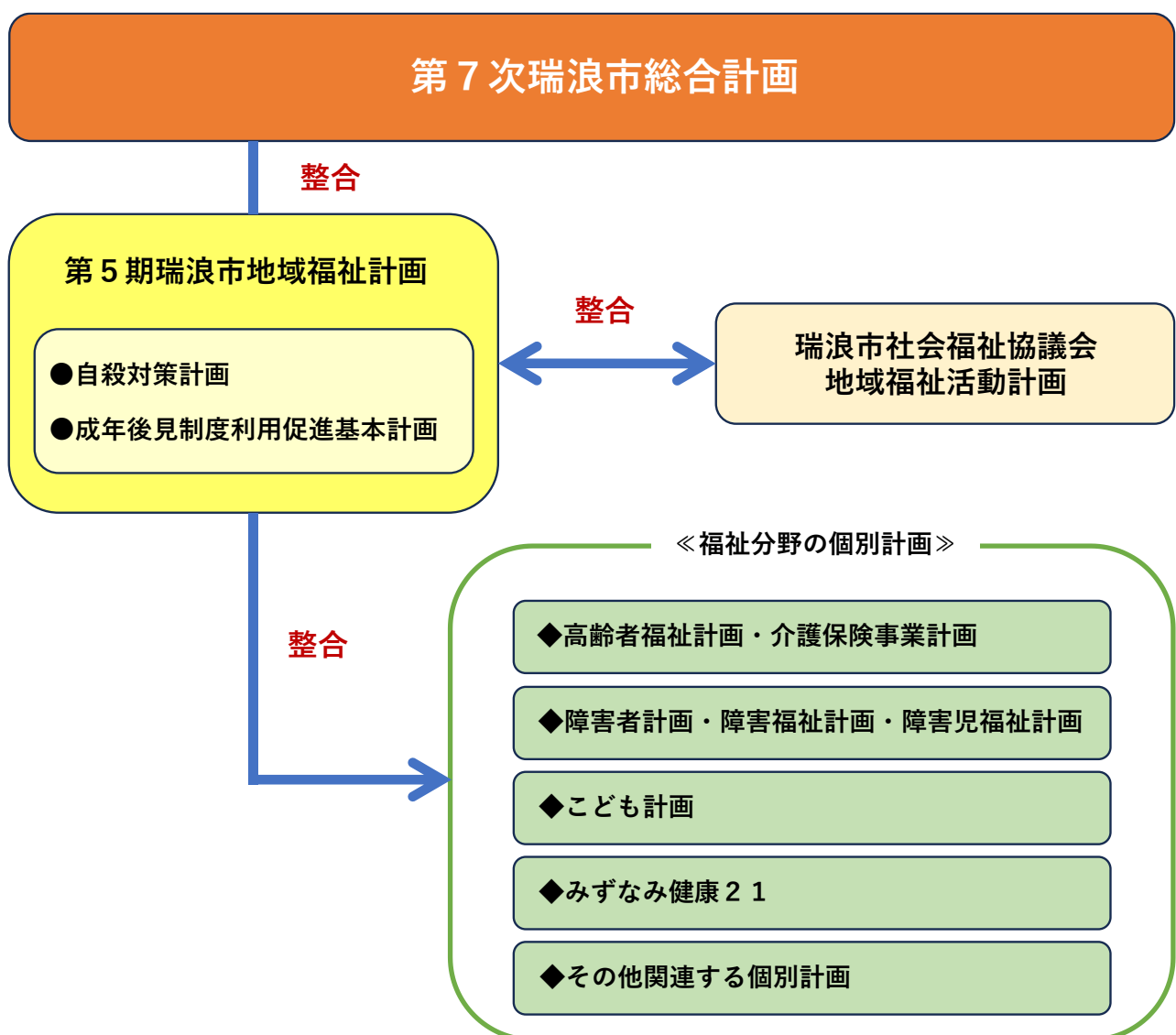
第3節 計画の位置づけ

1. 地域福祉計画と他計画との関係

本計画は瑞浪市総合計画の下に位置する福祉分野の上位計画であり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、こども計画、みずなみ健康 21 等の福祉分野の個別計画、その他関連する計画と連携をとるものとします。

また、本計画は自殺対策計画、成年後見制度利用促進基本計画を包括するものとします。さらに、本計画は地域福祉活動計画（社会福祉協議会が策定）と整合をとるものとします。

<本計画と他計画との関係>

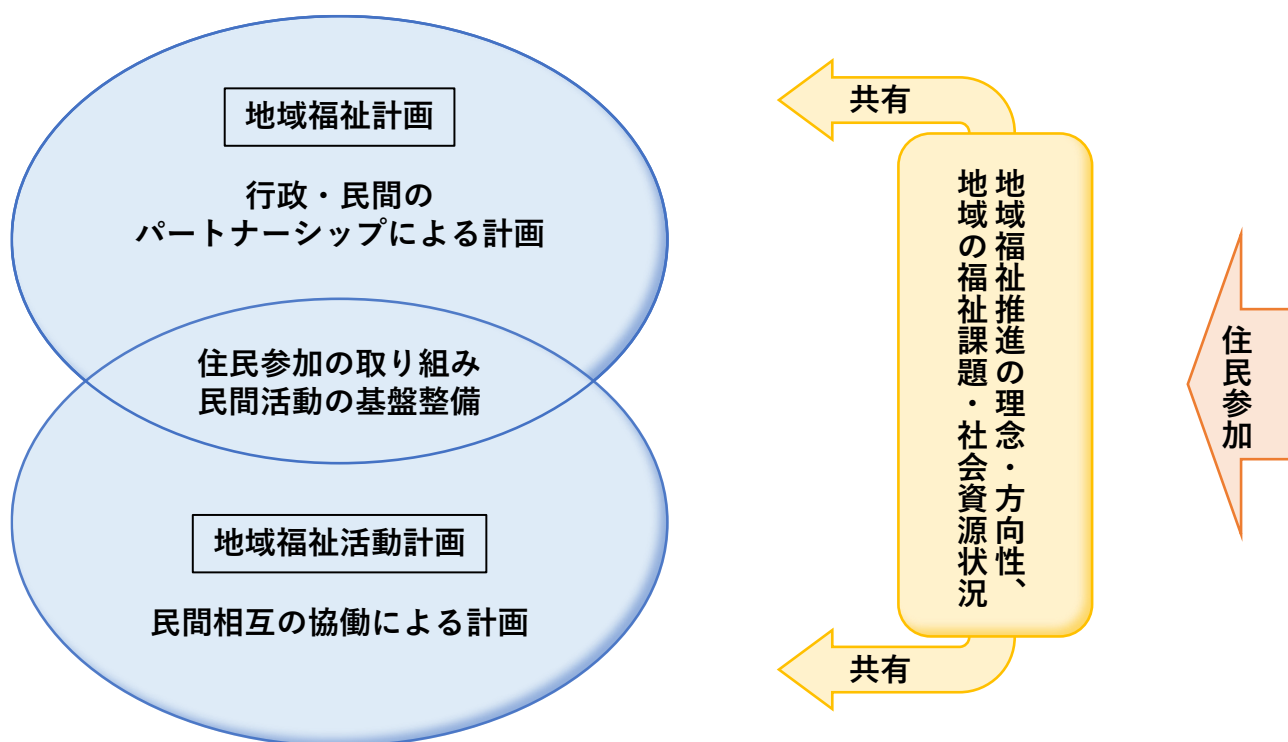


2. 社会福祉協議会との連携について

本計画が、市の地域共生社会の実現に向けた理念の明確化や施策・取り組みの体系化を図り、公助・共助・互助・自助の役割を意識した行政計画であるのに対し、地域福祉活動計画は、地域福祉計画の施策・取り組みに向けた具体的な行動・活動を示す計画であり、地域の福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会により策定されます。

本計画は行政計画としての位置づけであり、社会福祉協議会により策定される地域福祉活動計画は地域住民の立場から本計画を推進する計画です。相互に重要な役割を果たすものであり、密接な連携が求められています。

＜本計画と地域福祉活動計画との関係＞



第4節 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、国、県などの動向を踏まえ、社会・経済等の情勢変化に対応するために、必要に応じて見直しを行うものとします。

＜本計画及び地域福祉活動計画の計画期間＞

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
計 画	第4期瑞浪市地域福祉計画 第4期瑞浪市地域福祉活動計画									
						第5期瑞浪市地域福祉計画 第5期瑞浪市地域福祉活動計画				

第5節 計画の策定体制

本計画及び地域福祉活動計画を策定するにあたって、広く住民や関係機関の意見を取り入れるために、市民アンケート調査、関係団体等へのアンケート及びヒアリング調査、住民ワークショップの開催、庁内関係課に対する調査を実施しました。また、有識者等によって構成された「地域福祉計画推進委員会」「地域福祉活動計画策定委員会」において、審議検討を行いました。

1. 市民アンケート調査の実施

市民の生活実態や福祉施策に対する考え方等を把握するため、市全域の18歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人及び市内の全中学2年生309人に対し、アンケート調査を実施しました。

＜市民アンケート調査概要＞

調査対象	18歳以上の市民	市内の中学2年生
調査時期	令和5年11月～12月	令和5年11月～12月
調査方法	郵送調査またはオンライン調査	学校指定のオンラインアンケートフォームを使用
有効配布数	1,000	309
有効回収数	478	273
有効回収率	47.8%	88.3%

2. 関係団体等への調査

ボランティア団体など、地域福祉にかかる活動団体・組織に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施しました。調査シートをもとに関係団体等に対してアンケート調査を行ったほか、社会福祉協議会により別途ヒアリング調査を行いました。

＜関係団体への調査概要＞

調査実施者	市社会福祉課	社会福祉協議会
調査対象	学童クラブ 5 団体 子ども会連合会 手をつなぐ育成会 身体障害者福祉協会 長寿クラブ連合会 北部地域包括支援センター （計 10 団体）	ボランティア連絡協議会 子ども発達支援センターぽけっと親の会 社会福祉協議会支部連絡協議会 民生委員・児童委員協議会 （計 4 団体）
調査時期	令和 6 年 6 月	令和 6 年 5 月～6 月
調査方法	郵送調査	ヒアリング調査
調査実施者	市社会福祉課	社会福祉協議会

3. 福祉懇談会（住民ワークショップ）の開催

地域住民との協働体制を考えるためのワークショップを開催しました。参加者が5グループに分かれ、現在の課題や問題点、今後の取り組みなどについて意見交換を行いました。テーマは以下の3つでした。

- ① 住民の孤立化防止について
- ② 地域活動の担い手養成について
- ③ 地域の見守り体制について

＜住民ワークショップ開催概要＞

開催日	令和6年8月1日 18時30分～20時
開催場所	瑞浪市保健センター大会議室
参加者	区長会、民生委員・児童委員協議会、まちづくり推進組織、社会福祉協議会支部、市議会議員など計32名

4. 庁内関係課に対する調査

地域福祉の総合的な推進を図るため、庁内の関係部署を横断的に組織し、関係施策の現状を把握し、今後の施策方針を検討するにあたって連携体制を構築することを目的として、関係各課に対し調査を実施しました。

5. 「地域福祉計画推進委員会」の設置

計画の策定にあたり、総合的な調整を図り必要な事項について審議を行うため、学識経験者、社会福祉を目的とする事業を経営する方、社会福祉に関する活動を行う方などで構成される「瑞浪市地域福祉計画推進委員会」を設置し、審議検討を行いました。

6. パブリックコメント等意見の聴取

広く市民のみなさんからの意見を伺うため、計画素案に対するパブリックコメントを実施しました。

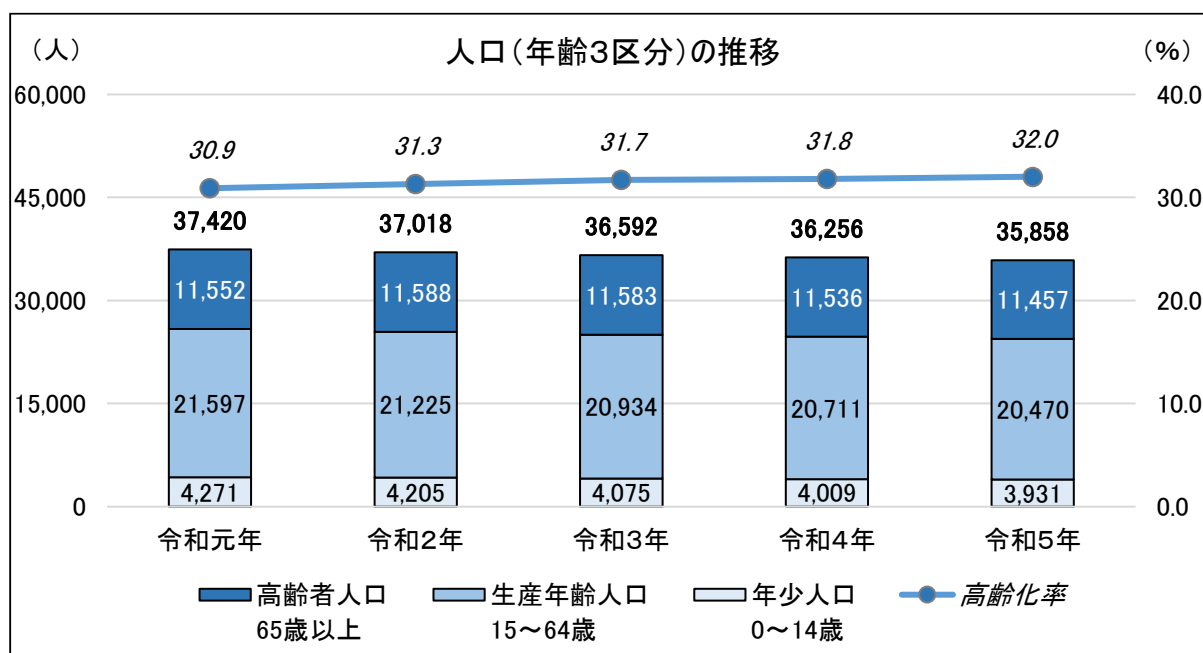
第2章 市の現況と課題

第1節 統計からみる現況と課題

1. 人口・世帯等の状況

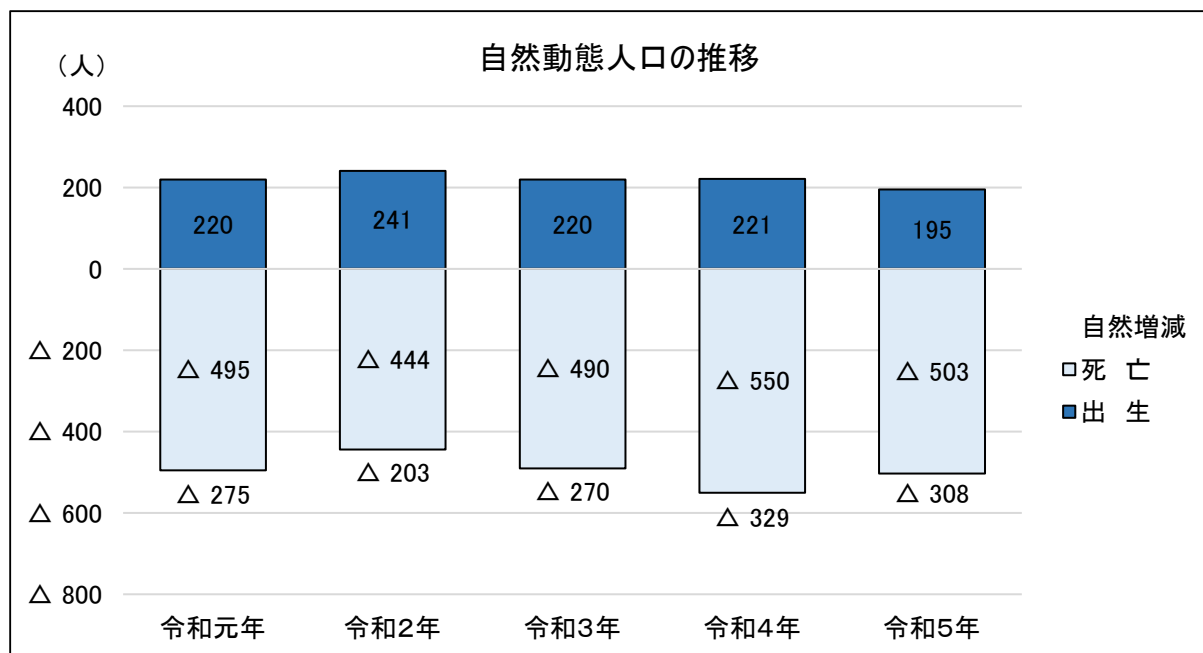
(1) 人口（年齢3区分別）及び高齢化の推移

本市の総人口は年々減少しており、令和5年は35,858人です。一方で高齢化率は年々増加しており、令和5年は32.0%です。



(2) 自然動態人口の推移

本市の自然動態人口は、死亡が出生を大きく上回る自然減で推移しており、令和4年、5年では300人以上の自然減となっています。

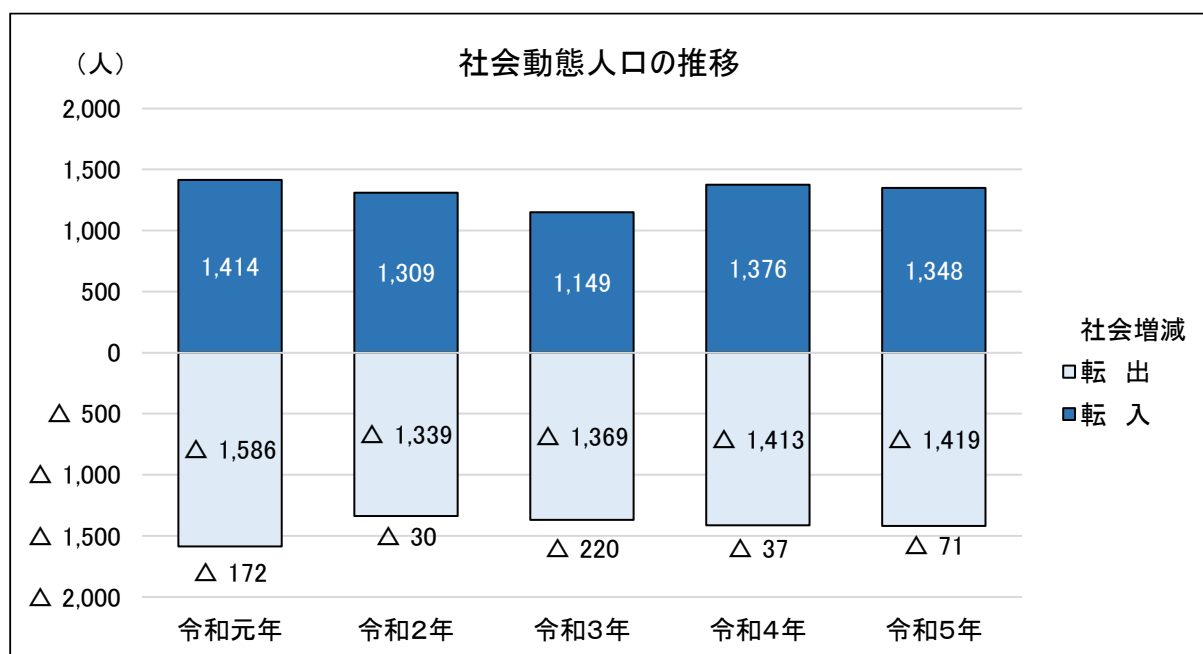


※各年12月末日時点

※資料:瑞浪市統計書

(3) 社会動態人口の推移

本市の社会動態人口は、一貫して社会減であるものの、年によりばらつきがあります。



※各年12月末日時点

※資料:瑞浪市統計書

(4) 平均世帯人員の状況

本市の平均世帯人員は年々減少しており、核家族化が進行しています。

(人)

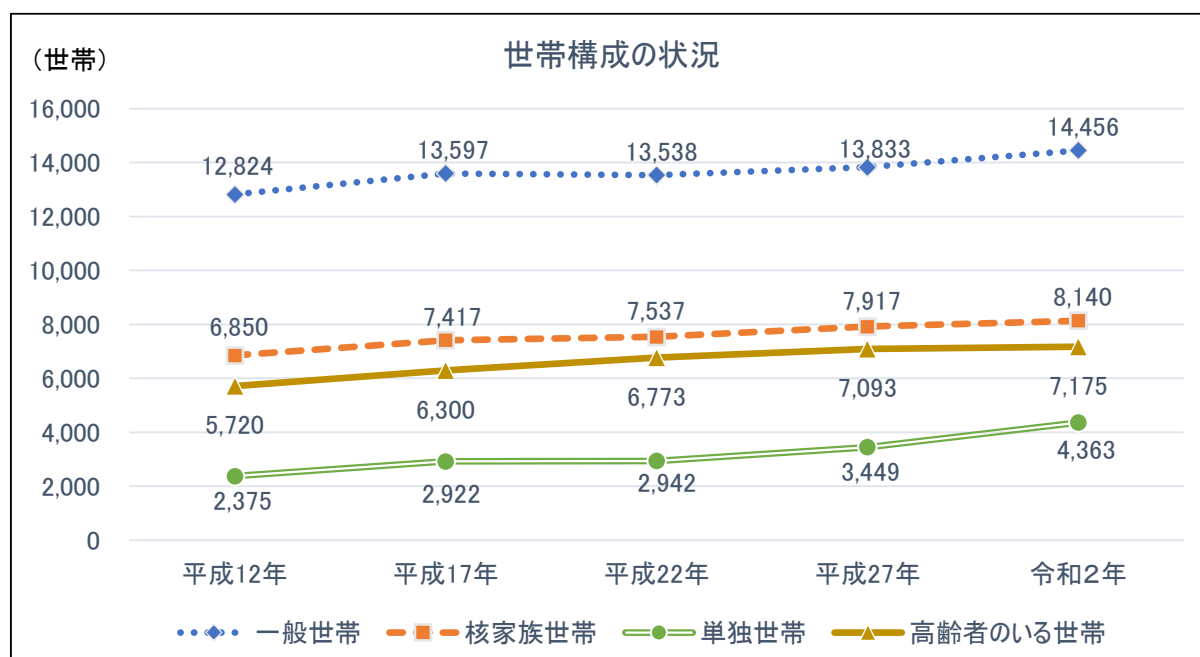
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
平均世帯人員	2.44	2.40	2.37	2.33	2.30

※各年 10 月 1 日時点

※資料:瑞浪市統計書

(5) 世帯構成の推移

本市の一般世帯数、核家族世帯数、単独世帯数、高齢者のいる世帯数は増加傾向にあり、中でも単独世帯数の伸びが大きく、平成12年の約2倍となっています。



※各年 10 月 1 日時点

※資料:国勢調査

【用語の解説】

- ・一般世帯・・・「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会福祉施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいう。
- ・核家族世帯・・・夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、ひとり親とその子どもから成る世帯をいう。
- ・単独世帯・・・世帯人員が1人の世帯をいう。
- ・高齢者のいる世帯・・・65歳以上の者のいる世帯をいう。(上記3種の世帯の内数)

2. 子ども・子育てに関する状況

(1) 保育園の状況

本市の保育園児数は年々増えていますが、待機児童数は一貫して 0 人です。障がい児保育数が令和 3 年から急増しており、令和 5 年は令和元年の約 3 倍です。

(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
定 員 数	1,129	1,098	1,338	1,349	1,158
保 育 園 児 数	607	696	696	750	755
待 機 児 童 数	0	0	0	0	0
0 歳 児 保 育※1	14	7	15	14	12
障がい児保育※2	22	27	50	56	63
延 長 保 育※3	-	45	39	59	55

※1 各年4月1日時点園児数

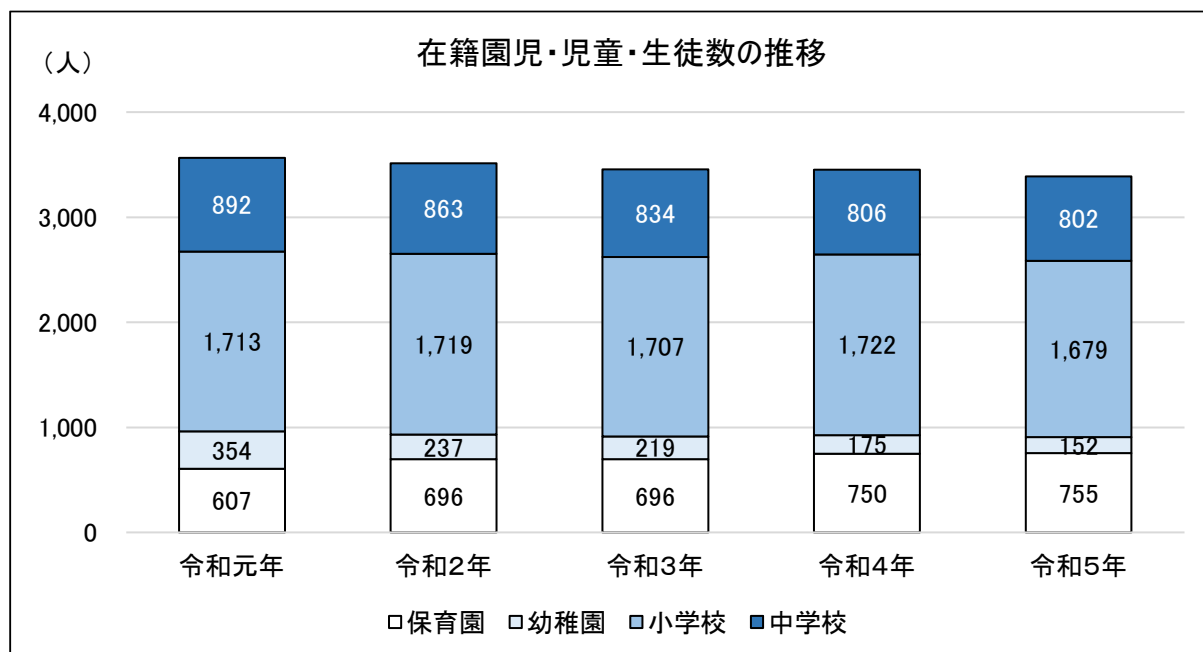
※資料:こども家庭課

※2 各年4月報告 福祉行政報告例

※3 令和元年については、基準が異なるため未記入

(2) 在籍園児・児童・生徒数の状況

本市の幼稚園児数が減少し、保育園児数が増加しています。小学校児童数、中学校生徒数は減少傾向です。



※特別支援学級等を含む

※資料:瑞浪市統計書

※保育園児数に関しては各年4月1日時点、その他は各年5月1日時点

(3) 家庭児童相談件数の推移

本市の児童相談件数は減少傾向ですが、延べ相談件数が令和 4 年度に大きく増えており、1 件あたりの相談回数が増えていることがうかがえます。

(件)

	相談内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童相談	養護	虐待	24	34	23	24	16
		その他	15	7	8	9	6
	保健		0	0	1	0	0
	障がい		0	2	2	2	1
	非行	ぐ犯	0	2	0	0	0
		触法行為等	0	0	0	0	0
	育成	性格行動	5	1	4	6	2
		不登校	2	3	4	2	2
		適性	0	0	0	0	0
		育児しつけ	5	8	4	2	3
	その他		0	0	0	0	0
	合計		51	57	46	45	30
成人相談		6	9	5	1	2	
延べ相談件数		510	644	634	948	860	

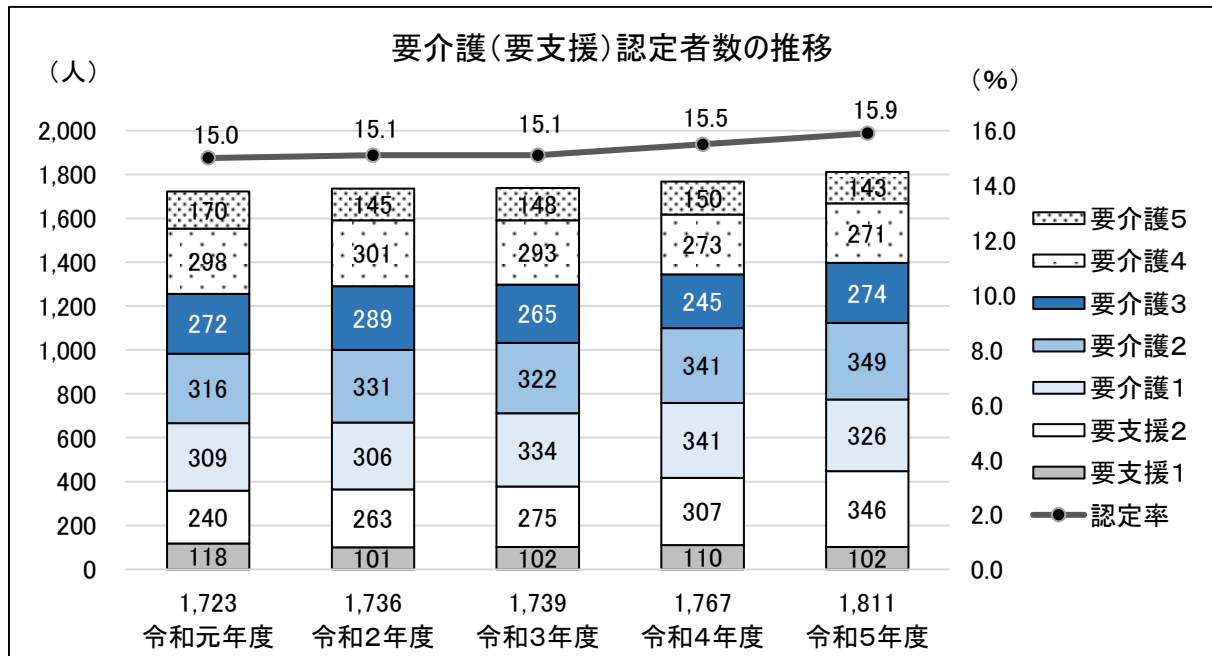
※各年度末時点

※資料:こども家庭課

3. 高齢者に関する状況

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

本市の要介護（要支援）認定数は増加傾向にあり、認定率も上昇しています。

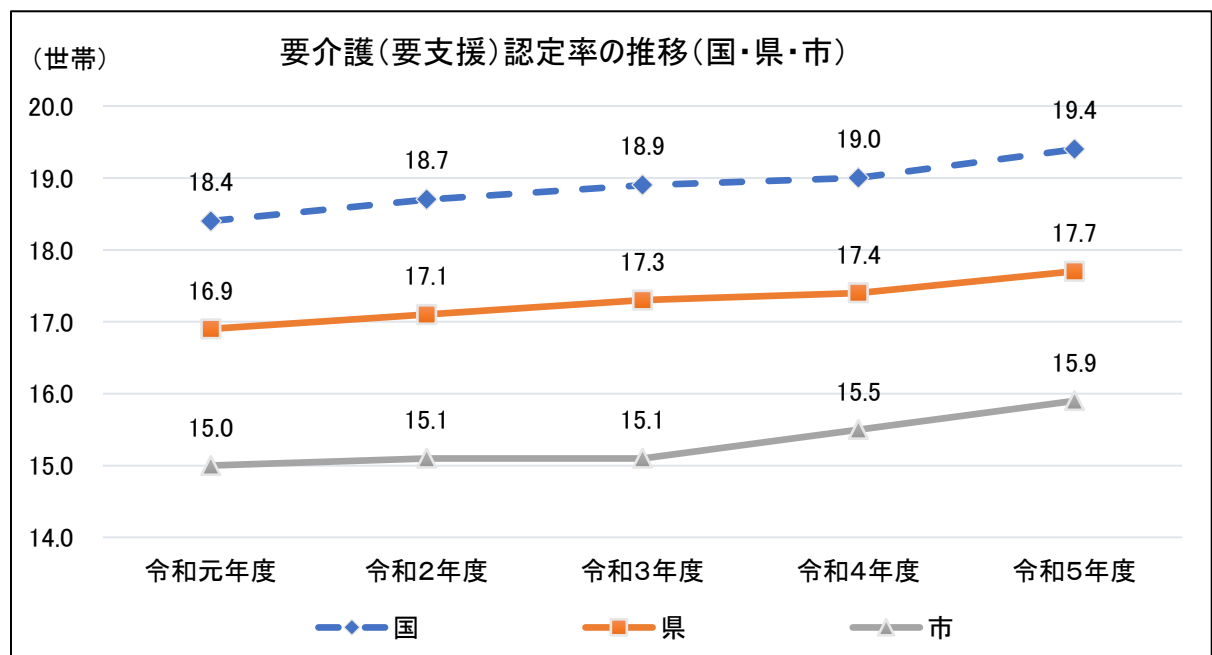


※各年度末時点

※資料:厚生労働省 介護保険事業状況報告

(2) 要介護（要支援）認定率の推移（国・県・市）

本市の要介護（要支援）認定率の推移を国、県と比較すると、国より 3.5 ポイント、県より約 2 ポイント低くなっています。



※各年度末時点

※資料:地域包括ケア「見える化」システム

(3) 地域包括支援センター相談件数の推移

本市の地域包括支援センターにおける相談件数の推移をみると、訪問件数が令和元年度から令和2年度にかけて約2分の1に減少していますが、来所、電話の新規件数は増えています。

(件)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問		1,357	654	622	693	630
	新規	250	166	124	100	107
	継続	1,107	488	498	593	523
来所		186	202	244	301	290
	新規	75	82	76	99	131
	継続	111	120	168	202	159
電話		1,194	1,292	1,353	1,906	1,654
	新規	169	312	313	386	425
	継続	1,025	980	1,040	1,520	1,229
計		2,737	2,148	2,219	2,900	2,574
	新規	494	560	513	585	663
	継続	2,243	1,588	1,706	2,315	1,911

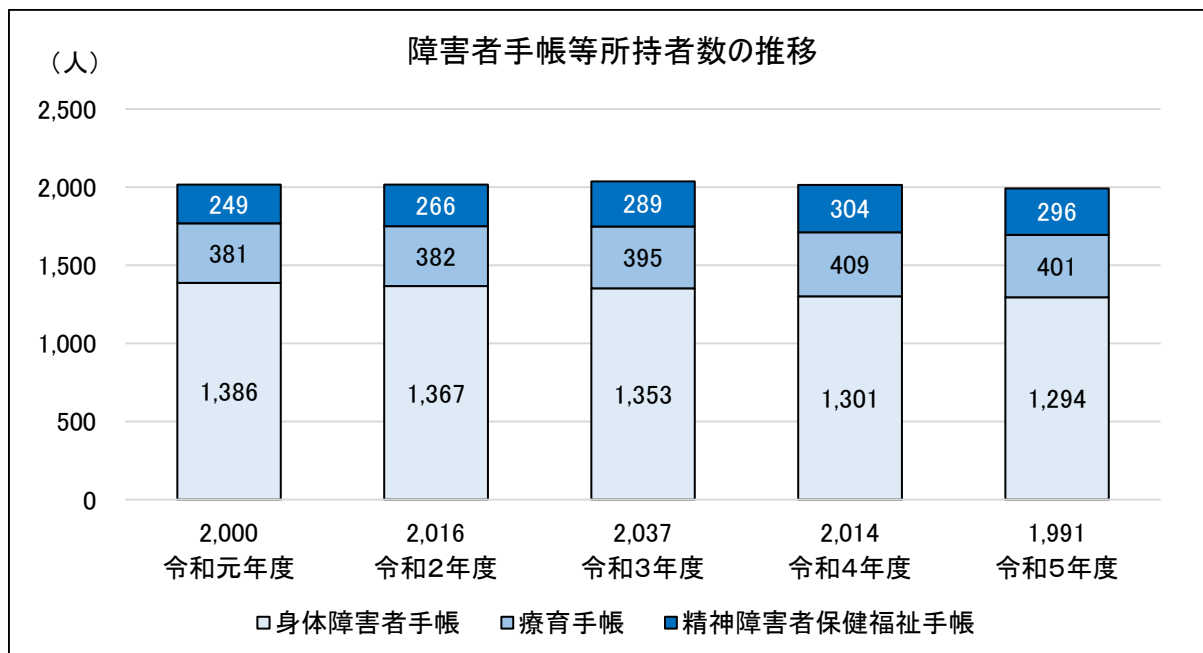
※各年度末時点

※資料: 高齢福祉課

4. 障がい者に関する状況

(1) 障害者手帳等所持者数の推移

本市の障害者手帳等所持者数の推移をみると、身体障害者手帳は減少していますが、療育手帳、精神障害者福祉手帳は増加傾向にあります。

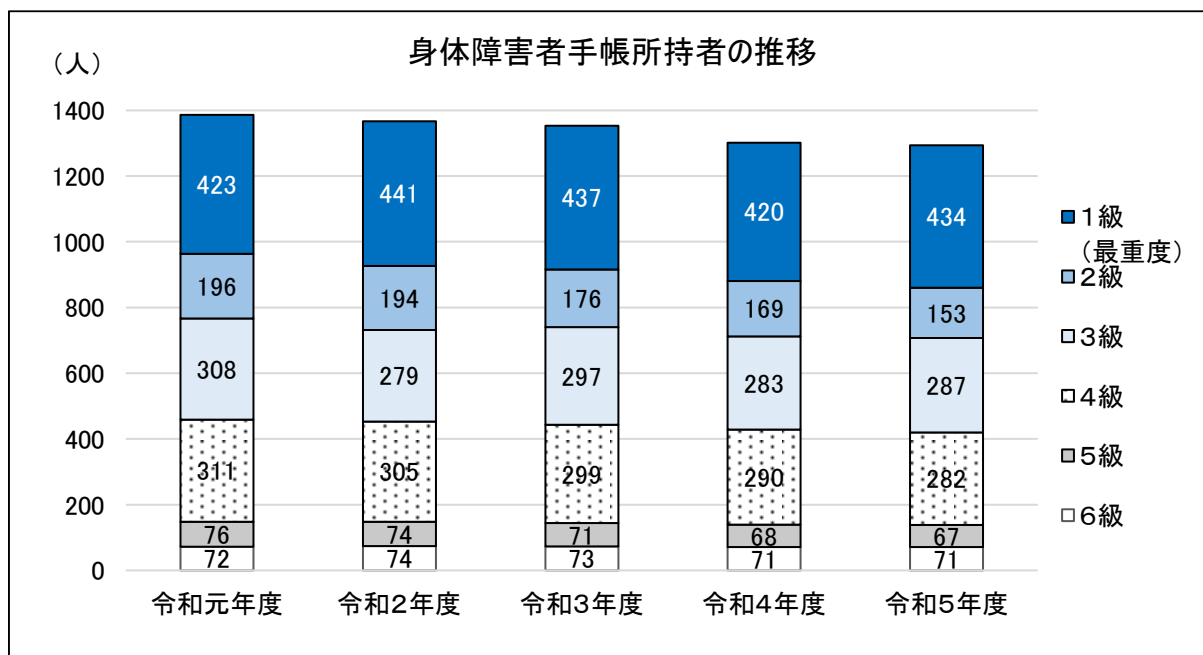


※各年度末時点

※資料:社会福祉課

(2) 身体障害者手帳所持者の推移

本市の身体障害者手帳所持者の推移をみると、全体及び2・4・5・6級は減少していますが、1級は増加傾向にあり、3級は増減を繰り返しています。

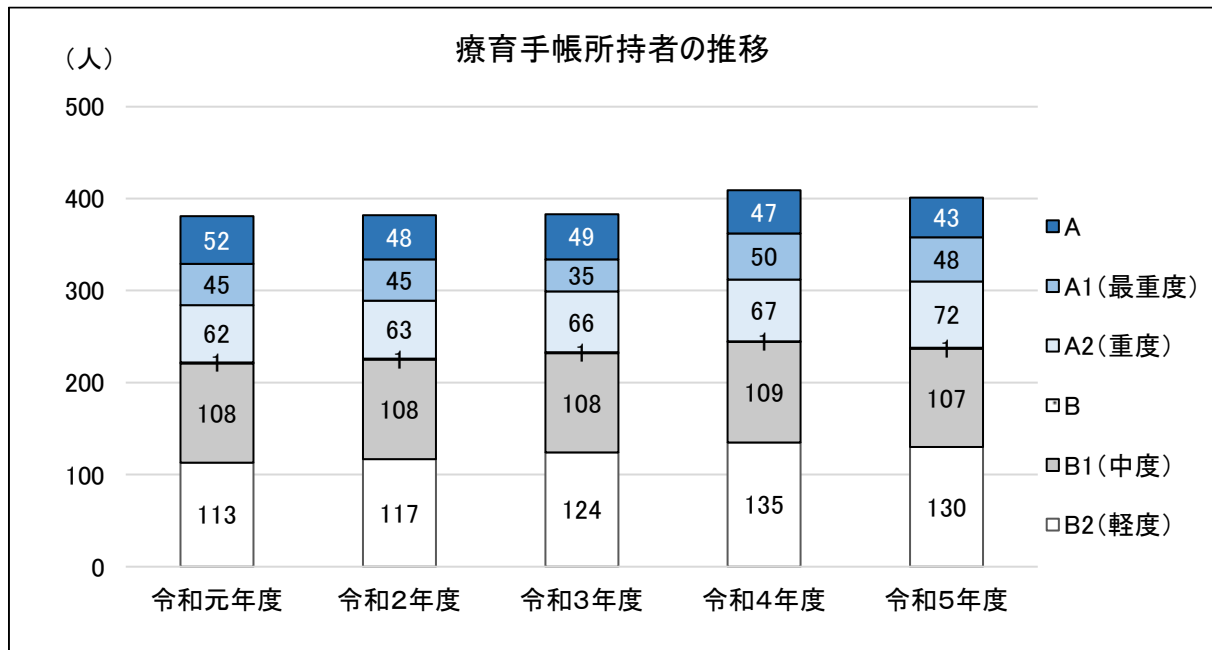


※各年度末時点

※資料:社会福祉課

(3) 療育手帳所持者の推移

本市の療育手帳所持者の推移をみると、A2（重度）と B2（軽度）が令和元年度から増加しています。



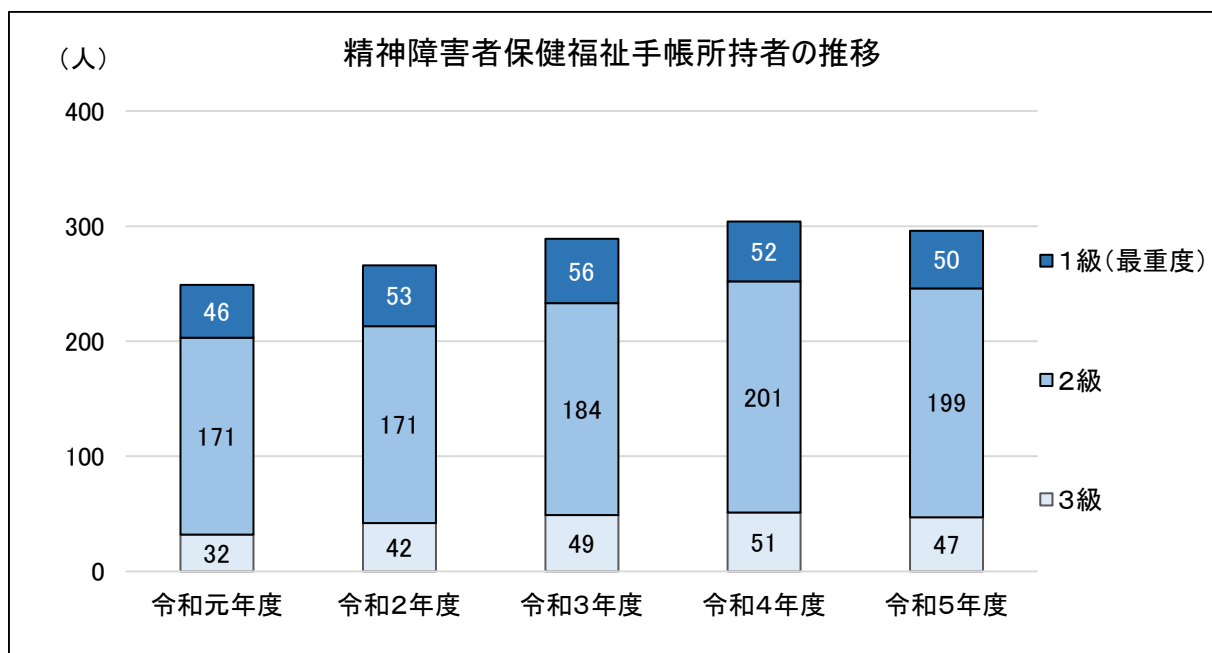
※各年度末時点

※資料:社会福祉課

※A・B 判定は、現在の判定では使用していません。

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、全体的に令和元年度から令和4年度まで増加しています。令和5年度では全体的に減少傾向にあります。



※各年度末時点

※資料:社会福祉課

5. 生活支援に関する状況

(1) 生活保護世帯及び人数の推移

本市の生活保護世帯数及び保護人員をみると、概ね 80 世帯、100 人前後で推移しています。

(人)

区 分	世帯数	保護人員	被保護扶助人員(延人員)						
			合計	生活	住宅	教育	医療	介護	その他
令和元年	79	96	254	87	65	3	79	15	5
令和2年	82	96	251	87	66	3	79	13	3
令和3年	84	100	265	87	69	4	83	19	3
令和4年	76	92	265	83	69	5	80	27	1
令和5年	81	96	282	86	74	3	87	29	3

※各年 10 月中時点

※資料:瑞浪市統計書

(2) 避難行動要支援者登録数の推移

本市の避難行動要支援者登録数の推移をみると、年々増加傾向にあります。令和4年度から令和5年度にかけては登録数の増減がありません。

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	2,757	2,965	3,079	3,220	3,220

※各年度末時点

※資料:社会福祉課

6. 地域福祉に関する状況

(1) 民生委員・児童委員の状況

地区別の民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉委員数は下表のとおりとなっています。

(人)

地区名	民生委員 児童委員	主任児童委員	福祉委員
瑞浪地区	25	2	43
土岐地区	14	2	39
明世地区	6	2	24
稲津地区	7	2	21
陶地区	10	2	36
釜戸地区	10	2	16
大湫地区			4
日吉地区	10	2	12
合計	82	14	195

※令和6年度

※資料:社会福祉課・社会福祉協議会

(2) 地区別自治会加入率の推移

本市の地区別自治会加入率の推移をみると、概ねどの地区も減少傾向にあります。最も加入率が高い地区は大湫町であり、約 9 割が加入していますが、明世地区では約 4 割程度であり、地区により加入率の差が大きく出ています。

(%)

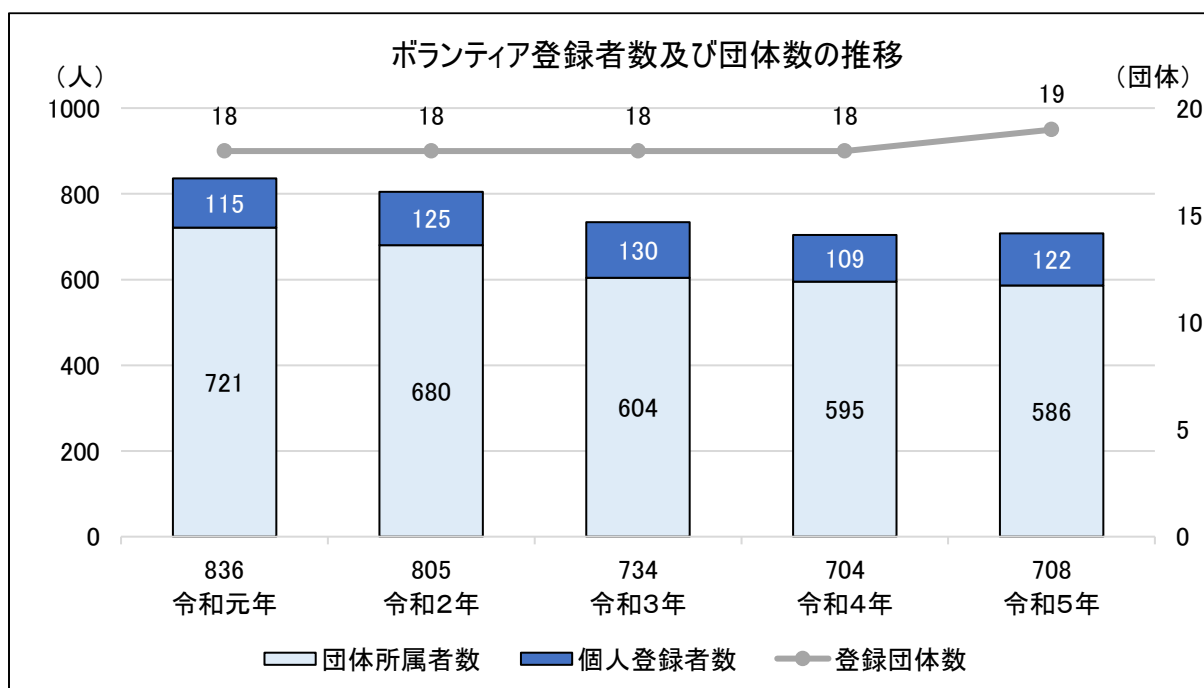
地区名	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
瑞浪地区	58.50	58.62	57.36	56.70	56.36
土岐地区	71.92	72.31	70.72	70.96	70.95
明世地区	40.78	40.71	40.37	41.52	40.06
稲津地区	73.43	79.36	80.35	79.45	77.31
陶地区	80.47	82.32	82.27	82.62	80.37
釜戸地区	81.29	80.42	80.71	80.85	80.98
大湫地区	82.55	84.72	87.05	86.76	88.24
日吉地区	74.63	74.17	72.17	73.01	72.23
全地区	66.19	66.86	65.95	65.78	65.01

※各年4月1日現在

※資料:市民協働課

(3) ボランティア登録者数及び団体数の推移

本市のボランティア登録者数及び団体数の推移をみると、登録ボランティア団体数はほぼ横ばいですが、団体に所属する人の数は減少しています。一方で、個人としてのボランティア登録者数は令和5年に増えています。

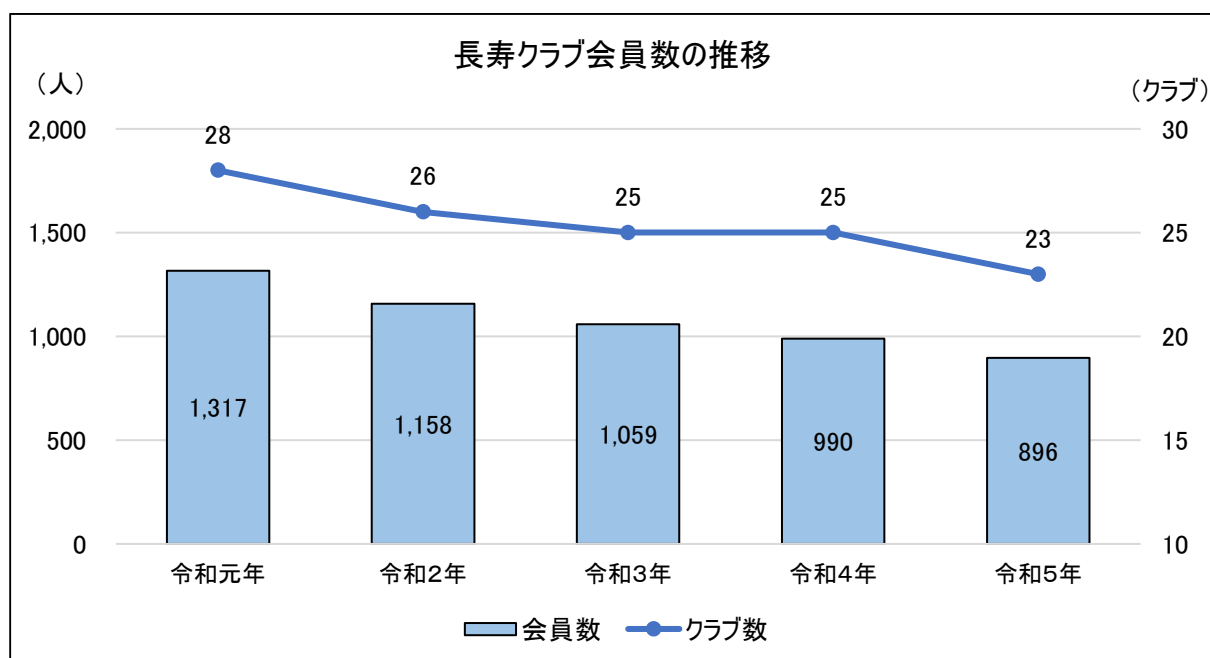


※各年4月1日現在

資料: 瑞浪市社会福祉協議会

(4) 長寿クラブ会員数の推移

本市の長寿クラブ会員数の推移をみると、クラブ数と会員数ともに令和元年から年々減少しています。



※各年4月1日現在

資料: 高齢福祉課

第2節 調査等からみる現況と課題

1. 市民アンケート調査結果から見えてくる課題やニーズ

(1) 「暮らしやすいまち」「住み続けたいまち」をめざすために

市民が“暮らしやすい”（「とても暮らしやすい」及び「どちらかという暮らしやすい」）と回答した割合が約 8 割（79.7%）であり、本市は市民にとって暮らしやすいまちといえます。

一方で、高齢者にとっての“暮らしやすい”は 4 割弱（38.0%）、障がい児・者にとっては 2 割強（22.6%）、子育て“しやすい”については約 4 割（39.1%）と、高齢者、障がい児・者にとって必ずしも暮らしやすいまち、子育てしやすいまちといえない結果となっています。

より暮らしやすいまちをめざすために求められていることとして、日常生活の利便性の向上（外出時の交通手段等）、福祉サービスの充実（社会保障制度、身近な場所での相談窓口、緊急時や災害時に地域で助け合う仕組みづくり等）が挙げられています。

また、大人になっても住み続けたいと思う中学生（30.4%）は、住み続けたくないと思う中学生（19.0%）より多いものの、まちの活性化（商業施設や観光等、働く場の充実、より広い交流活動、子どもの遊び体験の充実）、医療の充実が求められている結果となっています。

(2) 地域住民の助け合いや地域交流の活性化について（「自治会」等）

地域住民がお互いに支え合う関係が必要だと思っている人は約 8 割（81.0%）と高く、また助け合いの活動ができる地域の範囲としては自治会単位の割合が最も高く 4 割弱（38.5%）です。

自治会に加入している人は約 8 割（81.8%）、活動参加者は 7 割台半ば（74.5%）ですが、一方で、単身世帯の自治会への加入率が約 6 割（59.5%）と低く、人や地域とのつながりの希薄さが懸念されます。

また、自治会への参加理由は「近所の住む者の義務だから」という理由が大きく、必ずしも前向きな理由（興味、関心、楽しみ等）によるものではないようです。

多くの市民が助け合いの関係が必要と考えているなかで、助け合いの活動に期待できる自治会活動ではありますが、より多く活動への参加を推進するためには、時間的余裕や役員等の負担の軽減が必要という結果も出ています。

他方、地域行事（まつりなど）に参加している中学生は約 7 割（69.6%）となっており、また、ボランティア活動をしたことがある中学生は 7 割（70.0%）、活動したいと思っている中学生は約 2 割（23.4%）と、合わせて約 9 割（93.4%）の中学生がボランティアを実施もしくは意欲を持っています。実施したボランティアとしては、地域清掃などの環境保護やまつりイベントの手伝いが 5 割を超え、地域交流の活性化に寄与していることが見受けられます。

(3) 「安心・安全な暮らし」のために（「見守り体制」「孤立解消への支援」「人権擁護・虐待防止」「災害対策」について）

地域の中で安心して暮らすために必要なこととして、「地域で高齢者や子供の見守り体制をつくる」割合が 4 割台半ば（44.8%）と最も高い一方で、その見守り体制ができていると思う人は約 3 割（30.4%）にすぎないというギャップが出ています。

高齢者、障がい児・者、子育て世代への支援や協力として、「災害時の避難支援・安否確認」が挙げられており、福祉ボランティア等による「地域の人への安否確認訪問や見守り」も実施されつつありますが、さらなる地域での見守り体制の推進と市民の見守りマインドの醸成が必要とされています。

孤立解消への支援について、「ほぼ家から出ない人」は 2 割弱（17.4%）で、高齢者、単身世帯におけるその割合はより高くなっています（70 代は 24.4%、80 代は 37.9%、単身世帯は 33.8%）。また、その状態が長く継続している人が多く、5 年以上が約 4 割（41.4%）であり、そうなったきっかけは病気・障がい、移動手段の欠如等によるとされています。

一方で、それに関する相談をしていない割合は 5 割台半ば（56.1%）と高く、相談しない理由としては、相談したくないからが大半であり、相談の必要性を感じていない、相談しても解決しないとあきらめている人もいます。一方で、話を聴いてほしいという人も一定数います。

様々な背景や事情を考慮し、なかには支援を受けたくない、自分のことを知られたくない等のデリケートな気持ちがあることに十分に配慮しながら、垣根が低い相談窓口の設置が求められています。

また、困っている人を見かけた時に手助けしている中学生は約 5 割弱（47.9%）で、心がけているが機会がないが約 5 割（50.2%）となっており、ほとんどの中学生が困った人を手助けする意欲を持っているという結果となっています。

人権擁護・虐待防止の認知度について、虐待等の通報義務が 5 割台半ば（56.7%）、相談（通報）窓口が 3 割弱（27.8%）、成年後見制度が 2 割弱（18.8%）と低い結果となっています。人権擁護・虐待防止に関する情報提供、啓蒙が広く求められています。

本市が災害に対して安全なまちであると思う割合は 5 割弱（48.5%）ですが、若い世代になるほどその割合は低く、18 歳～29 歳ではそう思える割合は 3 割程度（31.1%）にすぎない結果となっています。災害時に頼りになるのは、家族の次に行政（市役所など）、近所の人等が挙げられています。

災害時の備えについては、一般、中学生ともに災害箇所（危険な場所）の把握を一番に挙げており、重要な課題と考えられます。また災害対策としての地域の協力体制づくりも重要であり、そのためには日ごろからの関係性の構築や情報共有が大切であるとされています。

(4)「相談窓口」及び「情報提供」の充実について

福祉・保健・年金などに関する相談窓口の利用は 5 割弱（47.9％）ですが、そのうち「利用しやすかった」人は 8 割台半ば（84.7％）です。

さらなる福祉の相談窓口充実のためには、ワンストップの相談窓口、情報入手・書類手続き等の簡便化が求められています。特に 30 代以下の若い世代では 4 割以上（30 代：44.2％、18～29 歳：40.6％）がインターネットによる情報入手・手続きの推進を求めています。

保健・福祉情報を必要としている時があった人は 4 割弱（38.5％）です。そのうち必要な情報がすぐに得られた人は 4 割台半ば（44.6％）、一方で得るのに時間がかかった人が 4 割弱（38.6％）、情報が得られなかった人は 7.1％です。

必要とした情報の入手先としては、市の広報紙、市のホームページ、公的機関の窓口が挙げられています。またケアマネジャーや施設の職員などの相談員から情報を入手する場合もあり、広く関係機関との情報共有や連携も大切です。

2. 関係機関へのアンケート調査及びヒアリング調査から見えてくる課題やニーズ

(1) 現在の活動における課題

◆活動を担う人材・マンパワー	9団体（14団体中、以下同様）
◆構成員の高齢化	7団体
◆活動の財源確保	5団体
◆居場所づくり・活動拠点・施設の整備	3団体
◆情報・他団体と連携・ネットワーク	2団体
◆リーダーの育成	2団体

現在の活動における課題として、「活動を担う人材・マンパワー」、「構成員の高齢化」が課題と回答している団体・機関が半数以上あり、「リーダーの育成」も含めて、担い手（人材）の確保が課題と捉えている団体・機関が多いことがわかります。「活動の財源確保」、「居場所づくり・活動拠点・施設の整備」など資源に関する課題も抱えているようです。

なお、自由回答として、以下が挙げられています（一部抜粋）。

- ・【学童クラブ】：学童クラブは、理解されにくい仕事であるのか、保育料が高いという意見をよく聞きます。保護者会が母体ではありますが、現場の支援員が命を預かる仕事として日々頑張っていることも理解いただけると救われます。
- ・【長寿クラブ】：（高齢化社会が進むなかで）活動の充実には財源確保が必要だが、（財源の）確保が難しく苦慮している。
- ・【民生委員・児童委員協議会】：少子高齢化の中での（活動）維持が難しい。（引き受けてくれる人が中々いないなか）活動内容の大変さなどの実態をどう伝えるかが課題。見守りの情報共有（について）、個人情報共有の問題がある。
- ・【社会福祉協議会支部連絡協議会】：活動に必要な情報も個人情報として教えてもらえない。コミュニティーセンター（地域活動の拠点となる場所）のない地区は不便。
- ・【ボランティア連絡協議会】：ボランティア活動者もボランティア依頼者も高齢化が進み、新たなボランティア依頼者が増えていない。ボランティア活動内容の変更も必要といえる状況。
- ・【子ども発達支援センターぽけっと親の会】：市内の放課後デイサービス事業所が少なく、土岐市など市外の事業所を利用しているが、遠方の送迎を断られる場合がある。また、いざという時に頼れる日中一時支援の事業所が増えると良い。市内の相談事業所も少なく、大人対象の事業所がない。支援学校と支援学級での情報提供に格差がある。支援学級に通う子の保護者への細やかな情報提供が必要。市内に聾学校がなく、東濃でも聴覚障害のある人が専門的支援を受けられるとよい。個別相談できる言語聴覚士や心理士の配置やリハビリ施設もほしい。

各団体・機関における人不足、資金不足、場や拠点不足が挙げられています。特に障がい者支援の場の充実や専門家の配置が求められています。

(2) 他団体・機関等との連携を進めるうえでの課題

- ◆日ごろの交流がない（互いの顔が見えない）ので連携しにくい・・・・・・・・・・ 7団体
- ◆縦割り行政の壁があるので連携しにくい・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7団体
- ◆取組に対する価値観や温度差等が異なるので連携しにくい・・・・・・・・・・ 6団体
- ◆組織間における個人情報の共有が難しいので連携しにくい・・・・・・・・・・ 4団体
- ◆連携先がわからない（情報不足）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3団体

アンケートやヒアリングからは、同じ支援分野の他団体・機関等との連携だけでなく、例えば、子育て支援分野でも青年育成・支援、高齢者支援、障害者支援、消防・防災・災害支援、健康づくり・医療など幅広い他分野・団体・機関との連携が求められています。

そのような連携を進めるうえでの課題や困難なこととして、半数が「日ごろの交流がない」、「縦割り行政の壁がある」と回答しています。他分野の連携を進めるためには、まずはプラットフォームとなるような交流の機会等が必要と考えられます。

また、個人情報は慎重に扱わなければならない守秘義務があるため、他団体・機関との共有が難しく、専門機関との連携が難しいケースもあるようです。個人情報を得る時に、予め限定された関係団体・機関との共有が可能かどうかについて、ご本人の確認・同意を得るなどの運営上の工夫も必要と考えられます。

なお、自由回答として、以下が挙げられています（一部抜粋）。

- ・【学童クラブ】：ボランティア団体の情報がほしい。育成支援を必要としている児童もいるため、放課後デイサービス等発達支援センターとの情報交流ができるとありがたい。放課後デイサービスとの連携を目指し、専門機関の助言をいただきたい。
- ・【北部地域包括支援センター】：行政と（より一層）一緒に活動していきたい。立場の違いもあるので、もっと相互の意見交流の機会を持ちたい。
- ・【民生委員・児童委員協議会】：（地域によって異なるが）福祉委員との連携・協力が必要だが難しい。
- ・【社会福祉協議会支部連絡協議会】：区長会において、福祉委員活動・支部活動への協力を依頼しているが、福祉委員の選任が難しい（地域がある）。
- ・【ボランティア連絡協議会】：民生委員との連携が必要。

それぞれの団体・機関において、具体的に連携を希望する団体・機関名が挙がっており、まずは相互の交流の機会を設け意見交換等を行う場を設置することで、連携・協力体制を進めることができると考えます。

(3) 住民と行政の協働に必要なこと

◆市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する・・・・・・・・・・	5団体
◆住民・地域の意見を聞く機会を充実させる・・・・・・・・・・	5団体
◆地域活動団体同士の交流促進や研修を行う・・・・・・・・・・	4団体
◆地域活動の拠点を充実させる（公民館・集会所等の機能充実など）・・	3団体
◆地域の自主性に任せる事業を増やす（地域への事業委託、自主事業の拡大など） ・・・・・・・・・・	3団体
◆住民自身が主体的に行う活動を活性化（自治会、ボランティアなど） ・・・・・・・・・・	2団体

住民と行政の協働に必要なこととして、「市の施策・事業に関する情報公開」、「住民・地域の意見を聞く機会の充実」がそれぞれ3分の1以上の機関・団体で挙げられており、まずは住民と行政の間の情報共有や対話が求められています。さらに「地域活動団体同士の交流促進や研修の実施」、「地域活動の拠点の充実」が続きます。

なお、自由回答として以下が挙げられています（一部抜粋）。

- ・【学童クラブ】：ボランティア団体の情報がほしい。
- ・【社会福祉協議会支部連絡協議会】：人口が減り高齢化が進み、子どもも少なくなっている。定年延長に伴い人手も不足している。今までやっていたことをそのままとか新しい仕事を増やすのではなく、現状でできる事を考えていくしかないので、行政にも、住民が現状で無理なくやれることを考えてほしい。
- ・【ボランティア連絡協議会】：ボランティア活動上の課題や希望する支援について相談したいときに、行政も社協も担当者が個々のボランティア活動の状況を詳しく知らないため、説明に時間がかかることがある。個々のボランティア・グループの思いや現状ももっと詳細に知って欲しい。

住民と行政の協働には、両者の対話による相互理解が必要であることがわかります。

3. 福祉懇談会（ワークショップ）から見えてくる課題やニーズ

（１）住民の孤立化防止について

【困っていること】

- ・行政や社協・福祉委員・民生委員・児童委員との情報連携が不足している。個人の住所・電話番号などを知ることが難しい。行政から地域住民の状況把握を促される一方で、個人情報保護の理由で行政側からは住民情報を全く教えてもらえず、区長・民生委員・児童委員・福祉委員・まちづくり等が独自の情報で動いている。
- ・地域によって意識の格差があり、特にコロナ禍を経て、イベントなど地域の活動が少なくなっている現状もある。また自治会加入率も地域によって差があり、自治会未加入者は孤立しているかどうか分からないし、そもそも隣近所の付き合いを拒否している人、会費を払いたくない人もいる。
- ・独居者の孤立化が懸念される。例えば高齢者をふれあいサロンに招待しても出たがらず、なかなか参加に繋がらない。一人で過ごす方が良く、集まりそのものに足が向かない、という人も多い。

【目指すべき姿】

- ・区長・民生委員・児童委員・福祉委員など地域関係者が連携し情報共有できると良い。正確な情報が必要。
- ・地域の世代間での交流の活発化が望ましい。子どもたちが喜んで参加できるような地域行事を開催し、そこにいる大人がつながっていけるとつながりの輪が広がりやすいのではないか。一方で、まとめ役の負担も大きい。
- ・ふれあいいきいきサロンをもっと活用する。そのためには、より多くの人にその存在や重要性を知ってもらうことと、またちょっと歩いて行けるところへのサロンの設置が望ましい。
- ・自治会に加入せず近所付き合いを望まない人は、行政で対応してほしい。
- ・大きな区になると人数も多いので、班単位で対応してはどうか。
- ・地域での福祉団体との懇談会を頻繁に開催することで情報を共有しながら、様々な層や形での福祉情報提供を行うことで孤立化防止をしていってはどうか。

【住民主体でできること】

- ・地域の福祉団体との懇談会を頻繁に開催することで、それぞれの情報を合わせて話をしていき課題を出して解決していく。
- ・地域住民のなかでの組織、子ども会なども巻き込みながら進めていきたい。
- ・役員の連帯、地域の組織を再度見直しながら強化していく。
- ・男性の集まりが少ないため、参加促進のための仲間づくりを推進してはどうか。
- ・地域住民が交流できる行事の復活を図る。

(2) 地域の見守り体制について

【困っていること】

- ・近所で詐欺などの事案があった際、警察からの詳細な情報開示がされないため、住民に注意喚起をすることができない。
- ・自治会の行事や会議、友人・身内の集まりなどが減少してしまっている。自分達も高齢化していて人数が少なくなっていることが現状。
- ・役員に予算をつけずほとんどをボランティアで担っている。

【目指すべき姿】

- ・簡単に見守りができるような仕組みがほしい。地区の見守りには、防犯カメラを設置していくのも一つの方法なのではないか。
- ・市役所や警察からの個人情報の開示が難しいのはわかるが、必要な所に必要な情報は開示されるべきではないか。
- ・活動が減少している中でも、集まりやサロンを行っている方もいる。できるだけ役員の負担を少なくしていき、集まりを増やしていきたい。
- ・これからは地域の役員にも予算を考慮していくべきではないか。

【住民主体でできること】

- ・今後もイベントなどの集まりを増やしていきたいが、そこに近所の人たちをどう誘うかが課題。それでもできるだけ周りで声掛けをして集まりへの参加を促していく。

(3) 地域活動の担い手の養成について

【困っていること】

- ・団塊ジュニア世代などの若手人材が流出し、人材不足。町に若い人が少なく、過疎化が進んでいる。
- ・地域の活動に興味をもってもらえず、地域のつながりが薄くなっている。世代間のつながりも少ない。
- ・地域の役は男性が務めることが通例になっており、女性の参加が少ない。
- ・民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会支部、宅老所などの会議等の依頼が多すぎる。役割が多すぎるので次の人にどう渡せばいいのか苦慮している。役割の減らし方がわからない。何をどこまでやればいいのか…
- ・役を担う人材が固定化してしまっている。兼務も多い。役を頼まれると断れず、自主性のある人が少ない。
- ・各団体同士の横との繋がりがなく、話し合う場がないため、活動内容の情報が共有できず、役割が重複していてもわからず、整理ができない。
- ・高齢者は多いが、長寿クラブの会員は集まらない。また、自治会での高齢者世帯の脱退が増加している。高齢者にとってIT化への対応は難しい。
- ・陶の3区（猿爪・水上・大川）合同で行事をしたくても、水上と大川は神事がある関係で一緒に行うのが難しい。また陶は交通費がかかる。

- ・日吉町では、人数が少ないため学童が成立していない。母親達が一生懸命に組織を作っているが、リーダーが長く続けていけるかが課題。

【目指すべき姿】

- ・役割を減らすことを目的とした話し合いを行い、やるべきことの合理化をはかる。
- ・女性が参加しやすい方法を探る（スポーツ大会やご飯会など、楽しく交流できる機会を通じて）。
- ・将来的には女性が区長・組長がしても良いのではないか。女性も複数名でなら活動がしやすくなり、加入にも繋がるのではないか。
- ・将来的には市からの公的なコーディネーターの派遣、あるいは予算的な支援をしていただかないと長続きしないのではないか。例えば、民生委員・児童委員を区の役員と位置付けるようにし、手当を支給するなど。
- ・働く場所の確保によるまちの活性化。それによる移住者の増加。
- ・手続きの簡略化。誰でも使いやすく生活がしやすいシステムが構築されるとありがたい。

【住民主体でできること】

- ・地域内の団体同士で連携を図った上で、役割の分担をする。役割をただ単に廃止・縮小していくのではなく、団体同士で話し合いを重ねて整理・精査していく。
- ・役員交代のローテーションを確立していく。
- ・近い年代同士で交流できる機会をつくり、そこからつながりを作っていく。夫婦で参加することにより女性同士のつながりもできるため、女性への参画を促すきっかけになる。
- ・今回のような懇談会をまたできるようにする（色々な人の話を聴く。聴いてみないと何もわからない）。
- ・区長会、民児協、まちづくり、社協支部とで食事等を一緒にしながらしゃべることができる機会をつくる。コロナ禍以降そういう場がなくなっているので、会議ではなく楽しみながらつながりを作るために、各団体との交流の場を設ける。

第3節 第4期計画の推進状況からみる課題

本計画を策定するにあたり、第4期計画の取り組みについて、関係各課に進捗状況を確認し、評価を行いました。

第4期計画

＜基本理念＞ 共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり

基本目標1 市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう

基本方針1 福祉に対する市民の意識づくり

- 2 地域における交流や生きがいつくりの推進
- 3 地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）
- 4 ボランティア・市民活動団体の活動の推進

基本目標2 地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう

基本方針1 地域における活動組織のネットワークづくり

- 2 地域のつながりを支える団体などの活動推進

基本目標3 地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう

基本方針1 分野横断的な支援体制の充実

- 2 情報提供の充実
- 3 福祉の人材確保
- 4 サービスの質の向上
- 5 権利擁護の推進
- 6 生活環境の整備
- 7 防災・防犯などに備えた体制の整備

基本目標4 自殺予防のまちづくりを進めよう

基本方針1 自殺予防に関する5つの基本施策の推進

- 2 自殺予防に関する3つの重点施策の推進

■評価の基準■

- A 施策を達成した。（ほぼ100%）
- B 概ね達成した。（75%程度）
- C 現在、施策・事業の達成に向けて動いている。（50%程度）
- D 計画通り遂行できなかった／一部事業の着手ができなかった。
- E 施策・事業に着手することができなかった。

基本 目標	基本 方針	取り組み	評価
1	1	「広報みずなみ」、ホームページなどを通じた福祉・保健に関する情報提供	B
1	1	福祉まつりの開催	B
1	1	健康まつりの開催	B
1	1	施設の行う地域交流事業の情報提供	B
1	1	連合自治会と民生委員・児童委員協議会の意見交換会の開催	E
1	1	市民からの情報発信の環境整備の支援	A
1	1	各地区町民会議の開催	C
1	1	福祉教育と交流事業の充実	B
1	1	学校における福祉教育の充実	A
1	1	公民館を利用した子ども向け講座の開催	A
1	1	中学生職場体験の実施	A
1	1	ふれあい体験の実施	C
1	1	街頭指導活動の推進	A
1	1	住民主体による地域福祉活動（見守り活動など）の支援	B
1	1	地域福祉や福祉活動の情報収集と情報提供	A
1	1	男女共同参画に関する学習会の開催	B
1	1	慣習・しきたりなどの見直しに向けた啓発	B
1	2	地域交流活動の実施（保育園・幼児園）	C
1	2	高齢者と子どもの交流の実施	C
1	2	親子交流・世代間交流事業などの開催	B
1	2	まちづくり活動を通じての世代間交流の推進	B
1	2	地域学校協働活動の実施（小学校・中学校）	A
1	2	いきいきサロンの開催支援	B
1	2	生活支援の実施	A
1	2	訪問指導の実施	A
1	2	認知症予防事業の実施	A
1	2	うつ予防・閉じこもり予防事業の実施	A
1	2	長寿クラブの活動支援	A
1	2	老人憩いの家による介護予防事業の開催	A
1	2	シルバー人材センターの運営支援	A
1	2	障がい者スポーツ・レクリエーション活動への支援	B
1	2	障がい者の社会参加活動への支援	B
1	2	障がい者の芸術・文化活動の活性化への支援	B
1	2	交流及び共同学習の推進	A
1	2	寿大学の開催	A
1	2	図書館での情報とサービスの提供	A
1	2	地域子育て支援センター事業の実施	B
1	2	民生委員・児童委員との協力	D
1	2	子育て支援講座の実施	B
1	2	児童館での子育て事業の実施	B
1	2	多文化共生の推進	C
1	3	地域の活動拠点づくりの検討（福祉活動の拠点、組織づくり）	E
1	3	老人憩いの家	B
1	3	福祉関連事業者の活用の検討（地域の拠点づくり、組織づくり）	E
1	3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	B
1	3	児童館の運営	B
1	3	子ども食堂の運営支援	B
1	3	児童遊園地の整備	A
1	3	都市公園遊具の整備・更新	A

基本 目標	基本 方針	取り組み	評価
1	3	宅老所事業の支援	A
1	4	広報紙、ホームページの積極的活用	A
1	4	社会福祉協議会を軸とした関連団体などとの連携	A
1	4	市民活動補償制度の設置	A
1	4	ボランティア・市民活動センターの支援	A
1	4	子ども会連合会との連携	A
1	4	ジュニアリーダーズクラブの指導・活用	D
1	4	中学校との連携	A
1	4	地域活動の活性化支援	C
2	1	地域ネットワークづくりの支援	C
2	1	子育て支援ネットワークづくりの推進	B
2	1	非行防止活動などネットワークづくり	A
2	1	身体障がい者相談員・知的障がい者相談員と民生委員・児童委員との連携支援	E
2	1	地域活動団体間の連携支援	B
2	1	療育機能の強化	A
2	1	専門機関など幅広い障がい者福祉ネットワークの確立	C
2	1	医療機関と連携した高齢者の支援	B
2	2	社会福祉協議会への運営支援	A
2	2	民生委員・児童委員協議会への支援と連携	A
2	2	長寿クラブ連合会の活動支援	A
2	2	まちづくり推進組織による地域課題解消に向けた取り組み支援	B
2	2	児童館の利用の多様化	B
3	1	高齢者に関する相談および苦情などの相談の充実	A
3	1	健康教育・健康相談などの実施	A
3	1	子育て相談（保育園・幼稚園・児童館）の実施	B
3	1	子育て相談の充実	B
3	1	児童相談体制の整備	A
3	1	母子に対する健康など相談の実施	A
3	1	岐阜県母子家庭など就業自立支援センターの周知	A
3	1	子育て世代包括支援センター事業	A
3	1	障がい者の就労相談支援の実施	B
3	1	障がい者相談・療育体制の強化	B
3	1	障がい者総合相談支援体制の強化	B
3	1	こころの健康相談事業等の周知	A
3	1	ひきこもり相談窓口の情報提供	B
3	1	ひきこもりの人への支援	B
3	1	生活困窮者支援体制の充実	A
3	1	生活困窮者の早期発見及び支援体制の充実	B
3	1	刑を終えて出所した人への支援	B
3	1	地域生活定着支援センターとの連携による支援	E
3	1	地域総合支援協議会による障がい者相談体制の充実	B
3	1	要保護児童対策地域協議会の実施	A
3	1	ケース会議等を通じた連携・体制づくり	B
3	1	地域ケア会議の充実	A
3	1	ピアカウンセリング体制の検討	A
3	1	事業所に対する支援	D
3	2	介護保険及び高齢者福祉サービスの広報活動の充実	A
3	2	遊び場マップの活用	B

基本 目標	基本 方針	取り組み	評価
3	2	子育て支援総合ガイドブックの作成	A
3	2	子育て世帯へのバリアフリー情報提供	A
3	2	仕事と子育ての両立のための情報提供	B
3	2	市ホームページの拡充	A
3	2	防災・防犯「絆」メールによる市民への防災・防犯情報の提供	B
3	2	母子健康手帳アプリの充実	B
3	2	高齢者などの情報弱者の支援	A
3	2	地域情報格差の解消	A
3	2	関係機関との連携・地域の教室などを通じた情報提供	A
3	2	民生委員・児童委員を通じた情報提供	B
3	3	地域のＩＴリーダーやボランティアの育成・確保	A
3	3	各種ボランティア講座の支援	B
3	3	シルバーボランティアの育成支援	C
3	3	各種養成研修への参加推進	B
3	3	専門分野の人材育成の検討	D
3	4	保育サービス評価事業の実施	B
3	5	日常生活自立支援事業の利用推進	D
3	5	成年後見制度の利用促進	A
3	5	養育支援訪問事業	A
3	5	要保護児童対策地域協議会の機能強化	A
3	5	子ども家庭総合支援拠点の設置	A
3	5	子育て短期支援事業	A
3	5	児童虐待対策の推進	A
3	5	高齢者虐待対策の推進	A
3	5	障がい者虐待対策の推進	C
3	5	母子保健事業	A
3	5	苦情解決の周知	B
3	5	＜保育園・幼児園＞苦情解決の推進	A
3	6	バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進	B
3	6	道路の整備	C
3	6	公園などの整備	A
3	6	駅周辺の整備	B
3	6	幼児園の整備	A
3	6	子育て支援センター親子教室の実施	B
3	6	幼児園の園庭開放	B
3	6	幼保合同活動事業の実施	A
3	6	移動支援事業の充実（高齢者）	D
3	6	リフト付福祉タクシー事業の実施	B
3	6	利用しやすい公共交通の運行	C
3	6	移動支援事業の充実	A
3	6	重度心身障がい者（児）福祉タクシー事業の実施	A
3	6	住宅修繕相談の実施	A
3	6	障がい者の生活の場の確保	C
3	6	日中活動の場の充実	A
3	6	住宅改修の推進	B
3	6	市営住宅の整備	A
3	6	企業誘致の推進	B
3	6	高校生の市内就職促進	B
3	6	若者、生活困窮者、障がい者の就労支援	C

基本 目標	基本 方針	取り組み	評価
3	7	緊急通報装置（あんしんネットワークシステム）の設置	C
3	7	防災ネットワークの整備	C
3	7	地域の防災リーダー、自主防災組織の育成	B
3	7	災害時の避難行動要支援者支援体制の確保	C
3	7	避難所の確保	D
3	7	防犯・防災、緊急時の支援	B
3	7	災害ボランティア連絡調整会議開催	E
3	7	交通安全活動の実施	B
3	7	防犯対策の実施	B
3	7	交通安全施設の整備	B
3	7	交通安全教室の開催	B
3	7	LED防犯灯の整備	B
3	7	危険防止用資材の支給	B
3	7	関係団体との提携	B
4	1	こころの健康に関する啓発	A
4	1	自殺予防週間を通じた啓発の実施	A
4	1	子育て支援情報誌発行事業	A
4	1	こころの健康相談事業等の周知	A
4	1	各種相談からの情報把握と共有体制の整備	B
4	1	健康相談	A
4	1	こころの体温計（メンタルヘルスチェック）による相談窓口周知	A
4	1	障がい者に関する相談の実施	A
4	1	結婚相談事業	A
4	1	各分野の会議における自殺対策の推進	D
4	1	家庭児童相談	A
4	1	市民相談事業	B
4	1	職員通常研修事業	A
4	1	職員健康相談事業	B
4	1	ゲートキーパー養成研修の開催	A
4	1	関連研修会への積極的参加	E
4	1	教職員のいじめや虐待対応のための研修実施	A
4	1	民生委員・児童委員研修の実施	B
4	1	瑞浪市地域総合支援協議会の開催	B
4	1	要保護児童対策地域協議会	A
4	1	関係機関ケース会議の開催と支援	A
4	1	自殺対策にかかる連携体制づくり	C
4	1	不登校児童生徒支援	A
4	1	スクールカウンセラー派遣	A
4	1	学級満足度調査	A
4	1	いじめ110番ダイヤルの設置	B
4	1	SOS の出し方についての指導の実施	A
4	2	高齢者やその介護者への相談窓口	A
4	2	介護予防教室の開催	A
4	2	高齢者支援事業	A
4	2	認知症対策事業	A
4	2	認知症カフェの開催	A
4	2	生活困窮者自立支援事業	B
4	2	生活保護業務	B
4	2	消費生活相談事業	B

基本 目標	基本 方針	取り組み	評価
4	2	子育て支援情報誌発行事業【再掲】	A
4	2	妊娠期からの母子保健活動における相談支援	A
4	2	乳幼児健診、相談時における保健指導の実施	A
4	2	結婚相談事業【再掲】	A
4	2	多様な子育て支援事業の推進	B
4	2	家庭児童相談【再掲】	A
4	2	養育支援訪問事業	A
4	2	若者世代へのこころの体温計と相談窓口等の周知	A
4	2	不登校児童生徒支援【再掲】	A
4	2	スクールカウンセラー派遣【再掲】	A
4	2	学級満足度調査【再掲】	A
4	2	いじめ110番ダイヤルの設置【再掲】	B
4	2	SOS の出し方についての指導の実施【再掲】	A

【基本目標 1】市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう

～みんなで地域活動へ参加しよう！～

1 福祉に対する市民の意識づくり

広報やホームページ、SNS を活用した情報発信や福祉教育を継続的に実施しましたが、今後はさらに SNS の活用について検討する必要があります。

福祉まつりなどのイベントによる地域交流事業はコロナ禍が落ち着いた以降は概ね再開されており、今後も継続していきます。

自治会、民生委員・児童委員、福祉委員の意見交換会の開催については地域差があり、市全体としての意見交換会の実施が必要です。市民が地域福祉に積極的に参加できる仕組みづくりに向けた活動の実施が必要ですが、コロナ禍を経て、担い手不足や高齢化により従来の大きな地域行事の実施は困難になっている地区もあり、実状に応じた取り組みが必要です。

2 地域における交流や生きがいづくりの推進

地域・世代間の交流はコロナ禍で一時停滞したものの、地域の将来像や課題解決のための具体的行動計画を記載した地域計画が令和5年度に策定され、計画実現に向けた活動の活発化により交流機会の増加にも寄与しています。地域の現状による活動のバラつきが課題となっています。

児童館や子育て支援センターにおける子育て支援事業が進められている一方で、地域の外国人への支援について、多文化共生に向けた事業の実施検討が必要です。

3 地域における資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）

基本目標 1 の中で最も低い評価となっており、施策を 100%達成したとする A 評価の割合は 33.3%です。地域の拠点づくりでは福祉団体と地域住民の連携が必要ですが、福祉団体は様々な形態があり、窓口となる関連部署間の連携も課題です。

また子どもの居場所づくりでは、事業者への支援と裾野の拡大、放課後児童支援員の確保や待機児童の解消が課題となっています。

4 ボランティア・市民活動団体の活動の推進

A 評価の割合が 75%と、基本目標 1 の中で最も高い評価です。社会福祉協議会のボランティアセンターを軸に各種メディアを通じたボランティア活動の周知や、ニーズに合った講座等を実施しました。一方で、自治会活動の必要性の理解醸成が課題です。

【基本目標 2】地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう

～みんなで支え合い、助け合おう！～

1 地域における活動組織のネットワークづくり

子ども・子育て会議や青少年育成市民会議を通じて情報交換・活動交流を実施しました。地域単位において、地域福祉団体の相互連携に向けた地域ネットワークづくりを支援する必要があります。

また障がい者福祉や高齢者福祉に関する専門機関間のネットワークづくりとして、瑞浪市地域総合支援協議会の定期的・継続的な開催や東濃圏域で行う各種会議の活用、医療機関との連携等も引き続き継続していくことが必要です。

2 地域のつながりを支える団体などの活動推進

A 評価が 60.0%と高く、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、長寿クラブ連合会、まちづくり推進組織といった福祉を支える団体、ボランティア団体への支援を進めています。

【基本目標 3】地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう

～みんなが身近な地域で安心して暮らせるようにしよう！～

1 分野横断的な支援体制の充実

子どもから高齢者までライフステージに応じた相談支援、障がい者の療養・就労支援、ひきこもりへの相談支援、生活困窮者の相談支援等推進するなかで、窓口間の連携は取れているものの、複雑・複合化した課題や制度の狭間の課題等の対応や早期解決に向けた包括的な相談・支援体制の整備が課題となっています。

2 情報提供の充実

A 評価が 61.5%と高く、IT の活用による情報提供の充実を図るとともに、情報格差を解消する取り組みを推進しました。令和 2・3 年度に日吉町と大湫町の一部で民間インフラを活用した光ファイバー回線整備事業により地域情報格差の解消を実施しました。一方で母子健康手帳アプリは、運営団体の都合で妊娠・出産・育児を記録機能以外は使用できなくなるなどの課題もあり、国の動向を注視しながら、よりよいアプリの活用を検討する必要があります。

また、ガイドブック・パンフレットの作成やホームページの更新を継続的に実施しました。今後はホームページに関して、様々な端末からの閲覧ができるよう、また高齢者や障がい者に配慮した操作性の向上や誰でもウェブにアクセスできるよう音声機能にも配慮した機能の向上等を図る必要があります。

3 福祉の人材確保

A評価が20.0%と低く、福祉の人材確保は課題となっています。多様性社会に対応できるよう、地域活動団体や事業者等との情報交換を行いながら、ニーズに沿った専門的かつ幅広い知識を持つ人材育成を検討する必要があります。

4 サービスの質の向上

概ね達成の評価となり、保育サービスの第三者評価を実施し、評価結果の公表方法を検討していきます。

5 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業の実施における権利擁護、成年後見制度の利用促進、虐待防止の推進等がなされており、A評価が75.0%と高くなっています。成年後見では令和3年度に設置された成年後見センターと連携し、必要な支援を進めています。児童虐待対策として取りこぼしのない支援体制に向けて令和6年度にこども家庭センターを設置する等様々な権利擁護の取り組みを進めています。

6 生活環境の整備

バリアフリー化・ユニバーサルデザインを取り入れた施設整備・改修を継続的に実施しました。また、コミュニティバスについては、主に市中心部ではバリアフリーに配慮した車両にて運行を継続しました。その他の地域では、山間部を運行するため、場所によっては幅員が狭く急傾斜があるため、低床バス車両では運行が困難であることが課題です。さらに外出支援の充実に向け、地域住民を交えた勉強会等を通じて制度周知等を行っていく必要があります。

7 防災・防犯などに備えた体制の整備

防災マップや防災マニュアルの改訂などの防災体制整備を進め、交通安全・防犯対策を継続的に実施しました。

健康状態に不安を持つ一人暮らし高齢者などを対象とした緊急通報装置（あんしんネットワークシステム）の設置については、民生委員を通じて申請のあった世帯にはすべて設置されましたが、固定電話のない世帯への設置、協力員が確保できない方への設置等の課題があります。

防災訓練実施地区に偏りがあり、実施していない地区への呼びかけが必要です。避難行動要支援者の把握と個別避難計画の結び付けや、福祉避難所の運用や医療機関等との連携も課題です。

防災リーダー・防災士の高齢化に伴い、次世代の防災リーダー、女性防災リーダーの育成も必要です。災害発生時の外部からの支援の受け入れ体制の整備や役割分担を明確化するための災害ボランティア連絡調整会議の設置に向けた検討が必要です。

【基本目標4】自殺予防のまちづくりを進めよう

～誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指そう！～

1 自殺予防に関する5つの基本施策の推進

Aの評価が67.9%と高く、広報やホームページにて相談窓口等の周知啓発を実施した他、職員・教員・中学生（3年生）向けのゲートキーパー養成研修を実施しました。中学生向けの学級満足度アンケートは、ICTの活用により児童生徒のSOSを見逃さないよう適宜情報を収集できるシステムのものに変更しました。

2 自殺予防に関する3つの重点施策の推進

高齢者、生活困窮者、子ども・若者への支援強化を進めており、Aの評価が76.2%と高くなっています。

第3章 計画の基本理念と施策体系

第1節 計画の基本的な視点

第5期地域福祉計画の基本的な視点としては、次に掲げる6つの原則に基づき策定します。

(1) 地域の個別性尊重の視点

日常暮らしている身近な地域での福祉を重視すること。

(2) 利用者主体の視点

福祉サービス利用者の選択の自由が確保されること。

認知症高齢者や障がい者をはじめとした社会的弱者の権利が擁護されること。

(3) ネットワーク化の視点

福祉と保健と医療の連携や、多様なサービス提供者間のネットワーク化により、福祉サービスが地域社会の中で、効果的かつ効率的に提供されること。

(4) 公民協働の視点

地域住民、事業者、NPO、行政、社会福祉協議会が役割分担を踏まえながら、協働して地域福祉の実現にあたること。

(5) 住民参加の視点

地域福祉の実現にあたっては、地域住民主体での取り組みを尊重し、さまざまな支援を図ること。

(6) 地域共生社会実現の視点

社会構造の変化や人々の暮らしの変化、複雑化・複合化した生活課題、制度の狭間の二重・三重や孤独・孤立問題を踏まえ、制度や分野ごとの『縦割り』ではなく、誰もが支え、支えられる福祉の環境構築に向け、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくこと。

第2節 基本理念及び施策体系

1. 計画の基本理念

第7次瑞浪市総合計画の将来都市像としてうたわれている「幸せ実感都市 みずなみ 〜いっしょに創ろう 夢ある未来〜」の実現のためには、市民と行政の協働により、安心して子育てができる環境、高齢者がいきいきと生活できる環境、さらには障がい者が自立し、いきいきと安心して生活できる環境を整え、快適な生活ができる社会の実現が求められています。

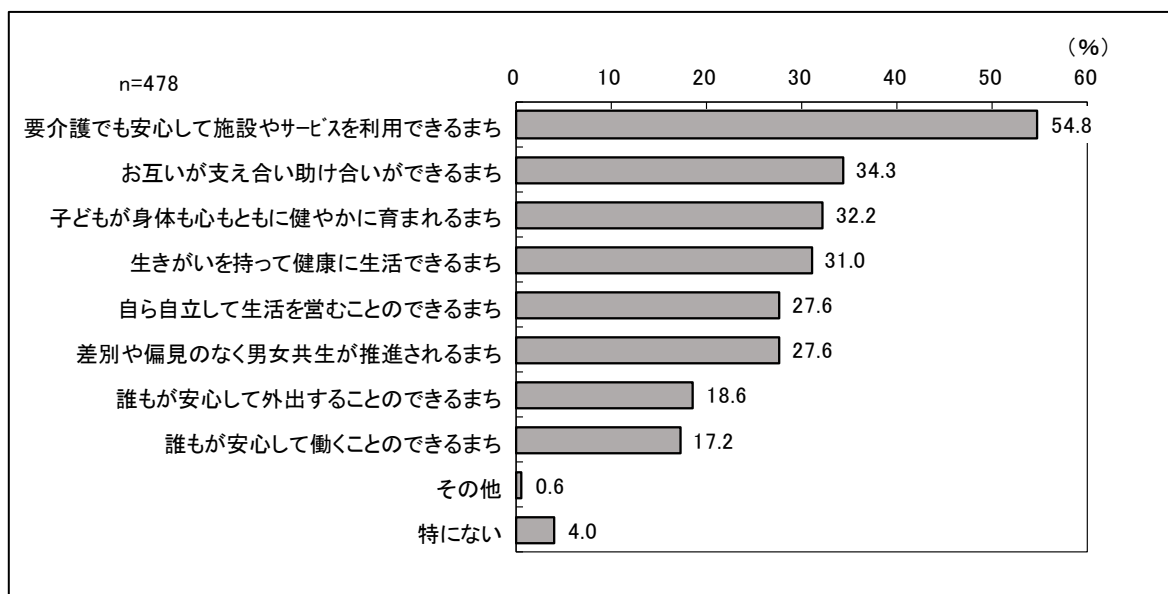
そこで、本計画では、市民が幸せを実感できるまちづくりと地域共生社会の実現を目指し、「共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり」を基本理念として地域福祉に関わる総合的・計画的な施策を展開します。

■基本理念■

共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり

参考) 市民アンケート調査結果より

図表 瑞浪市をどんな福祉のまちにしたいか（全体／複数回答）



2. 基本目標

基本理念である“共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり”の実現を目指し、次の3つの基本目標に沿って施策を推進します。

【基本目標1】市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう

～みんなで地域活動へ参加しよう！～

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりが互いにふれあい、支え合いの意識を持つと共に、人と人とのつながりを持ち、地域活動につなげていくことが重要です。

そのために、さまざまな世代の交流の推進や地域における交流の場を整備し、日常的にふれあいのある地域を目指します。また、ボランティア・市民活動団体の活動の推進を通じて、市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ります。

【基本目標2】地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう

～みんなで支え合い、助け合おう！～

誰もが共に住み慣れた地域で生き生きと暮らすためには、地域における助け合い、支え合いが重要であり、そのための仕組みづくりが必要です。

個人や自治会、民生委員・児童委員など地域を構成するさまざまな組織・団体による支え合い活動を推進すると共に、ボランティアや NPO などによる支援活動を推進します。また、地域で連携して福祉活動が展開されるための「ネットワーク」づくりを推進します。

【基本目標3】地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう

～みんなが身近な地域で安心して暮らせるようにしよう！～

障がい者や身体機能の低下した高齢者、また次世代を担う子どもや若者、子育て世代など誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らすことのできるまちづくりが求められており、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進が必要です。

地域住民の複雑化・複合化した生活課題や制度の狭間のニーズに対応できるよう、既存の各分野の相談体制を活かしつつ、包括的な支援相談体制（重層的支援体制）の構築を目指します。

地域社会の中で、自分たちに必要な福祉に関する情報を得ると共に、福祉に関する悩み事なども気軽に相談できる仕組みづくりや、適切なサービスを受けやすくするための支援の充実、防災・防犯などに備えた体制の整備などを通じて、地域で共に暮らすための生活環境の向上を図り、地域共生社会の実現を目指します。

3. 施策体系

〈基本理念〉

共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり

基本目標 1

市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう

～みんなで地域活動へ参加しよう！～

〈基本方針〉

〈施策の方向性〉

(1) 福祉に対する市民の意識づくり	①地域福祉に関する積極的な情報提供
	②イベント等を通じた地域福祉に関する普及・啓発の推進
	③地域福祉に関する意見交換会等の場づくり・仕組みづくり
	④次世代への働きかけ（福祉教育の充実、体験学習）
	⑤あいさつ運動、見守り・声かけ運動の推進
	⑥男女がともに参画できる地域活動などの推進
(2) 地域における交流や生きがいつくりの推進	①世代間交流の推進
	②高齢者・障がい者の社会参画への支援
	③生涯学習の推進
	④地域での子育て支援の充実
	⑤地域の外国人への支援
(3) 地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）	①地域の拠点づくり
	②子どもの居場所づくり
(4) ボランティア・市民活動団体の活動の推進	①ボランティア活動などに対する情報提供の充実
	②ボランティア活動などに参加しやすい仕組みづくりの検討
	③ボランティアセンター機能の充実
	④子どものボランティア活動などへの参加推進

基本目標 2

地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう

～みんなで支え合い、助け合おう！～

<基本方針>

<施策の方向性>

(1) 地域における活動組織のネットワークづくり	①情報交換・活動交流のためのネットワークづくりの推進
	②地域福祉団体の相互連携の支援
	③社会資源のネットワークづくりへの働きかけ
(2) 地域のつながりを支える団体などの活動推進	①社会福祉協議会への支援
	②地域の福祉を支える団体などへの支援
	③地域組織やボランティア団体などへの支援
	④自治会活動などへの支援
(3) 福祉の人材確保・育成	①ボランティア・シルバーボランティアの育成・支援
	②専門分野の人材確保・人材育成

基本目標 3

地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう

～みんなが身近な地域で安心して暮らせるようにしよう！～

＜基本方針＞

＜施策の方向性＞

(1) 包括的・分野横断的な相談・支援体制の充実	① ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の充実
	② 制度の狭間の問題、制度の縦割りを越えた対応の充実
	③ 生活困窮者対策の推進
	④ 就労支援の充実
	⑤ 犯罪をした人等への社会復帰の充実
	⑥ 健康・医療・福祉の相談機関のネットワークづくり
	⑦ 同じ立場の人による相談体制づくり（ピアカウンセリングなど）
(2) 情報提供の充実	① 多様な情報の提供
	② IT を活用した情報の共有化の推進
	③ 地域の隅々まで福祉情報が流れる仕組みづくり
(3) 権利擁護の推進	① 日常生活自立支援事業の推進
	② 虐待防止の推進
	③ 福祉サービス全般に関する苦情解決の推進
(4) 生活環境の整備	① 公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
	② 住宅環境の整備
	③ 外出支援の充実
(5) 防災・防犯などに備えた体制の整備	① 緊急時、災害時に対する支援体制の充実
	② 防犯対策の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 市民の地域福祉活動などへの積極的な参加を図ろう

～みんなで地域活動へ参加しよう！～

1. 福祉に対する市民の意識づくり

【基本方針】

地域住民が安心して暮らせるよう、行政、NPO 法人、ボランティア、地域住民などがともに連携・協働して地域ぐるみで支え合う地域福祉の役割が高まっており、地域での助け合いの意識の向上が求められています。

地域福祉に関する情報の積極的な発信を行っていくと共に、福祉教育の充実などにより子どもの福祉への関心を高めるなど、全ての市民が福祉に関する情報を得やすく、話し合いや地域活動等に参加しやすい仕組みづくりに努め、地域での助け合いの意識の向上を図ります。

※具体的取り組みの見方

活動主体：それぞれの取り組みについて、行政と共に協働して活動の主体を担う主な市民、団体などについて整理しました。

《市 民》	市民一人ひとり
《地域活動団体》	自治会、まちづくり推進組織、民生委員・児童委員、長寿クラブ、障がい者団体、子ども会、道路・河川・公園等の里親登録団体など
《ボランティア団体、NPO》	ボランティア団体、NPO法人など
《事業者》	企業、商店、福祉サービス提供事業者など
《社会福祉協議会》	瑞浪市社会福祉協議会、支部社協

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（１）地域福祉に関する積極的な情報提供

「広報みずなみ」やホームページなどを活用して、地域福祉に関する情報提供の充実を図ります。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
「広報みずなみ」、ホームページなどを通じた福祉・保健に関する情報提供	地域住民が福祉・保健に関する情報を得やすくするため、わかりやすい情報提供に努めます。また、SNS 活用についても検討します。	継続	ボランティア団体 NPO 事業者 社会福祉協議会

（２）イベント等を通じた地域福祉に関する普及・啓発の推進

福祉まつり、健康まつりなどの福祉イベントを開催し、各福祉施設が行う地域交流事業など地域福祉に関する情報を積極的に発信することで、地域福祉に関する普及・啓発を図ります。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
福祉まつりの開催	地域福祉活動に関わる団体や多くの人に参加を呼び掛け、普及・啓発を図ります。	継続	市民 地域活動団体 ボランティア団体 NPO 事業者 社会福祉協議会
健康まつりの開催	医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとした各種団体と連携し、市民の健康づくりに対する意識の向上と普及啓発に努めます。	継続	市民 地域活動団体 ボランティア団体 NPO 事業者
施設の行う地域交流事業の情報提供	広報紙やホームページなどの活用により、施設の行う地域交流事業の情報提供などに努めます。	継続	地域活動団体 ボランティア団体 NPO 事業者 社会福祉協議会

(3) 地域福祉に関する意見交換会等の場づくり・仕組みづくり

地域住民主体で行う意見交換会などの開催などを進め、地域住民の交流の活性化や自らの意見を発信できる仕組みづくりを推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
連合自治会と民生委員・児童委員協議会の意見交換会の開催	連合自治会と民生委員・児童委員協議会による地域福祉などの意見交換会を開催します。	継続	地域活動団体
各地域の区長会、民生委員・児童委員、福祉委員による意見交換会の開催	地域ごとに区長会、民生委員・児童委員、福祉委員による地域福祉などの意見交換会を開催します。	継続	地域活動団体
市民からの情報発信の環境整備の支援	市のホームページに地域のまちづくりコーナーを設置し、各地区まちづくりのホームページや広報紙を掲載し、情報発信していきます。	継続	地域活動団体 ボランティア団体 NPO
青少年育成市民会議と各地区町民会議との連携	青少年育成市民会議と各地区青少年育成町民会議が連携して、青少年の非行・被害防止啓発活動や交流事業等を実施し、地域の大人と青少年が交流できる場を創出します。	継続	地域活動団体
地域福祉や福祉活動の情報収集と情報提供	先進事例を収集し、地域に合った福祉活動を検討し、新しい活動への取り組みに対して支援を図ります。	継続	地域活動団体 社会福祉協議会

(4) 次世代への働きかけ（福祉教育の充実・体験学習）

学校教育における「総合的な学習の時間」の活用や職場体験等を通じて、社会福祉協議会等との連携による福祉教育の充実を図ります。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
福祉教育と交流事業の 充実	福祉に関わる学習や交流事業として社会福祉協議会が行う小中学校への講座開催を支援します。	継続	社会福祉協議会
学校における福祉教育 の充実	総合的な学習の時間における「福祉」の学習の 充実と交流を行います。	継続	社会福祉協議会
公民館を利用した子ども 向け講座の開催	郷土愛を育み、地域福祉につながるような講座 を開催します。	継続	ボランティア団体 NPO
中学生職場体験の実施	中学生の職場体験を行う中で、福祉に興味のある 生徒の職場体験先と福祉施設との連携を図り ます。	継続	事業者
ふれあい体験の実施	各子ども園・保育園において地域の小中学生の 体験学習や職場体験、ボランティアなどを積極 的に受け入れ、ふれあいの機会づくりを行います。	継続	地域活動団体

(5) あいさつ運動、見守り・声かけ運動の推進

街頭指導や、長寿クラブによる見守り活動などを推進し、地域住民間のコミュニケーションの活性化を図ります。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
街頭指導活動の推進	東濃西部少年センター等によるあいさつ、声掛 け運動を支援します。	継続	地域活動団体
住民主体による地域福 祉活動（見守り活動な ど）の支援	民生委員・児童委員、福祉委員や長寿クラブに よる見守り活動を支援します。	継続	市民 地域活動団体 社会福祉協議会

(6) 男女が共に参画できる地域活動などの推進

「性別による固定的役割分担意識」を解消し、男女が共に「地域づくりの担い手」として参画できるよう学習会などを開催し、意識啓発を行います。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
男女共同参画に関する 学習会の開催	男女共同参画に関する意識の普及、啓発のために講演会や学習会を開催します。	継続	地域活動団体 ボランティア団体
慣習・しきたりなどの 見直しに向けた啓発	家庭や地域、職場などに根強く残る「性別による固定的役割分担意識」を解消するための啓発を行います。	継続	地域活動団体 ボランティア団体

2. 地域における交流や生きがいのづくりの推進

【基本方針】

高齢化の進展等から地域のコミュニティの維持が難しくなった一方で、人とのふれ合いの中で生きがいを持って暮らしたいという意欲も大切です。

各地区のまちづくり推進組織等が実施する事業を通じて地域住民同士の交流活動を推進すると共に、高齢者や障がい者などの社会参画を支援します。シニア世代等が長年培った技能等を発揮する場や地域活動に活かす機会等の提供及び支援として、長寿クラブへの加入やシルバー人材センターへの会員登録の促進に努めます。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（１）世代間交流の推進

子どもから高齢者まで、各世代が気軽に交流できる機会づくりを行い、コミュニケーションの活性化を図ります。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
地域交流活動の実施 （こども園・保育園）	公民館活動や長寿クラブ活動への積極的な参加 及び福祉施設訪問を実施します。	継続	地域活動団体
高齢者と子どもの交流 の実施	三世代交流事業や祖父母参観を実施します。	継続	市民 地域活動団体
親子交流・世代間交流 事業などの開催	公民館事業の寿大学・文化祭などにおいて学習 内容を検討し、交流を図ります。	継続	地域活動団体
まちづくり活動を通じ た世代間交流の推進	各地区のまちづくり推進組織が実施する事業を 通じて、子どもから高齢者までが気軽に交流で きる機会を提供します。	継続	地域活動団体
地域学校協働活動の実 施 （小学校・中学校）	「地域と共にある学校」づくりを目指し、学校 の学習や行事・地域の行事における相互交流な どを通して、学校と地域が円滑に連携できるた めに必要な支援を行います。	継続	地域活動団体

(2) 高齢者・障がい者の社会参画への支援

高齢者の健康寿命の延伸を目指し予防事業を推進します。また、高齢者や障がい者が趣味や就労などで生きがいを持ち社会参画できるよう、自立して活動するための支援や、交流を通じた活動の場づくりなどの支援を図ります。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
認知症予防事業の実施	認知症の早期発見及び早期対応を目的に、認知症に関する相談や知識の普及、認知症予防の教室などを行います。	継続	市民 地域包括支援センター
介護予防事業の実施	高齢者が要介護状態となることなく、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域包括支援センターと連携して各種の健康教室を開催します。	継続	地域包括支援センター
長寿クラブの活動支援	長寿クラブ連合会及び単位長寿クラブにおいて、花壇づくり、健康体操、清掃作業など高齢者同士の交流推進や地域の社会奉仕活動、生きがいづくり・健康づくりのための活動を進めます。	継続	市民
老人憩いの家による介護予防事業の開催	高齢者が心身共に健康で、生きがいを持って生活できるよう、要介護状態になることを予防する事業を行います。	継続	市民 社会福祉協議会
シルバー人材センターの運営支援	安定的・継続的な運営のための支援を行います。	継続	市民
高齢者支え合い活動への支援	助け合い・支え合いの仕組みづくりを進めるため、生活支援コーディネーターを配置します。コーディネーターとともに支え合いの地域づくりに向けた話し合いの場を設け、支え合い活動の活性化を図ります。	継続	市民 地域活動団体 NPO 社会福祉協議会 事業者
高齢者安心支え合い制度事業（ささエールポイント事業）の実施	高齢者を支援する人の介護予防や高齢者への支え合い活動を奨励するため、市の指定する支援活動に対し、ポイントを付与し、商品券と交換できるささエールポイント事業を実施します。	継続	市民 地域活動団体 NPO 社会福祉協議会 事業者
シルバーリハビリ体操指導士の活動支援	シルバーリハビリ体操指導士養成事業を定期的に行うとともに、地域住民の通いの場の情報提供を行う等、養成した指導士の活動支援を行います。	新規	シルバーリハビリ体操指導士

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
障がい者スポーツ・レクリエーション活動への支援	岐阜県障害者スポーツ協会の運営を支援します。また、同協会が主催する岐阜県パラスポーツ大会等への参加促進のため、瑞浪市身体障害者福祉協会との連携に努めます。	継続	地域活動団体
障がい者の社会参加活動への支援	瑞浪市地域総合支援協議会の就労部会において、就労系障害福祉サービス事業所と就労及び雇用に関する課題を共有し、就労環境の向上に努めます。また、瑞浪市身体障害者福祉協会による社会参加促進事業を支援し交付金を交付します。	継続	地域活動団体
障がい者の芸術・文化活動の活性化への支援	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、福祉・文化・教育関係部局と連携しながら、鑑賞・製作・発表等の機会の拡充を図ります。	継続	地域活動団体
交流及び共同学習の推進	障がいのある児童と障がいのない児童とが、日常的な交流や共同体験を通じて互いに理解を深め合い、共に豊かな人間性を育むことができるよう、特別支援学級と通常学級、小中学校と特別支援学校など学校内や学校間などにおいて交流及び共同学習の推進を図ります。また、地域にある福祉関係施設との交流を進めます。	継続	事業者

（３）生涯学習の推進

生涯学習を通じて、すべての市民が積極的に地域活動に参加できるよう、学習の場の拡充を図ります。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
寿大学の開催	公民館主催の高齢者学級であり、健康で生きがいのある人生を創造するための生涯学習の場として実施します。	継続	市民
図書館での情報とサービスの提供	図書館において、録音図書、点字図書や拡大図書、視聴覚資料などを充実します。また、高齢者・障がい者への宅配サービスをボランティアの協力を得て実施します。	継続	ボランティア団体 NPO

(4) 地域での子育て支援の充実

子育て支援センターや民生委員・児童委員などとの連携を図り、育児相談、講座の開催、親子交流の場づくりなど身近な地域での子育て支援活動を推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
地域子育て支援センター事業の実施	市内4か所の子育て支援センターにおいて、育児相談、育児サロン、親子教室、子育てサークル育成などを実施します。	継続	市民
民生委員・児童委員との協力	各地区の民生委員・児童委員との連携を図り、要保護児童の把握、虐待などへの早期の対応に努めます。	継続	地域活動団体
子育て支援講座の実施	親子を対象にして子育て支援となるような講座を開催します。	継続	ボランティア団体 NPO
児童館での子育て事業の実施	市内4か所の児童館において、子育て相談、親子教室などを実施します。	継続	社会福祉協議会

(5) 地域の外国人への支援

地域の外国人が、孤立することなく、安心して地域での生活が送れるよう市民との交流・理解を深めていくための支援を推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
多文化共生の推進	地域の外国人が地域で安心して生活できるよう日本や地域の理解を深めるための支援に努めます。	継続	ボランティア団体 NPO 事業者

3. 地域にある資源の活用（交流の場づくり、地域の拠点の整備）

【基本方針】

市民による地域福祉活動が継続して続けられるためには、拠点となる場所が不可欠であり、既存の地域施設の有効活用が求められます。

高齢者の生きがいづくりを目的に、老人憩いの家や宅老所等の利用の推進を図ります。また、公共施設や地域の空き施設などの有効活用を図ると共に、安心して子どもを育てられるよう、すべての子どもたちにとって安心・安全な居場所づくりに努めます。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（１）地域の拠点づくり

既存の施設や地域の福祉関連事業者の有効活用を図りつつ、地域住民のふれあいの場や、福祉活動の拠点づくりを推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
地域の活動拠点づくり の検討	地域の福祉団体を中軸とし、地域住民のふれあいや、福祉活動ができるような場や機会を設けて、交流を図ります。	継続	事業者 社会福祉協議会
老人憩いの家	高齢者の健康増進、教養の向上に役立てるために市内3か所で運営します。	継続	市民 社会福祉協議会
宅老所事業の支援	宅老所の運営及び活動を支援します。	継続	NPO
住民ボランティアによる 高齢者デイサービス への支援	「稲津いなほ」等、住民ボランティアによる高齢者デイサービスを行う団体を支援します。	継続	ボランティア団体
いきいきサロンの開催 支援	地域住民が気軽に集える場所づくりを通じて、地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」「健康づくり」を進める社会福祉協議会が行ういきいきサロンの開催を支援します。	継続	社会福祉協議会

(2) 子どもの居場所づくり

すべての子どもたちの遊び場や活動場所となる安心・安全な居場所づくりを推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校1年生～6年生までの児童を対象に、授業終了後、適切な遊び及び生活の場を与え、健全育成を図る放課後児童クラブを支援します。	継続	地域活動団体 NPO
子ども発達支援センターぽけっとの運営	障がいや発達の遅れなどのある児童を対象に、療育支援等の支援に結び付けるための相談対応を行います。	継続	社会福祉協議会
不登校児童生徒支援	教育支援センターにおいて不登校児童生徒への支援と保護者への相談支援を行います。	継続	
子どもの居場所づくり支援	学校の長期休暇期間中等に安心・安全に過ごすことができる子どもの居場所を運営する事業者等に補助金を交付し、支援します。	新規	地域活動団体
児童館の運営	児童健全育成を目的とした、市内4館の児童館を、指定管理者制度を活用して運営します。	継続	社会福祉協議会
子ども食堂の運営支援	地域における子どもの居場所づくりと、子どもと地域住民との交流の促進を図るため、子ども食堂を開設及び運営する団体を支援します。	継続	地域活動団体
児童遊園地の整備	定期点検と修繕の実施により、安心・安全な児童遊園地の環境整備を図ります。 また、維持管理や軽微な修繕について、各区に原材料の支給を行います。	継続	地域活動団体
都市公園遊具の整備・更新	都市公園法施行規則に基づく定期点検を実施するとともに、必要な改修・更新を行い、安心して安全に利用できる公園環境を維持します。	継続	地域活動団体
こども園の整備	こども園の改修、施設整備を実施します。	継続	
子育て支援センター親子教室の実施	子育て支援センターにおいて、親子教室として、親子遊び・ふれあい体操・講習会などを実施します。	継続	
こども園の園庭開放	未就園児とその保護者に園庭を開放します。	継続	

4. ボランティア・市民活動団体の活動の推進

【基本方針】

大規模災害の発生をきっかけとしてボランティアの重要性が再認識される中で、近年ボランティア活動は広く定着してきており、市民が、自己実現や社会貢献としてボランティア活動に取り組むことも多くなっています。

広報紙やホームページなどによりボランティア等に関する各種情報を提供します。また、社会福祉協議会との連携により、ボランティアセンターの活動を支援し、ボランティア、市民活動への参加を推進します。

さらに、若い世代や転入してきた住民、働き盛りの勤労者などが参加し、より活発な市民運動が展開できるよう、行事参加への働き掛けを行い、地域の活性化を図ります。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（１）ボランティア活動などに対する情報提供の充実

広報紙やホームページなどを積極的に活用し、市民へのボランティア活動などに対する情報提供を充実させます。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
広報紙、ホームページ の積極的活用	広報紙、ホームページの積極的活用	継続	ボランティア団体 NPO 社会福祉協議会

（２）ボランティア活動などに参加しやすい仕組みづくりの検討

社会福祉協議会との連携により、ボランティア活動などへの参加のきっかけづくりとなる機会を提供します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
社会福祉協議会を軸とした関連団体などとの連携	福祉団体や NPO 法人などに対する各種ボランティアの紹介や講座の開催など、社会福祉協議会の活動を支援します。	継続	ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会
市民活動補償制度の運用	市民活動に安心して従事できるよう補償制度を運用します。	継続	地域活動団体、ボランティア団体、NPO 活動団体

(3) ボランティアセンター機能の充実

社会福祉協議会との連携により、ボランティア活動などへの参加のきっかけづくりとなる機会を提供します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
ボランティアセンター の支援	ボランティアセンターの周知を図ると共に、社会福祉協議会と協力しボランティア活動を支援します。	継続	社会福祉協議会

(4) 子どものボランティア活動などへの参加推進

学校や子ども会連合会と連携し、子どもの主体性や役割のあるまつりやイベントなどを通じて、ボランティア活動などへの参加を推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
子ども会連合会との連携	地域でのボランティア活動のほか、インリーダ研修会の開催、中央公民館文化祭への協力など、子ども会連合会の活動支援を通じて活性化を促します。	継続	地域活動団体
中学校との連携	中学生に対し、ボランティアとして公民館行事への参加を推進し、地域の一員としての自覚を促します。	継続	地域活動団体

基本目標 2 地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう

～みんなで支え合い、助け合おう！～

1. 地域における活動組織のネットワークづくり

【基本方針】

地域における生活は、家族や友人、近所の方々をはじめ様々な社会サービスとの関係で成り立っており、地域において住民相互のネットワークが形成され、互いに助け合えるような状態であることが地域福祉の目標ともいえます。

社会福祉協議会と連携・協働し、地域活動団体、ボランティア団体、NPO などの活動を支援すると共に、地域における活動組織が相互連携を図れるよう、情報提供や定期的な意見交流を行う場の開催を推進します。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

(1) 情報交換・活動交流のためのネットワークづくりの推進

情報交換を通じ問題点を共有することで連携の強化を図るなど、それぞれの地区の現状に応じたさまざまなネットワークづくりを推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
地域ネットワークづくりの支援	地域単位において、地域活動団体、ボランティア団体、NPO などで構成される互いの協力と助け合いを目的とするネットワークづくりを支援します。	継続	地域活動団体 ボランティア団体 NPO 社会福祉協議会
子育て支援ネットワークづくりの推進	子ども・子育て会議を活用し子育てに関係する地域活動団体との意見交換を行い、子育て家庭の現状・課題の確認、情報の共有などを行います。	継続	地域活動団体
非行防止活動などネットワークづくり	青少年育成市民会議の実践活動を通じ、情報交換・活動交流を行い、ネットワークづくりを進めます。	継続	地域活動団体

(2) 地域福祉団体の相互連携の支援

民生委員・児童委員や福祉委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPOなど、地域の福祉団体との相互連携によるサポート体制づくりを支援します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
身体障がい者相談員・ 知的障がい者相談員と 民生委員・児童委員と の連携支援	地域活動を行う関係者が円滑に協働できるように連携を支援します。	継続	市民 地域活動団体 ボランティア団体 NPO
地域活動団体間の連携 支援	地域単位のまちづくり推進組織を通じて、関係者・団体などの提携を図ると共に、サポート体制の強化を図ります。	継続	地域活動団体 ボランティア団体 NPO

(3) 社会資源のネットワークづくりへの働きかけ

より専門的な支援が必要な人へしっかりと届くように、医療機関や各種専門機関などの社会資源とのネットワークづくりを推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
療育機能の強化	専門医療・療育などが必要な児童については、医療機関、保健所、子ども相談センターなど関係機関との連携を密にし、早期からの支援と、健康づくり課・幼稚園・学校へと一環した療育指導に努めます。	継続	社会福祉協議会
専門機関など幅広い障 がい者福祉ネットワー クの確立	瑞浪市地域総合支援協議会の定期的・継続的な開催や東濃圏域で行う各種会議の活用等により、各分野の関係機関の連携強化と協働意識の定着を図ります。	継続	ボランティア団体 NPO 基幹相談支援セン ター 事業者 社会福祉協議会
医療機関と連携した高 齢者の支援	可能な限り住み慣れた自宅で生活するために、地域在宅医療と介護の連携を推進していきます。	継続	地域包括支援セン ター 医師会 歯科医師会 薬剤師会 事業者

2. 地域のつながりを支える団体などの活動推進

【基本方針】

地域組織による支え合い機能が発揮されるよう、地域活動団体やボランティア団体、NPO 法人の連携を支援すると共に、地域で活動しやすい環境をつくるため、必要な情報提供や活動場所の提供などの支援を図ります。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（１）社会福祉協議会への支援

地域福祉にとって重要な役割を果たしている社会福祉協議会に対して、連携を図りながら運営を支援します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
社会福祉協議会への運営支援	地域福祉推進の中心となる社会福祉協議会への運営支援を行うことにより、福祉サービスの充実やボランティアの育成を推進します。	継続	社会福祉協議会

（２）地域の福祉を支える団体などへの支援

民生委員・児童委員協議会など、地域の福祉を支える団体に対し、活動支援を行います。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
民生委員・児童委員協議会への支援と連携	民生委員・児童委員協議会は、行政の関係部署とのパイプ役として重要な役割を担っており、行政として活動支援を行います。	継続	地域活動団体

(3) 地域活動団体やボランティア団体などへの支援

長寿クラブ、まちづくり推進組織など、住民による地域組織の活動を支援します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
長寿クラブ連合会の活動支援	長寿クラブ連合会及び単位クラブにおいて、高齢者同士の交流推進や地域への社会奉仕活動、生きがいづくり・健康づくりのための活動支援を行います。	継続	地域活動団体
まちづくり推進組織による地域課題解消に向けた取り組み支援	夢づくり地域交付金を交付し地域独自の課題解消に向けた取り組みを支援します。	継続	まちづくり推進組織

(4) 自治会活動などへの支援

自治会加入や地域活動への参加を推進し、地域の一員としての自覚を促す地域活動の活性化を支援します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
地域活動の活性化支援	転入者への自治会加入の呼び掛けや、住民に対する地域活動への参加を推進し、地域の一員としての自覚を促します。	継続	地域活動団体

3. 福祉の人材確保

【基本方針】

住民主体による地域福祉活動が安定的、継続的に行われるためには活動の中心となる人材が必要であり、高齢化が進む中で特に次世代の地域活動を担う人材の育成が求められています。また、様々な福祉サービスの中には高度な知識や技術を必要とするものもあり、専門分野の人材確保が必要です。

社会福祉協議会と連携し、高齢者、障がい者、子育て中の親への援助活動などを行うボランティアを育成するため、各種ボランティア養成講座やリーダー養成講座の開催を支援します。また、専門分野を担う人材に対して県などで開催されている研修、講習会などの啓発を行うと共に、市においても独自の人材確保の方法を検討します。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（１）ボランティア・シルバーボランティアの育成・支援

各種ボランティア講座の開催を支援し、地域に関わるボランティア活動を担う人材の育成を支援します。

また、シルバーボランティアとしての活動を推進し、生き生きと取り組めるよう意識を高めるための支援をします。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
地域のITリーダーや ボランティアの育成・ 確保	地域のITリーダーの育成確保に努め、ボランティアによる各地区まちづくりの情報発信を推進していきます。	継続	地域活動団体 ボランティア団体 NPO
各種ボランティア講座 の支援	ボランティアを育成するために、社会福祉協議会が行う各種ボランティア講座の開催を支援します。	継続	社会福祉協議会
シルバーボランティア の育成支援	社会福祉協議会が行う研修講座など、シルバーボランティアとしての活動を推進し、地域で貢献する意識を高めるための活動を支援します。	継続	社会福祉協議会

(2) 専門分野の人材確保・育成

福祉分野の多様化に伴い、より高度な専門知識や技術、幅広い教養を持つ人材の確保が必要となります。専門分野の人材育成の推進に向けて検討していきます。

また、各種研修への参加推進を図り、福祉関連業務従事者の資質の向上に努めます。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
各種養成研修への参加 推進	障害者福祉サービスや相談支援の質の向上のため、各種養成研修に対し、サービス提供者の受講の推進を図ります。	継続	ボランティア団体 NPO 事業者 社会福祉協議会
専門分野の人材育成の 検討	福祉分野の多様化に対応できる高度で幅広い知識を持つ人材育成を検討します。	継続	地域活動団体 事業者 社会福祉協議会

基本目標３ 地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう

～みんなが身近な地域で安心して暮らせるようにしよう！～

1. 包括的・分野横断的な相談・支援体制の充実

【基本方針】

地域が抱える複雑化・多様化した福祉課題は、単一的な対応では解決が困難となっており、各分野の相談窓口の充実を図るとともに、他分野や他機関との連携強化を行い、切れ目や狭間のない相談体制の充実を図る必要があります。

介護相談、障がい者相談、家庭児童相談、ボランティア相談などの各種相談や、民生委員・児童委員などを広く紹介し、円滑な相談を推進します。

また、各種相談員や社会福祉協議会などとの連携を強化し、相談内容に的確かつ迅速に対応できる充実した支援体制の構築を図ります。

従来の枠組みでは対応が困難な複雑化・複合化した課題や、こころの健康、ひきこもり、８０５０問題などの制度の狭間となるような課題に対応できるよう、既存の各種専門分野の相談体制を活かしつつ、分野横断的な連携・情報共有を図り、重層的な相談支援体制の構築を目指します。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（１）ライフステージに応じた切れ目のない相談体制の充実

サービスを必要とするすべての市民にとってより利用しやすいように、保健・福祉分野の連携を推進しライフステージに応じたさまざまな相談体制の整備を図ります。

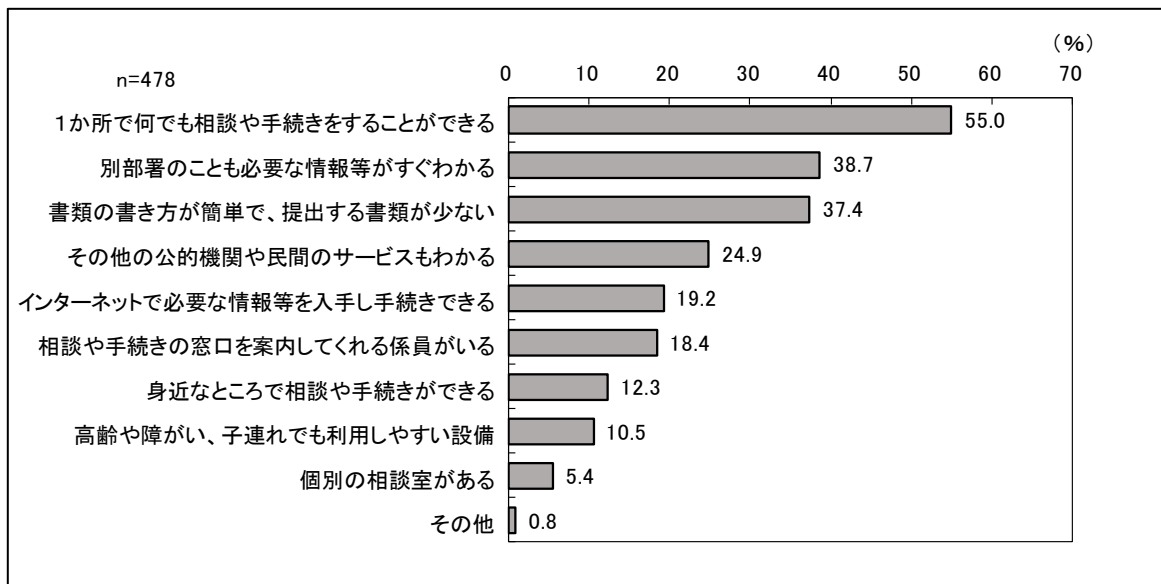
取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
重層的な相談支援体制 の構築	複雑・複合的な課題に対応できるよう、庁内各課や各種相談機関と連携し、重層的に取り組める体制を構築します。	新規	社会福祉協議会
高齢者に関する相談及び苦情などの対応体制の強化	市及び地域包括支援センターが来所、電話、訪問による相談支援を行い、相談体制の強化を図ります。	継続	地域包括支援センター

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
健康教育・健康相談などの実施	地域包括支援センターと連携して、高齢者が集う場所での出前講座や健康相談などを実施します。	継続	地域包括支援センター 地域活動団体（スポーツ推進委員） 事業者
子育て相談（こども園・児童館）の実施	保護者の不安や悩みに対応するため、電話相談や面接相談を行います。	継続	社会福祉協議会
子育て相談の充実	子育てに不安や悩みを持っている親子に対して相談、援助を実施します。	継続	
児童相談体制の維持	家庭児童相談員による相談体制を維持します。毎月、児童館において、家庭児童相談員による出張相談窓口を実施します。	継続	
母子に対する健康など相談の実施	妊婦や乳幼児の健康・育児に対し保健師や管理栄養士、歯科衛生士が相談に応じます。	継続	
岐阜県母子家庭など就業自立支援センターとの連携	支援センターの主催事業を広報紙に掲載し、周知を図ります。また、児童扶養手当現況届出時における出張窓口の設置等に協力します。	継続	
子ども家庭センター事業	妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、母子保健と子育て支援の一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を提供することを目的に設置します。	継続	
障がい者の就労相談支援の実施	東濃障がい者就労・生活支援センター（サテライト）が実施する就労相談を広く周知し、就労相談支援を行います。	継続	事業者
障がい児相談・療育体制の強化	関係機関の連携による障がいの早期発見・早期療育の定着化を図ると共に、成長段階に応じて切れ目のない支援を提供できるよう、総合的な相談支援体制の整備について検討を続けます。	継続	社会福祉協議会

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
障がい者総合相談支援 体制の強化	東濃5市では、東濃基幹相談支援センター運営 及び障害者相談支援事業を、東濃地域に所在す る相談支援事業所に共同委託しています。 総合的・専門的に相談に応じる他、定期的・継 続的な情報交換・情報共有、ケース検討会等 による人材育成等を行い、東濃圏域の相談支援 体制のさらなる強化を図ります。	継続	事業者 基幹相談支援セ ンター

参考) 市民アンケート調査結果より

図表 福祉の相談窓口充実のために重要なこと（全体／複数回答）



(2) 制度の狭間の問題、制度の縦割りを越えた対応の充実

ひきこもりや 8050 問題など制度の狭間への対応については、縦割り制度を超えた連携体制が必要です。保健、福祉などの関係機関との連携強化、民生委員・児童委員との情報共有を通して、早期発見、問題把握、必要な支援を行っていく体制づくりを推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
こころの健康相談事業等の周知	こころの健康やひきこもりについての心配がある場合、精神科医師による相談を勧め、適切な助言をもらうよう促します。	継続	東濃保健所
ひきこもり相談窓口の情報提供	岐阜県ひきこもり支援ガイドブックを活用し、窓口、支援先の紹介をします。	継続	
ひきこもりの人への支援	ひきこもりの人の居場所づくりや、相談に応じて支援につなげます。	継続	社会福祉協議会 事業者
共生型サービス事業所に対する支援	共生型サービスを行う事業所の拡充を図るため、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所からの相談に対し、状況に応じ適宜対応します。	継続	事業者

(3) 生活困窮者対策の推進

生活困窮（社会的孤立・経済的困窮）者の早期発見から早期支援につなぐ仕組みづくりを行い、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度を適正に運用します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
生活困窮者支援体制の充実	生活困窮者自立支援法による自立相談を行い、生活困窮者の支援を行います。	継続	社会福祉協議会
生活困窮者の早期発見及び支援体制の充実	家賃の滞納状況から生活困窮状況を把握し、福祉部局と連携して支援につなげます。	継続	社会福祉協議会

(4) 就労支援の充実

地場産業の活性化、企業誘致・新規事業の創出の支援により、市民がやりがいを持って働ける場の創成を図ります。

また、若者、生活困窮者、障がい者など、それぞれの状況に寄り添った就労支援を行い、経済的安定や安心により、充実した職業人生が送れるよう支援します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動する主な市民・団体など
企業誘致の推進	企業誘致のための情報発信、相談、企業立地奨励金の交付等により、市外企業の市内への進出、定着を促し、市内の雇用促進を図ります。	継続	
高校生の市内就職促進	市内企業を対象とした合同企業説明会の開催や企業ガイドブックを作成し、市内就職促進、職場の定着を図ります。	継続	市内企業 ハローワーク多治見
生活困窮者、障がい者等への就労支援	それぞれの状況に寄り添った就労支援を行います。	継続	事業者 ハローワーク多治見

(5) 犯罪をした人等への社会復帰支援の充実

犯罪をした人等に対しても保健医療・福祉サービス、住まい、就労など必要な支援が受けられるよう連携を図り、更生及び社会復帰を支援します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動する主な市民・団体など
刑を終えて出所した人への支援	保護司会や更生保護女性の会など、刑を終えて出所した人の社会復帰を支援する団体の活動を支援します。	継続	保護司会 更生保護女性の会
地域生活定着支援センターとの連携による支援	支援センターと連携をして、出所後の生活ができるよう支援を行います。	継続	

（６）保健・医療・福祉の相談機関のネットワーク

地域と保健・医療・福祉が連携を行い、相談体制の充実を図るために、協議会やケース会議等を通じて情報交換・意見交換を行うネットワークづくりを推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
瑞浪市地域総合支援協議会による障がい者相談体制の充実	保健・医療・福祉・教育・就労等の各分野の関係者が、よりよい支援体制づくりに向けて意見交換・協議を行います。定期的・継続的な開催により関係機関のネットワーク強化と協働意識の定着を図ります。	継続	地域活動団体 基幹相談支援センター 事業者 社会福祉協議会
要保護児童対策地域協議会の実施	要保護児童対策地域協議会において、各関連機関との連携強化を図ります。緊急を要する子どもの虐待については、子ども相談センターに、DV 相談に関しては女性相談センターと連携を取りながら対応します。	継続	地域活動団体
ケース会議等を通じた連携・体制づくり	ケース会議等を通じて関係機関の連携を深め、体制が整うように進めていきます。	継続	
地域ケア会議の充実	ケース検討を通じて多職種連携を行いながら、地域課題を把握し、その後の地域づくり・資源開発に活かせるよう会議を行います。	継続	地域包括支援センター 地域活動団体 ボランティア団体 NPO 事業者、社会福祉協議会

（７）同じ立場の人による相談体制づくり（ピアカウンセリングなど）

同じ立場の人同士が対等な立場で話を聞き合うピアカウンセリング相談など、多様な相談が身近な地域でできる体制づくりを検討します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
ピアカウンセリング体制の検討	介護者の集い、ピアカウンセリング、認知症介護者を対象とした認知症カフェなど、多様な相談が地域でできる体制を検討します。	継続	地域活動団体 社会福祉協議会

2. 情報提供の充実

【基本方針】

広報紙やホームページ、SNS、社協だよりなどにより、子育て支援、介護予防、障がい者福祉、生きがい・健康づくりなどに関するサービスの情報提供の充実を図ります。市民調査によると、実際の保健・福祉情報の入手先は公的機関の窓口が最も高い割合ですが、広報紙による情報提供の充実が求められています。

広報紙を充実するとともに、今後もホームページの更新に努め、多様な媒体を活用することにより、利用者にとって受け取りやすい方法でわかりやすい情報を発信します。また、保健事業、各種団体の催し物や会合など、様々な機会を活用して保健・福祉に関する情報を提供していきます。

さらに、サービスなどの情報がきめ細かく行き届くよう、支援を必要とする人に直接関わる民生委員・児童委員、福祉委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、や、ボランティア団体、NPO 法人などの団体及び事業者、医療機関などと連携を図り、福祉に関する情報を提供していきます。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（１）多様な情報の提供

福祉サービスを有効に利用できるよう、市民にとってわかりやすく便利な情報提供に努めます。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
介護保険及び高齢者福祉サービスの広報活動の充実	ガイドブック・パンフレットなどを作成すると共に、住民や関係団体などに配布し、周知徹底を図ります。	継続	
子育て支援総合ガイドブックの作成	子育てに役立つ情報・制度を1冊にまとめ、配布します。また、市内の子育て情報をホームページに掲載します。	継続	
バリアフリー情報の提供	市内のバリアフリー情報をまとめ、ホームページに掲載します。	継続	
仕事と子育ての両立のための情報提供	市の広報紙などに情報掲載、ロビー窓口にてパンフレットなどを配布します。また、相談窓口を開設し一人ひとりのニーズに合った情報を提供します。	継続	事業者 ハローワーク多治見

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
市ホームページの拡充	AI チャットボットシステムの機能向上やサイト内検索機能による効率化及びスマートフォン向けサイトの内容を検討します。	継続	ボランティア団体 NPO
防災・防犯「絆」メール等による市民への防災・防犯情報の提供	「絆」メール等により、市民へ防災・防犯に関する情報提供を行います。	継続	ボランティア団体 NPO

(2) IT を活用した情報の共有化の推進

インターネットのホームページ等を誰もが円滑に利用できるよう、情報活用能力の向上を支援すると共に、地域情報格差の解消を図り、情報の共有化を推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
高齢者などの情報弱者の支援	文字サイズ調整機能設置により、見やすさの向上を図ります。またサイト内検索機能による効率化を実施します。 音声による情報提供も活用します。	継続	ボランティア団体 NPO
地域情報格差の解消	携帯電話通信網など民間インフラを活用します。	継続	事業者

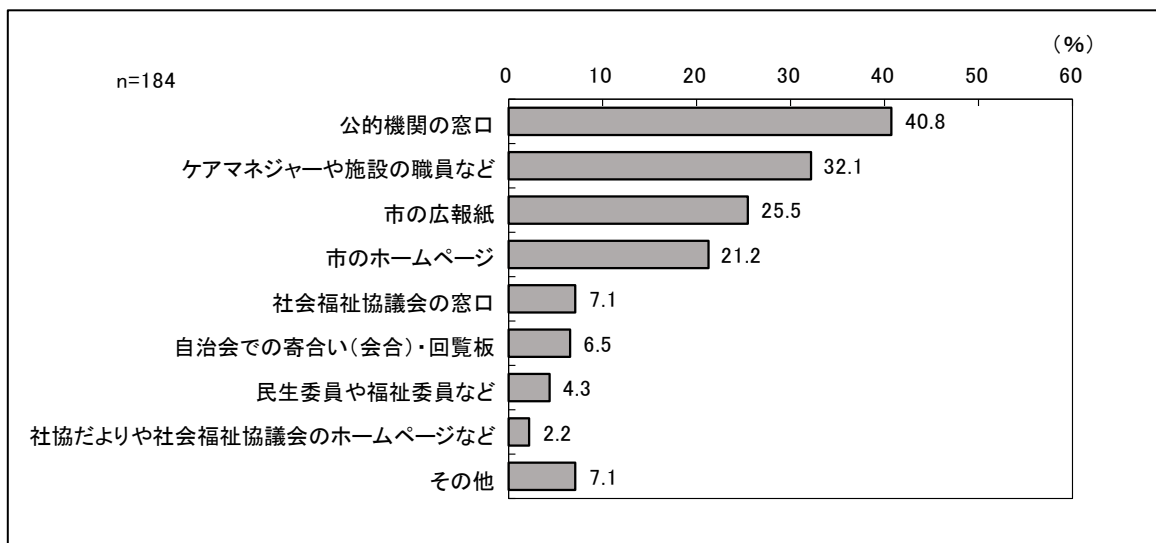
(3) 地域の隅々まで福祉に関する情報が流れる仕組みづくり

すべての市民が福祉に関する情報を容易に入手できるようにするため、相談会などの場や民生委員・児童委員などの地域組織を通じて、情報提供の充実を図ります。

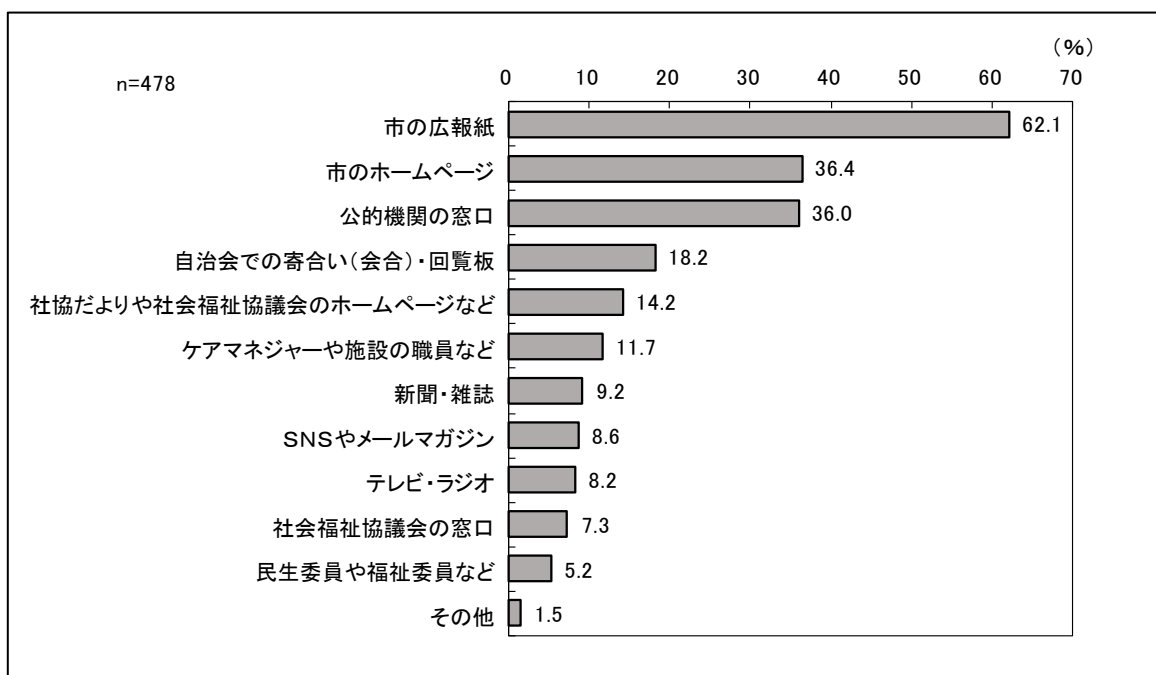
取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
関係機関との連携・地域の教室などを通じた情報提供	随時、広報紙その他ちらし、ポスターなどを作成し、事業啓発します。開催する教室や相談会などの場で、普及啓発します。	継続	

参考) 市民アンケート調査結果より

図表 必要とした情報の入手先 (全体/複数回答)



図表 今後保健・福祉情報をどのように得たいか (全体/複数回答)



3. 権利擁護の推進

【基本方針】

市民一人ひとりの人権が保障され、必要な支援が受けられる環境づくりが求められています。人権・権利擁護に関する制度の認知が進んでいません。市民アンケート調査によると、日常生活自立支援制度の「内容まで知っている」割合が1割弱、暴力を受けた時の相談窓口を「知っている」割合が3割以下です。広報紙などによりこれらの事業や相談窓口を周知に努め、必要な制度の利用促進に向けた取り組みを行います。

児童虐待については要保護児童対策地域協議会を設置し、高齢者虐待、障がい者虐待、配偶者暴力等についても防止、早期発見、早期解決に向けて関係機関との連携を推進します。

また、権利擁護に関する制度の普及、浸透を図るため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、情報提供や啓発を行います。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（１）日常生活自立支援事業の推進

判断能力が不十分な方に対して、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどの援助を行います。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
日常生活自立支援事業 の利用推進	社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用推進を図ります。	継続	社会福祉協議会、 地域包括支援セン ター

（２）虐待防止の推進

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待及び配偶者暴力の防止、早期発見、早期対応できるよう連携体制の強化を図ります。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていることが困難な状況にある家庭に対し、保健師、家庭児童相談員など専門職による相談や指導などの支援を行います。	継続	

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
要保護児童対策地域協議会の機能強化	児童虐待・DV 防止対策のため、要保護児童対策地域協議会における調整担当職員の資質向上及び専門性強化と、ネットワーク機関相互の連携強化や地域住民への周知を図る取り組みを実施します。	継続	地域活動団体
子育て短期支援事業	児童の保護者が出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育できない場合に児童養護施設等で養育保護します。	継続	
児童虐待対策の推進	日ごろから関係機関との情報交換を図り、健康づくり課、子育て支援センター、こども園、学校、児童館などあらゆる機関と連携し、虐待の早期発見と予防に努めます。	継続	市民 社会福祉協議会 警察
高齢者虐待対策の推進	高齢者虐待の早期発見、関係機関との連携強化、その他必要な体制の整備に努めます。	継続	地域包括支援センター 警察 事業者
障がい者虐待対策の推進	「市町村障害者虐待防止センター」として障がい者虐待に関する相談・通報に応じ、関係機関と連携しながら対応します。	継続	事業者 警察
母子保健事業	母子保健事業を通じて要支援家庭の早期発見に努めます。	継続	

(3) 福祉サービス全般に関する苦情解決の推進

福祉サービスに関する苦情に適切に対応するため、苦情解決の仕組みの整備を促します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
苦情解決の周知	岐阜県社会福祉協議会に設置される福祉サービス運営適正化委員会の周知を行います。	継続	社会福祉協議会
<こども園・保育園> 苦情解決の推進	各こども園・保育園に苦情申出窓口を設置し、苦情受付担当者及び第三者委員により苦情解決に努めます。	継続	市民

4. 生活環境の整備

【基本方針】

高齢者や障がい者など、全ての人にやさしいまち、子育てにやさしいまちを目指し、交通事故を防止し、歩行者の安全を確保するため、引き続き、バリアフリーの視点から道路整備に努めます。また、広報紙などを通じて道路上の障害物・不法占用に対する意識啓発を図ると共に、地域による交通利便性の格差解消など市民の交通利便性の向上に向け、効果的な市内の公共交通施策を検討します。

住環境においては、子どもの活動の場の確保に努めると共に、関連計画の方針に基づき、快適で利用しやすい住宅環境の整備の推進、特にケアホーム、グループホームなど障がい者、高齢者の生活の場の充実を図り、企業誘致等の就労支援と合わせ、定住に向けた生活環境の充実を促進します。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（１）公共施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

より多くの人々が安全で快適に利用できるよう、バリアフリー化・ユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
バリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入の推進	施設整備・改修にあたっては、高齢者・障がい者に配慮して行います。	継続	
道路の整備	有蓋側溝を整備することにより、道路内の歩行者通行帯の確保を行います。道路改良事業にあたってはユニバーサルデザインに配慮し、歩道の段差や勾配など設計基準により整備していきます。	継続	
公園などの整備	市民の憩いの場である都市公園を安全・快適に利用できるようにするため、施設の整備改修に合わせたバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入を検討します。また、遊具等の安全点検を実施します。	継続	
駅周辺の整備	バリアフリー化した瑞浪駅周辺において、引き続き適切な維持管理を行います。	継続	

(2) 住宅環境の整備

誰もが安心して住み続けられる住まいづくりや高齢者や障がい者などの生活の場の確保を図ります。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
住宅修繕相談の実施	月1回、市役所市民相談室において住宅修繕相談を実施します。	継続	事業者
障がい者の生活の場の確保	グループホームなどを設置する事業者を支援し、多様な居住の場を選択できるよう取り組みます。	継続	ボランティア団体 NPO 事業者
日中活動の場の確保	一人ひとりの障がい程度に応じ、生活介護や就労系障害福祉サービスのサービス提供事業所と連携し、日中活動の場の充実に努めます。	継続	事業者
住宅改修の推進	障がい者の住環境整備のため、日常生活用具給付事業、障害者いきいき住宅改善助成事業により住宅改修費用を助成します。	継続	
市営住宅の整備	実施計画に基づき、必要な改善や修繕を行います。	継続	

(3) 外出支援の充実

高齢者・障がい者などに対して移動に関する支援の充実を図ります。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
移動支援事業の充実 (高齢者)	要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、移動支援事業の充実を図ります。	継続	市民
リフト付福祉タクシー 事業の実施	一般車両を利用することが困難な高齢者や重度障がい者がリフト付タクシーを利用できるよう、事業者と委託契約をし、利用料を助成します。	継続	事業者
利用しやすい公共交通 の運行	公共交通機関を総合的に見直し高齢者や障がい者にも利用しやすい公共交通体制を整備します。	継続	事業者
移動支援事業の充実	屋外での移動が著しく困難な障がい者の外出を支援します。	継続	事業者
重度心身障がい者 (児)福祉タクシー事 業の実施	年間24枚のタクシー利用券を交付し、基本料金相当額を助成します。	継続	

5. 防災・防犯などに備えた体制の整備

【基本方針】

地震など大規模災害が起きた時に、高齢者や障がい者など避難等の際に援護の必要な人が困らないような対策を講じることが必要であり、地域の防災組織との連携による具体的な支援体制の確立に向けての取り組みが求められています。

防災ガイドブックやハザードマップを活用し、防災に関する正しい知識の普及啓発を図ります。幅広い世代の活動参加を推進するため、自治会、まちづくり推進組織などと連携し、地域単位で行う防災訓練、防災研修会などを実施します。特に、一人暮らし高齢者や障がい者、要介護高齢者世帯など避難行動要支援者の居場所を確認し、その情報を収集し、平常時からの見守りや災害時における支援などを図るため、要支援者の支援体制を充実します。

また、地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯に関する情報提供を通じて、地域住民による自主的な防犯活動を支援します。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（１）緊急時、災害時に対する支援体制の充実

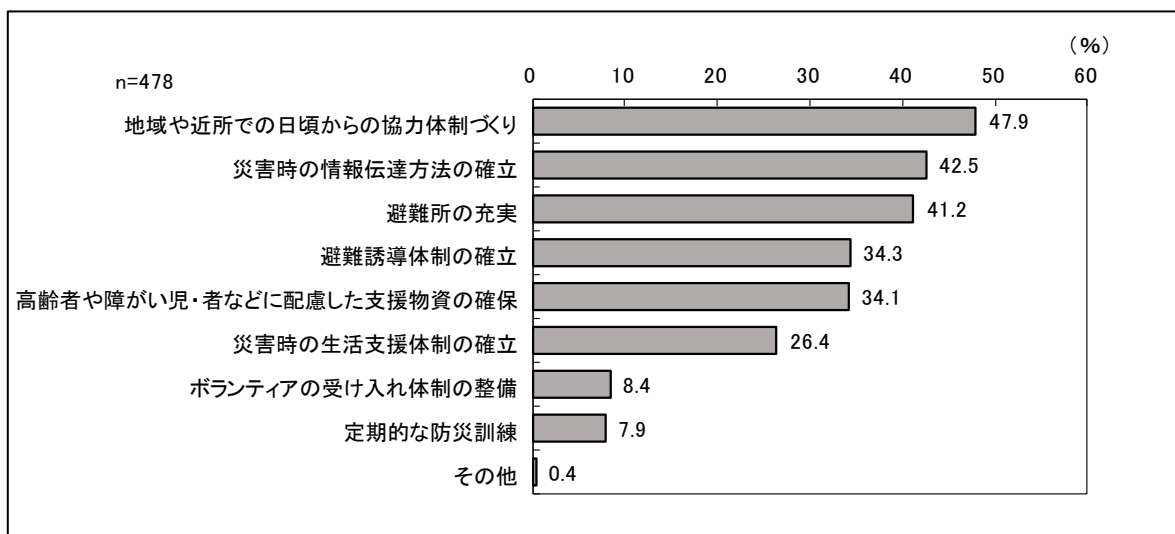
緊急通報システムや防災ネットワーク、地域における自主防災活動など緊急時、災害時に対する支援体制の充実を図ります。避難所の確保や災害ボランティアの受け入れ体制の整備を行います。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
緊急通報装置（あんしんネットワークシステム）の設置	健康状態に不安を持つ一人暮らし高齢者などを対象に緊急通報端末機を設置して、急病や災害などの緊急時に迅速に対処し、日常生活の安全確認と不安解消を図ります。	継続	市民 事業者 民生委員・児童委員
防災知識の普及・啓発	防災ガイドブック、ハザードマップなどを活用して住民の防災意識向上を図ります。	継続	市民 ボランティア団体 地域活動団体
防災ネットワークの整備	「避難行動要支援者名簿」を作成し、民生委員・児童委員、区長に配布します。	継続	地域活動団体
	地域が実施する防災訓練などの活動を支援します。	継続	市民 地域活動団体

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
地域の防災リーダー、 自主防災組織の育成	地域住民により組織される自主防災組織や防災 リーダー・防災士で組織される「みずなみ防災 会」の育成を図ります。	継続	ボランティア団体 地域活動団体
災害時の避難行動要 支援者支援体制の確保	避難行動要支援者支援体制の整備、市内福祉施 設との連携を図り、個別避難計画の整備を目指 します。	継続	市民 地域活動団体 社会福祉協議会
避難所の確保	指定避難所での集団生活が困難な障がい者など に対し、福祉避難所を確保すると共に、医療機 関と連携による福祉用具や薬剤などを迅速に供 給できる連絡体制の整備を図ります。	継続	社会福祉協議会
防犯・防災、 緊急時の 支援	防犯・防災面及び災害などの緊急時に各関係機 関と連携した支援体制が取れるよう体制を整備 します。	継続	市民 事業者
災害ボランティア連絡 調整会議開催	災害発生時のボランティアの受け入れ体制を整え るため、連絡調整会議を定期的で開催し、連携 体制の強化を図ります。	継続	社会福祉協議会

参考) 市民アンケート調査結果より

図表 災害時要配慮者への重要な対策（全体／複数回答）



(2) 防犯対策の推進

地域における自主防犯活動や行政、警察などとの連携による防犯対策などを推進します。
また、市民の安心・安全のために交通安全対策も推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
交通安全活動の実施	市民が交通事故の被害者・加害者にならないように交通安全活動を行います。	継続	ボランティア団体
防犯対策の実施	防犯意識の普及・啓発活動を進めることにより、市民の防犯意識向上を図ります。また、悪質な犯罪から市民を守るための地域安全推進活動を行います。	継続	ボランティア団体 地域活動団体
青色防犯パトロール講習会の開催	地域住民の防犯活動がスムーズに行われるよう、青色防犯パトロール講習会の開催等を支援します。	継続	地域活動団体
防犯情報の発信	防災・防犯「絆メール」等により、犯罪や不審者情報等の防犯情報を迅速に発信します。併せて、絆メールの周知を行い、登録者数の拡大を図ります。また、広報等を活用し、消費者トラブル（詐欺トラブル等）に関する情報提供や注意喚起を行います。	継続	
交通安全施設の整備	交通安全対策に配慮した道路のカーブミラー、ガードパイプ、道路区画線などの整備を行います。	継続	
交通安全教室の開催	市内のこども園、保育園、小学校及び高齢者を対象に交通安全教室を開催します。	継続	ボランティア団体 地域活動団体
LED防犯灯の整備	地域からの要望に応じ、LED 防犯灯の設置に対する補助を行います。	継続	地域活動団体
危険防止用資材の支給	自治会の要望を受け、危険防止用資材、看板などの資材を支給します。	継続	地域活動団体
関係団体との提携	生活安全推進のため活動する団体の代表者と警察関係者で協議会を構成し、防犯対策の推進を図ります。	継続	地域活動団体

第5章 自殺対策計画

第1節 計画策定の概要と背景・国の動向（根拠法等）

我が国の自殺者数は、平成10年に3万2,863人、平成15年に3万4,427人と過去最悪の水準となり、国をあげてこの問題に取り組もうと、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、さらに翌年に自殺対策に関する国の指針である「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」とする）が制定されました。自殺は決して「個人の問題」ではなく、「社会の問題」であるとして対策が推進されたことにより、自殺者数は減ってきてはいるものの、依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況が続いています。

その後、平成24年に大綱の全面改正、翌年に自殺対策基本法の一部改正があり、都道府県、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。大綱改定では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目標として掲げ、地域レベルの実践的な取り組みを中心とする自殺対策への転換を示しました。



「自殺対策基本法の一部を改正する法律（平成28年）第13条」 （一部抜粋）

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。

しかしながら、令和2年の我が国の自殺死亡率（人口10万人における自殺による死亡率）は16.4とG7各国の中で最も高い数値を示しています。さらにコロナ禍の影響により、孤独・孤立の深刻化や働き場所の喪失など自殺の要因となりうる様々な問題が悪化したことなどにより、女性や小中高生の自殺者数が増えました。今後さらに取り組むべき施策を新たに位置づけるため、令和4年に新たな大綱（第4次自殺総合対策大綱）が決定されました。

大綱は、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況を踏まえ、おおむね5年間をめどに見直すとされています。



「自殺総合対策大綱」（令和4年閣議決定）の概要：

【基本理念】誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」（過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）を減らし、「生きることの促進要因」（自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるものとし、自殺死亡률을平成 27 年と比べて 30%以上減少させることを目標とする。

【数値目標】自殺死亡率

平成 27 年：18.5 → 令和 8 年：13.0 以下（※令和 2 年：16.4）

【ポイント】

- ① 子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化
- ② 女性に対する支援の強化
- ③ 地域自殺対策の取り組み強化
- ④ 総合的な自殺対策のさらなる推進・強化

第2節 市における自殺に関する状況

(1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数の推移をみると、平成28年以前は10人を超える年が続きましたが、平成29年以降は一桁で推移しています。なお本市の自殺死亡率は、自殺者数が一人増減するだけで大きく変わるので、全国との比較は難しい一面もあります。

年	自殺統計		
	自殺者数 (人)	自殺死亡率 (%)	全国自殺死亡率 (%)
平成21年	11	27	26
22	9	22	25
23	11	28	24
24	7	18	22
25	10	25	21
26	11	28	20
27	10	25	19
28	13	33	17
29	5	13	17
30	4	11	16
令和元年	7	19	16
2	8	21	16
3	7	19	16
4	5	14	17

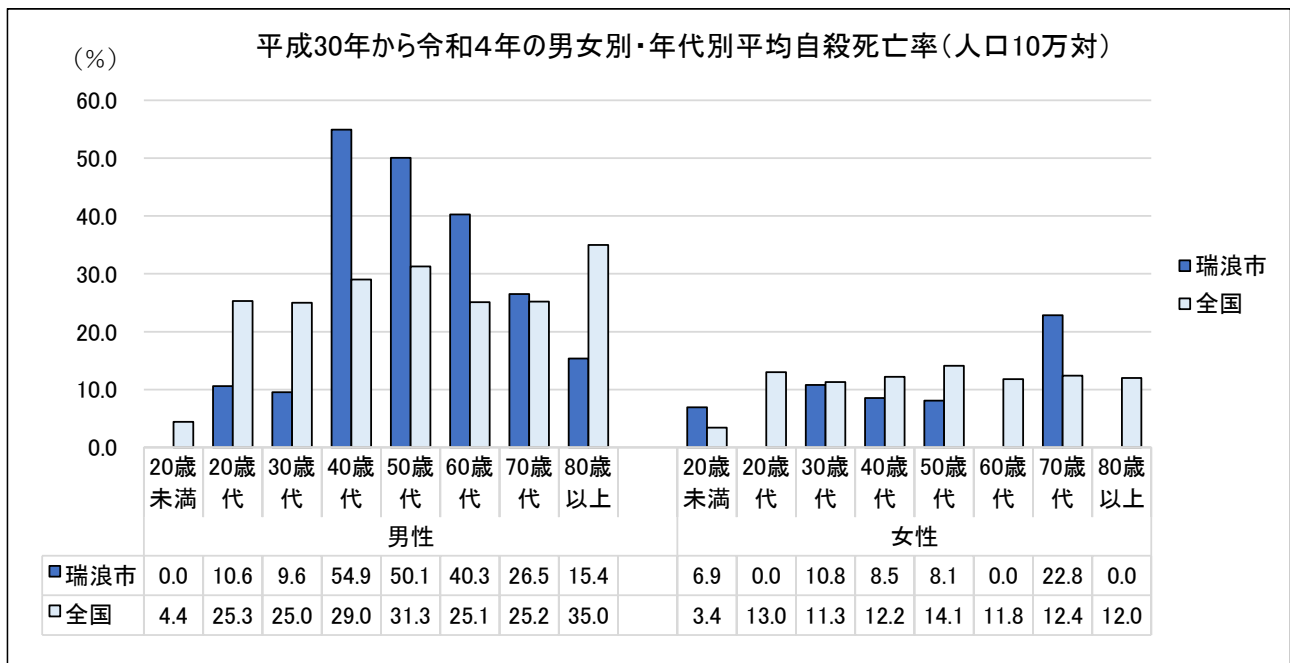
※自殺死亡率は人口10万対

資料：地域自殺実態プロフィール

(2) 5年間の男女別・年代別平均自殺死亡率（人口10万対）

平成30年～令和4年の5年間の平均をとって本市の男女別・年代別自殺死亡率を全国と比較すると、男性の自殺死亡率が高く、特に40歳代から60歳代の働き盛りの年代において、全国よりも高い結果となっています。地域自殺実態プロファイルによると、過労や失業など働き手としての問題からうつ症状となったケースが複数見受けられます。

女性では、70歳代において全国より高くなっています。身体疾患への病苦からうつ症状となったケースが上がっています。



※資料：地域自殺実態プロファイル

第3節 計画の目的

本市の地域の実情を鑑み、自殺防止に向けた取り組みを推進します。自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす両輪の取り組みを推進します。

第4節 計画の基本目標

「誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを進めよう」

自殺は追い込まれた末の死であること、その背景には、失業、倒産、多重債務による生活困窮や、過労、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的な要因があることなどから、「誰にでもある危機」と捉える必要があります。

自殺対策基本法に基づき、自殺防止対策を総合的に推進し、自殺者の親族等の支援の充実等も図ります。

第5節 具体的な施策

1. 自殺予防に関する5つの基本施策の推進

（1）住民への啓発と周知

自殺防止に向け、こころの健康づくりなどに関する意識啓発やメンタルヘルスチェック（こころの体温計）の活用などセルフケア等の正しい知識の普及を図ると共に、自殺のSOSに気づき、対応できるよう、多様な媒体やさまざまな機会を通じて情報提供や啓発活動を進めます。

また、深刻な悩みを抱える人が適切な相談窓口にあたどり着けるよう、それぞれの悩みに応じた相談窓口の周知を図ります。

（2）生きることへの促進要因の支援

自殺リスクの低下に寄与すべく、「生きることの阻害要因」となる生活上の困りごとを早期に解決する支援として、身近な市民相談から専門家による各種相談事業を推進し、自殺リスクを抱える可能性のある人（こころの健康、依存症、ひきこもり、虐待・DV・性暴力等の被害者、事故や災害等の被災者のトラウマのケア、性的マイノリティの悩み等）への支援を行います。これらの相談事業を通じ、自殺リスクの高い事案について個人情報に留意しながら共有し、問題解決に向けていきます。

さらに「生きることの促進要因」につながる相談支援や居場所づくりなどの取り組みを進めます。

また、自死遺族（遺児）の支援については、希望に応じて心理面及び生活面において必要な支援を必要なタイミングで受けることができるよう、相談の場や専門機関の情報提供を行います。

（３）自殺対策を支える人材の育成

「生きることへの包括的な支援」としてさまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に関わる関係課、関係機関等に対して、自殺対策に関わる専門的な研修を実施します。また、自殺の恐れがある人のサインにいち早く気づき、専門家等につないで自殺を防げる対応ができるよう市民や職員等に対してゲートキーパー養成等の研修会、講習会等を開催し、人材育成を図ります。

（４）地域におけるネットワークの強化

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめなどのさまざまな要因が複雑に関係していることから、これらに適切に総合的に対応するため、庁内各部門相互の連携及び関係機関・団体等との連携を図り、協議会やケース会議の開催等自殺対策に関するネットワークづくりを推進します。

（５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

児童・生徒が命の尊さを学ぶ教育のみならず、困難に直面したり、大きなストレスを抱えた時などに、周囲の大人に助けの声をあげられるよう、いじめ110番ダイヤルの設置、スクールカウンセラーの派遣とともにSOSの出し方に関する教育等を進めます。

さらに心の危機に陥った友人や児童生徒への関わり方に関する知識も重要であり、精神疾患に関する正しい知識や出されたSOSの受け止め方、相談先等について学ぶ機会も必要です。

2. 自殺予防に関する5つの重点施策の推進

（１）高齢者への支援強化

高齢者においては、健康面や経済的な不安・悩みを抱えている人が多い傾向があり、孤立・孤独に陥りやすいケースの多いことから、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働き掛けを行います。

特に高齢者においては生きがいづくりも重要であり、高齢者の活動支援や居場所づくりも大切であり、介護予防の取り組みも必要です。また、高齢者家族や介護者等への支援として、相談窓口の充実や認知症カフェ等の開催も推進します。認知症サポーターの養成も引き続き実施していきます。

（２）生活困窮者への支援強化

さまざまな背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを踏まえ、社会的に孤立することがないように、地域の人々となつなぐ活動や、自殺リスクを抱える生活困窮者を見出し、支援へつなぐための関係機関との連携を強化します。

引き続き生活困窮者自立支援事業、生活保護事業を推進するとともに、悪徳商法や多重債務等の消費生活トラブルに対応する相談窓口の周知を図ります。

（３）子ども・若者への支援強化

子ども・若者への支援は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が必要であること、抱える悩みは多様であることなどを踏まえ、ライフステージに応じた取り組みを進めます。

子ども・子育て世代の学校や家庭に関する相談、若者世代の引きこもりや就労支援、「こころの体温計」の紹介等を行うとともに心身の健康に関する相談窓口の周知等切れ目のない支援を行います。

（４）職場環境に関する支援

職場の長時間労働やパワーハラスメントは、自殺の一因となりうる重要な課題であり、職場改善のための体制整備が必要です。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や人権意識の啓発を推進します。

また求職者や離転職者の就職活動に関する相談や、解雇や賃金未払い、労働条件等の働く上での相談等に関し、適切な相談窓口の案内や助言をします。

（５）女性に対する支援

新型コロナ禍をきっかけに全国の女性の自殺死亡率が増加し、生きづらさを抱える女性への支援を重点的に進めていく必要があります。女性の自殺対策としては、妊産婦の産後うつ等のメンタルヘルス支援や、非正規労働者への支援、性犯罪・性暴力被害者等への支援が必要です。

第6節 施策の展開

基本目標 誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを進めよう

1. 自殺予防に関する5つの基本施策の推進

【基本方針】

自殺対策基本法に基づき、自殺対策を総合的に推進して自殺の防止を図り、併せて自殺者の親族等の支援の充実を図り、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを進める必要があります。

地域住民が自殺など深刻な状態につながる兆候に気付いたり、地域の身近な相談窓口では対応できない場合、あるいは、緊急の対応が必要な場合などに、相談の内容に応じて専門機関につなぐ体制づくりを行います。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（１）住民への啓発と周知

自殺防止に向け、こころの健康づくりなどに関する意識啓発や正しい知識の普及を図ると共に、自殺の SOS を気付き、対応できるよう、多様な媒体やさまざまな機会を通じ、情報提供や啓発活動を進めます。

また、専門機関による相談事業の周知を図ります。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
こころの健康に関する啓発	保健事業の中でこころの健康に関する啓発を実施していきます。	継続	東濃保健所
自殺予防週間を通じた啓発の実施	自殺予防週間に広報を活用した自殺予防対策、こころの健康に関する啓発、相談窓口の周知を行います。	継続	地域活動団体
子育て支援情報誌発行事業	子育てに関する情報や子育てに関する相談先が掲載されている子育て支援情報誌「にこにこ」を作成し、さまざまな子育て支援サービスや、子育て支援のPRを行います。	継続	子育て支援関係機関

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
こころの健康相談事業 等の周知	保健所が実施する精神科医師、保健所保健師による「こころの健康相談」や、弁護士と臨床心理士による「法律とこころの相談会」を広報、HP、個別相談等にて周知します。	継続	東濃保健所 精神科医師

(2) 生きることへの促進要因の支援

自殺リスクの低下に寄与すべく、生活上の困りごとを早期に解決する相談支援や居場所づくりなど、生きることの促進要因を増やすことにつながる取り組みを推進します。また、自殺の原因との関連性が強い分野における各種会議において、自殺対策の視点からの情報共有や連携を推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
各種相談からの情報把握と共有体制の整備	健康・福祉・法律等の各課への多様な相談や地域関係機関からあげられる住民からの相談、困りごとを通じて、自殺リスクの高い人等を把握し、個人情報に留意しながら、関係機関の間で共有し、適切な支援へとつなげます。	継続	市民 東濃保健所 社会福祉協議会
健康相談	市民を対象に健康管理に関する個別相談を実施します。	継続	
こころの体温計(メンタルヘルスチェック)による相談窓口周知	ホームページ、携帯・スマホから「こころの体温計」を活用して自身で健康チェックをし、相談窓口も確認できる相談窓口も確認できるシステムを周知します。 ・ちらしの配布(赤ちゃん訪問、乳幼児健診時等)・窓口配置。	継続	
障がい者に関する相談の実施	障がい者の日常生活に関する各種相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。	継続	基幹相談支援センター
結婚相談事業	結婚を希望する独身者に対し、誠意を持って相談に応じ、出会いのきっかけを応援、支援します。	継続	結婚相談員

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
各分野の会議における 自殺対策の推進	虐待や DV、障がい福祉、医療、子育て支援 等、自殺の原因との関連性が強い分野における 各種会議において、自殺対策の視点を盛り込む と共に、情報共有や連携を図ります。	継続	
家庭児童相談	家庭児童相談員による、子育て相談、養育指 導、助言等を行い、児童の健全育成につなげま す。また、DV 相談やひとり親家庭等への自立 支援に関する相談も実施しています。	継続	子ども相談センタ ー
市民相談事業	市民相談窓口の周知に努めると共に、相談しや すい環境を整備します。	継続	

(3) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に関わる関係課、関係機関、市民等が自殺の
恐れがある人のサインにいち早く気づき、自殺を防げる対応ができるよう市民や職員等に
対してゲートキーパー養成等の研修会、講習会等を開催し、人材育成を図ります。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
ゲートキーパー養成研 修の開催	自殺の恐れがある人を早期に発見し、適切な対 応を行えるゲートキーパーの役割を担う人材の 研修会を開催します。	継続	市民 民生委員・児童委 員
関連研修会への積極的 参加	自殺対策に関係する職員等が研修会に積極的に 参加し、資質向上に努めていきます。	継続	
教職員のいじめや虐待 対応のための研修実施	教員の諸会議において必要に応じた研修を毎年 1 回以上実施します。 学校において伝達研修を行います。	継続	

(4) 地域におけるネットワークの強化

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめなどのさまざまな要因が複雑に関係していることから、これらに適切に対応するため、庁内各部門相互の連携及び関係機関・団体等との連携を図り、自殺対策に関するネットワークづくりを推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
瑞浪市地域総合支援協議会の開催	保険・福祉・医療・教育・雇用等の障がい福祉関係機関等が参集し、地域課題の情報共有、よりよい支援体制づくりに向けた意見交換を行います。	継続	事業者
要保護児童対策地域協議会	代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を開催し、児童虐待、DVなどの事例に対して、情報を共有し、対応します。	継続	子ども相談センター
関係機関ケース会議の開催と支援	上記以外のケースで対応困難事例が生じた場合に関係課、関係機関が参集し対応策の検討などを協議し継続的に支援していきます。	継続	
自殺対策にかかる連携体制づくり	自殺対策に関する庁内各課のネットワークづくりを検討します。	継続	

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童・生徒が命の尊さを学ぶ教育のみならず、困難に直面したり、大きなストレスを抱えた時などに、周囲の大人に助けの声をあげられるよう、SOSの出し方に関する教育等を進めます。また、必要に応じてスクールカウンセラーの派遣も行い、児童・生徒の声に耳を傾けます。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
不登校児童生徒支援	教育支援センターにおいて不登校児童生徒への支援と保護者への相談支援を行います。	継続	
スクールカウンセラー派遣	必要に応じ、岐阜県教育委員会にスクールカウンセラーの派遣を要請し、学校における教育相談にあたります。	継続	
学級満足度調査	中学校1年生～3年生までの全生徒に、年2回学級の満足度等のアンケートを行い、その中で生徒の心配事などを把握し指導に活用します	継続	

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
いじめ110番ダイヤ ルの設置。	いじめ110番ダイヤル啓発カードを児童生徒 に配布し、24時間対応で相談にあたります。	継続	
SOSの出し方につい ての指導の実施	全ての学校でスクールカウンセラーと共に、学 級担任が児童生徒に SOS の出し方について指 導します。	継続	

2. 自殺予防に関する5つの重点施策の推進

【基本方針】

若者の抱えやすい課題に着目した学生・生徒等への支援の充実、自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動、高齢者の健康不安に対する支援など、高齢者、生活困窮者、子ども・若者の自殺リスク低減を図ります。

本市では全国に比べて働き盛りの男性の自殺死亡率が高く、過労や失業が原因となったケースが見受けられ、職場環境に関する支援も必要です。また、性暴力・虐待や産後うつなど女性が抱える困難な課題にも取り組みます。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（1）高齢者への支援強化

シニア世代・高齢者においては、健康面や経済的な不安・悩みを抱えている人が多い傾向があり、孤立・孤独に陥りやすいケースの多いことから、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働き掛けを行います。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
高齢者やその介護者への相談窓口	高齢者やその介護者の日常生活の困りごとの相談に対し、高齢福祉課及び各地域包括支援センターが対応します。	継続	地域包括支援センター
うつ・閉じこもり予防事業の実施	地域包括支援センターと連携し、介護予防教室を開催し、外出の機会を設けることで、うつ・閉じこもり予防につなげます。	継続	地域包括支援センター
高齢者支援事業	高齢者の就労支援や長寿クラブ等に対する活動支援を行い、高齢者の生きがいづくりにつなげます。 民間事業者や長寿クラブ等による独り暮らし高齢者に対する見守り活動を支援します。	継続	地域包括支援センター、社会福祉協議会
認知症対策事業	認知症を正しく理解し、応援者となる認知症サポーター養成講座を開催します。	継続	
認知症カフェの開催	認知症の人の介護者が社会から孤立しないよう、集いの場として認知症カフェなどの設置を推進し、精神的・肉体的負担軽減を支援します。	継続	

(2) 生活困窮者への支援強化

さまざまな背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクの高い人たちであることを踏まえ、社会的に孤立することがないように、地域の人々とつなぐ活動や、自殺リスクを抱える生活困窮者を見出し、支援へつなぐための関係機関との連携を強化します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
生活困窮者自立支援事業	生活に困窮している人や、今後困窮する恐れのある人の相談に対応し、状況に応じた支援及び自立した生活（就労）への支援を行います。	継続	社会福祉協議会
生活保護業務	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障すると共に、自立を助長します。また、被保護世帯の問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	継続	社会福祉協議会
消費生活相談事業	多重債務による生活困窮者の相談を含む消費生活相談窓口の周知に努めます。また、相談の際には、適切な支援先につなげます。	継続	

(3) 子ども・若者への支援強化

子ども・若者への支援は、そのライフスタイルや生活の場に応じた対応が必要であること、抱える悩みは多様であることなどを踏まえ、ライフステージに応じた取り組みを進めます。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
妊娠期からの母子保健 活動における相談支援	母子健康手帳交付時、相談、健診、教室、訪問 等により母親が抱える健康問題を支援します。	継続	
乳幼児健診、相談時に おける保健指導の実施	各保健事業で幼少期における健全なからだづく り（生活リズム等）に関する保健指導を実施し ていきます。	継続	
結婚相談事業 【再掲】	結婚を希望する独身者に対し、誠意を持って相 談に応じ、出会いのきっかけを応援、支援しま す。	継続	
多様な子育て支援事業 の推進	保護者が安心して子育てできるよう、ファミリ ーサポートセンター事業や子育てに関する教室 等、多様な子育て支援事業を実施します。	継続	
家庭児童相談 【再掲】	家庭児童相談員による、子育て相談、養育指 導、助言等を行い、児童の健全育成につなげま す。また、DV 相談やひとり親家庭等への自立 支援に関する相談も実施します。	継続	子ども相談センタ ー
養育支援訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、 自ら支援を求めていることが困難な状況にある 家庭に対し、保健師、家庭児童相談員など専門 職による相談や指導などの支援を行います。	継続	
若者世代へのこころ の体温計と相談窓口 等の周知	若い世代の健（検）診、相談、訪問時に「ここ ろの体温計」の紹介や相談窓口を周知し、早期 相談や対応へとつなげます。	継続	
不登校児童生徒支援 【再掲】	教育支援センターにおいて不登校児童生徒への 支援と保護者への相談支援を行います。	継続	
スクールカウンセラー 派遣 【再掲】	必要に応じ、岐阜県教育委員会にスクールカウ ンセラーの派遣を要請し、学校における教育相 談にあたります。	継続	
学級満足度調査 【再掲】	中1～中3までの全生徒に、年2回学級の満足 度等のアンケートを行い、その中で生徒の心配 事などを把握し指導に活用します。	継続	

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
いじめ110番ダイヤ ルの設置。 【再掲】	いじめ110番ダイヤル啓発カードを児童生徒 に配布し、24 時間対応で相談にあたります。	継続	
SOS の出し方につい ての指導の実施 【再掲】	全ての学校でスクールカウンセラーと共に、学 級担任が児童生徒に SOS の出し方について指 導します。	継続	

(4) 職場環境に関する支援

職場環境に関する支援として、ハラスメント防止やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
職場環境改善の促進	県・労働局・商工会議所等と連携し、事業者にはハラスメント防止の啓発チラシやパンフレットを配布するなど、ハラスメント防止を推進します。	新規	
ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、県の「ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」認定制度の活用を推進するなど、県・労働局・商工会議所等と連携し、ワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図ります。	新規	

(5) 女性に対する支援

女性に対する支援として、産後うつに対する予防・支援体制づくりやDV 被害者等への支援の充実に向けた取り組みを推進します。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
産後うつに対する予防・支援体制づくり	産婦健診、産後ケア事業及びこども家庭センターの充実により、妊産婦を支援します。	新規	
DV 被害者等への支援の充実	被害の内容により、専門機関と連携し、被害者を一時保護します。生活支援、就労支援等、関係機関と連携し、自立に向けた継続的な支援を実施します。	新規	

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第1節 成年後見制度の概要と背景

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人が、不動産や預金などの財産管理、介護サービス等の契約をすることが困難な場合、本人に不利益が生じないよう成年後見人等が支援する制度です。

制度は大きく分けて、任意後見制度と法定後見制度の2つがあり、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、障がい者等の意思を尊重し、意思決定を支援しながら、契約等の法律行為を行います。

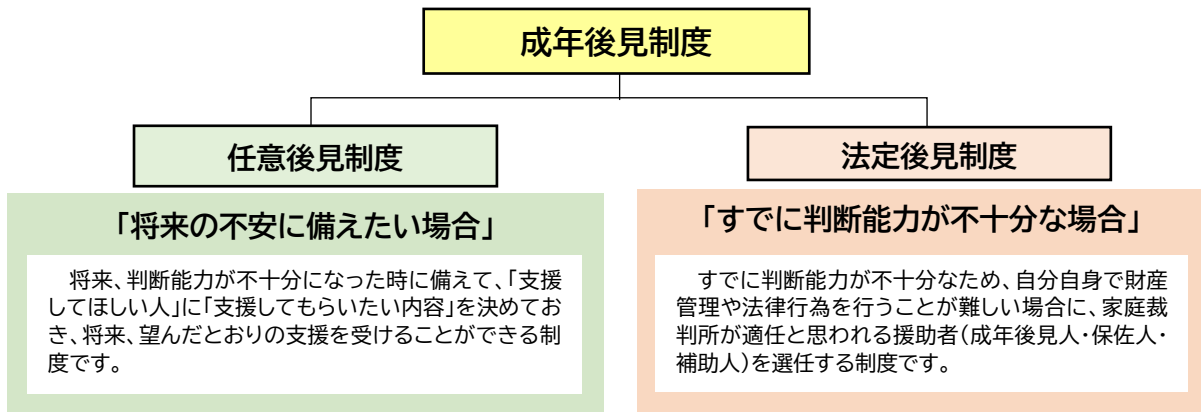
社会的背景をみると、認知症高齢者は年々増加し、令和7年には約700万人になる見込みであるものの、成年後見制度は十分に利用されていない現状があります。

また、障がい者を支える親等の高齢化も進んでおり、成年後見制度の需要は高まることが見込まれます。成年後見制度を必要とする人が適切な支援に結び付くような体制を整備する必要があります。

地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すものです。

地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進める必要があります。

＜成年後見制度の概要＞

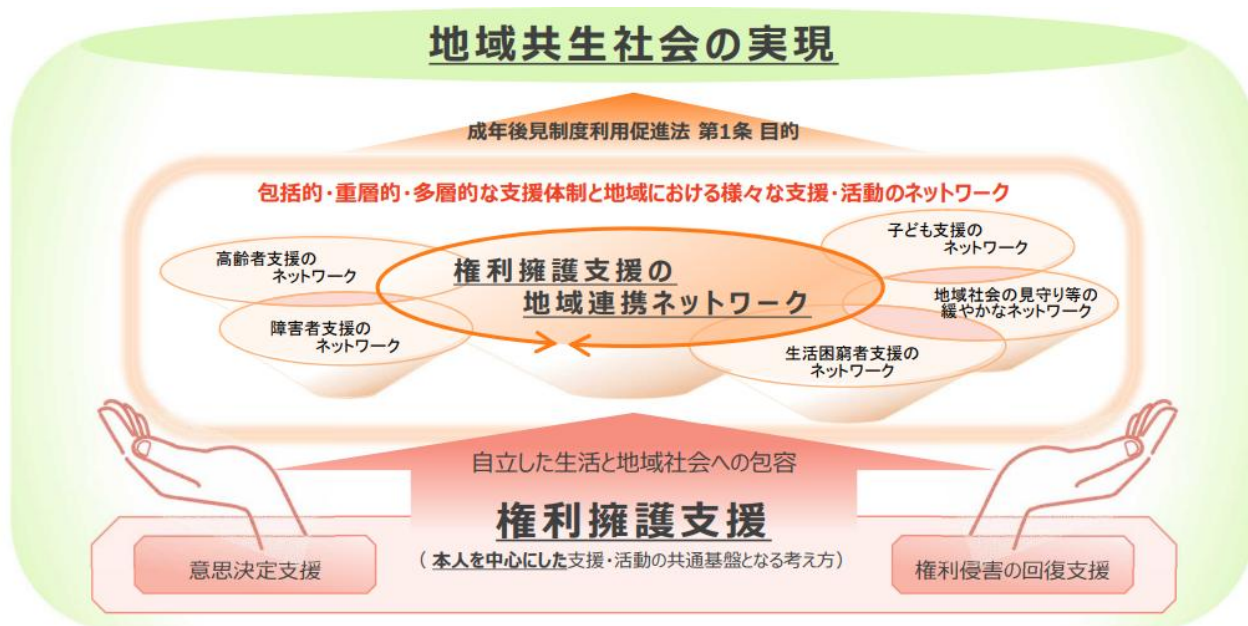


	任意後見制度	法定後見制度
成年後見人等の選任	本人が自分で選ぶ	家庭裁判所が選任する
支援の開始時期	元気なうちに契約締結。判断能力が不十分になった後、任意後見監督人が選任されてから開始	判断能力が不十分な段階で、成年後見人等が選任されてから開始
支援の内容	自分の意思で内容を決める	家庭裁判所が定める範囲で行う
成年後見人等の権限	取消権がない	取消権がある
成年後見人等の報酬	本人と受任者間で決める	家庭裁判所が決める

法定後見制度

	後 見	保 佐	補 助
本人の状態	判断能力が常に欠けている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長等		
援助する人	成年後見人	保佐人	補助人
申立時の本人同意	不 要	不 要	必 要
【同意権】 成年後見人等の同意が必要な行為	—	民法13条1項所定の行為及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為(民法13条1項所定の行為の一部)
【取消権】 取消が可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同 上	同 上
【代理権】 成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為		申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為

＜地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進のイメージ＞



資料：厚生労働省ホームページ：「第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」より抜粋

第2節 国の動向（計画の根拠法等）

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めています。

これらを踏まえ、国は令和4年3月に第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定しています。また、市町村は国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

このことから、本市においても、国が定める「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めます。

また、既存の法定計画と一体的に策定する方法が可能であると示されていることから、本市においては改定期にあたる地域福祉計画に盛り込むこととしました。地域福祉計画中、本章を本市における成年後見制度利用促進基本計画として位置づけ、地域福祉計画と一体的に策定し、進捗管理を行います。

😊「成年後見制度利用促進法」（抜粋）：

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3節 市における成年後見制度の利用状況

(1) 市長申立

成年後見制度を利用したくても、申立ができる親族がおらず申立ができない場合、市長が家庭裁判所に申立をすることができます。令和4年度が他の年度に比べて多くなっています。

表 市長申立件数 (件)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市長申立件数	1	2	5	4

※各年度末時点

※資料: 社会福祉課、高齢福祉課

(2) 成年後見等開始申立

市内在住者が岐阜家庭裁判所多治見支部にて成年後見等開始申立を行った件数は次のとおりです。合計12件から15件の間で推移しています。

表 成年後見等開始申立件数 (件)					
区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後 見		11	6	7	5
保 佐		0	4	4	8
補 助		2	2	4	1
合 計		13	12	15	14

※各年12月末時点の概数

※資料: 岐阜家庭裁判所

(3) 成年後見人等受任者種別

成年後見人等受任者（成年後見制度の担い手）の合計では、法人が最も多くなっています。成年後見については親族が最も多く、次が法人となっています。

表 成年後見等受任者種別 (件)					
区 分	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
親 族	33	6	1	0	40
弁 護 士	3	2	0	0	5
司 法 書 士	8	4	1	0	13
社会福祉士	1	2	0	0	3
法 人	23	23	11	0	57

※令和6年1月末時点の概数

※資料: 岐阜家庭裁判所

第4節 計画の目的

判断能力が十分でなく一人で選択・決定することが難しい状態であっても、成年後見制度を適切に利用することで、住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるよう、制度の利用促進に関する施策の推進を図ります。

第5節 計画の目標

成年後見制度を必要とする人が利用につながりやすくなるよう、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みである「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」づくりの推進を行います。

第6節 具体的な施策

（１）中核機関の設置・運営

地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関を東濃５市の連携により設置し、その運営を適切な団体に委託します。中核機関は、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援、不正防止効果の機能を担います。また、権利擁護支援に係る関係機関で構成する協議会を設置します。中核機関を事務局として、多職種間において地域課題を共有し協議を重ねる中で、地域における連携や対応力の強化を図ります。

（２）権利擁護支援の検討に関する支援

本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した支援を行います。

本人や家族、地域住民などの関係者に対し、制度の理解の促進と相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、権利擁護が必要な人を早期に把握し、支援につなげます。

（３）制度の開始までの支援

身寄りのない人、虐待事案等について、積極的に市長申立を活用します。成年後見制度の適切な利用の検討を行い、必要に応じて日常生活自立支援事業等他の支援につなぐなど、適切な権利擁護が行われるよう関係機関と連携を図ります。

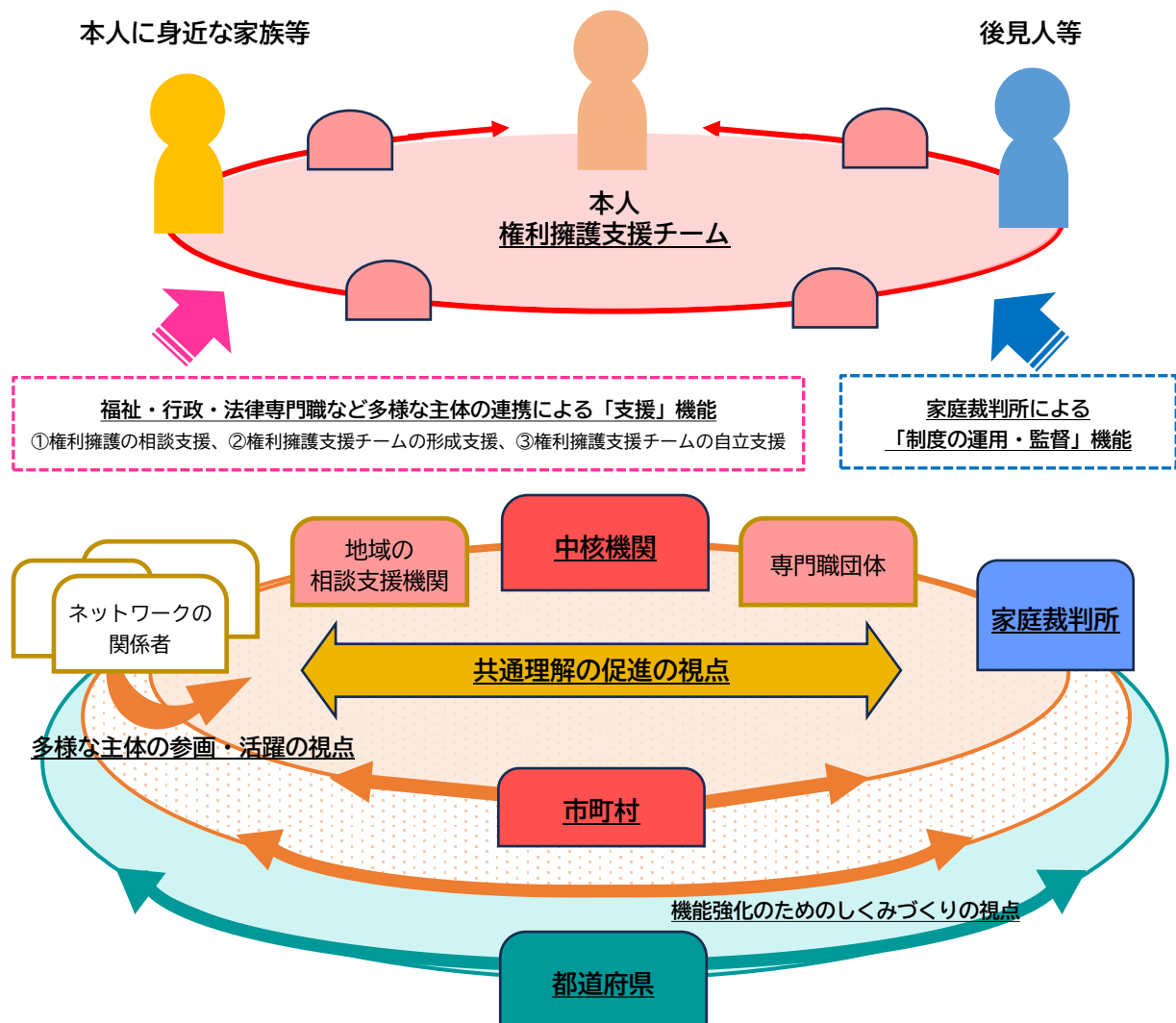
中核機関による受任者調整機能を強化し、適切な後見人候補者の選任と権利擁護支援チームの形成を支援します。

(4) 制度の利用開始後に関する支援

成年後見制度利用支援事業により、申立て費用の助成や報酬助成を行うことで、利用者が安心して制度を利用できるよう支援します。

中核機関と連携して後見人支援を行うことで、適正な後見事務が確保されるよう努めます。

■ 地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」より

第7節 施策の展開

1. 成年後見制度の利用促進

【基本方針】

社会福祉協議会や NPO 法人東濃成年後見センターとの連携により、成年後見制度の利用促進に努めていますが、市民アンケート調査によると、成年後見制度について「聞いたことはあるが内容までは知らない」と回答した割合が6割弱と認知が進んでいません。成年後見制度の理解や周知を促進するとともに、東濃圏域の中核機関を軸に各機関と連携して支援につなげていきます。

【施策の方向性と具体的な取り組み】

（1）成年後見制度の利用促進

判断能力が十分でない高齢者・障がい者の財産と権利を守る成年後見制度の利用促進を図ります。

取り組み	内容	新規/ 継続	行政と共に活動 する主な市民・ 団体など
中核機関の運営	東濃5市の連携委託による中核機関に対し、中核機関を事務局とした多機関協働における協議により地域連携や対応強化を図ります。	継続	地域包括支援センター NPO
権利擁護支援の検討に関する支援	本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視しつつ、関係者への制度理解の促進と相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携により、支援を要する人を早期に把握し、支援につなげます。	継続	地域包括支援センター NPO
制度の開始までの支援	適切に市長申立を活用し、日常生活自立支援事業につなぐなど、関係機関と連携を図ります。また、中核機関による受任者調整機能を強化し、後見人候補者の選定と権利擁護支援チームの形成を支援します。	継続	地域包括支援センター NPO
制度の利用開始後に関する支援	成年後見制度利用支援事業により、申立費用や報酬助成を行うことで、利用者が安心して制度を利用できるよう支援します。また、中核機関と連携して後見人支援を行うことで、適切な後見事務の確保に努めます。	継続	地域包括支援センター NPO

第7章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 参加と協働による計画の推進

地域の多様な生活課題やニーズに対応していくためには、地域住民をはじめとした地域を構成するさまざまな団体、組織などと行政が連携して、地域福祉の向上を進めていく必要があります。

住み慣れた地域で安全で安心して暮らせる地域福祉社会を形成するため、行政をはじめ、地域住民、地域活動団体、ボランティアやNPO、福祉サービス事業者などがそれぞれの役割を担い、協力し、協働する地域の仕組みを構築することによって、本計画の推進を図ります。

また、本計画は、福祉、保健、医療のみならず、教育やまちづくり、協働の推進にも関わる計画であり、福祉分野における基本計画として位置付けられています。そのため、総合計画との整合を図りながら、各分野の計画策定にあたって、地域福祉の視点から積極的に関与し、個別計画との連携を図ると共に、全庁的な連携体制の整備のもと本計画の推進を図ります。

2. 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は平成26年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置付けられています。本計画においても、社会福祉協議会は、地域福祉活動を推進する中核的な機関として、大きな役割を担うことが期待されています。また、地域福祉活動を実践する計画として、社会福祉協議会による地域福祉活動計画が策定されています。

今後、本計画の実効性を図るため、社会福祉協議会と連携すると共に、社会福祉事業者、関係機関などとのネットワークを確立し本計画の推進を図ります。

3. 進行管理方法

本計画の達成には、長い期間を必要としますが、地域福祉の取り組みをより強力に推進するためには、それぞれの連携や協力はもとより、行政自らも、こうした地域での市民や関係団体の取り組みが円滑に進められるよう、また積極的で主体的な取り組みが継続されるよう、常に支援していく必要があります。

計画の適切な進行管理を進めるために、各所管課において具体的な取り組みの進捗状況について点検、評価を行い、各種施策の推進や新たな課題への対応などに向けて検討していきます。

また、計画の実施状況については、ホームページへの掲載などにより市民への周知を図ります。

第2節 計画の普及啓発と実践

地域福祉は、行政、市民、地域活動団体、ボランティア団体、NPO、事業者など地域に関わるもの全てが主体となって協働して推進していくことが大切です。本計画で示した取り組みと方向性について、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を推進していきます。

1. 市民への計画の普及

本計画の内容については、概要版やホームページなどにより公表し周知を図ります。

また、より普及を図るため、自治会や民生委員・児童委員、福祉委員などを通じて、具体的な取り組みや活動事例などを紹介しながら、理解と参加・協力を求めています。

2. 事業者などへの計画の普及

市内の福祉関係の事業者をはじめ、企業などに対して、本計画の普及啓発を行い、計画の推進のための取り組みを推進します。

3. 地域における計画の推進

地域の実情に応じたきめ細かいサービスを実現するには、行政だけでなく、市民、地域活動団体、NPO、ボランティア団体、事業者、社会福祉協議会などがそれぞれの役割を担いながら協働する必要があります。

市民は、地域で気になることや支援を必要とする人がどこにいるのかなど、地域の状況を誰よりも知っており、困っている時に、助け合える地域関係をつくっていくと共に、地域の問題を自らの問題として受け止められる、地域福祉の担い手であります。声掛けやちょっとした手伝いなど自分が直ぐにでも取り組めることを具体的に考え、地域での集まり、ボランティア活動、各種研修や講座などへ積極的に参加するなど、第一歩を踏み出していくことが期待されます。

地域活動団体や NPO、ボランティア団体は、そのような市民に最も身近な団体であり、市民が活動へ第一歩を踏み出すためのきっかけとなる機会をつくると共に、これらの機会や日ごろの活動を通して、地域の特性や情報を集め、地域の福祉課題の解決に向けた活動を担う核として、さまざまな団体と協力、連携することが望まれます。

本計画に基づき、地域の実情に応じた具体的な取り組みの展開を推進します。

4. 地域福祉推進の基盤づくり

各施策及び事業を推進するにあたって、それぞれの施策及び事業に共通する課題を解決し、共通して必要とされる取り組みを効果的に進めることが重要です。そこで、地域という視点で施策を横断する形で取り組みを行い、実効性のある地域福祉推進の基盤づくりを進めます。

第3節 目標指標の設定

本計画における施策・取り組みの成果を総合的に評価・検証するために、基本目標ごとに市民アンケートによる指標等を設定し、地域福祉を推進していきます。

【基本目標1】市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ろう

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「困った人がいたら手助けしている」(中学生)と回答された割合	47.9%	53.0%
「福祉ボランティアの活動をしたことがある」と回答された割合	27.2%	30.0%
ボランティア登録者数 (個人登録数及びグループ内人数)	708人	800人

【基本目標2】地域での助け合い、支え合いの仕組みをつくろう

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
「見守り体制ができている」と回答された割合	30.4%	35.0%
「地域の支え合いや社会保障が充実していることにより、安心して暮らせる」と回答された割合	56.3%	61.0%
「(地域で)担当している民生・児童委員の名前を知っている」と回答された割合	38.5%	45.0%
「(地域で)担当している福祉委員の名前を知っている」とか回答された割合	14.8%	20.0%

【基本目標 3】地域で安心して暮らせるためのまちづくりを進めよう

指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
「暮らしやすい」と回答された割合	79.7%	85.0%
「高齢者が暮らしやすい」と回答された割合	38.0%	56.0%
「障がい児・者が暮らしやすい」と回答された割合	22.6%	30.0%
「子育てしやすい」と回答された割合	39.1%	51.0%
「市の相談窓口が利用しやすかった」と回答された割合	84.7%	90.0%
「必要な情報をすぐに得ることができた」と回答された割合	44.6%	50.0%
「災害に対して安全なまちだと思う」と回答された割合	48.5%	55.0%

参考資料

瑞浪市地域福祉計画推進委員会規則

平成 28 年 12 月 26 日規則第 50 号

瑞浪市地域福祉計画推進委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瑞浪市附属機関設置条例（平成 28 年条例第 23 号）第 3 条の規定により、瑞浪市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員は、15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉サービスを利用する者 3 人以内
- (2) 市民代表 3 人以内
- (3) 地域福祉活動を支援する団体に所属する者 3 人以内
- (4) 福祉関連の業務に従事する者 3 人以内
- (5) 地域福祉に関する見識を有する者 3 人以内

(任期)

第 3 条 委員の任期は、瑞浪市地域福祉計画の策定に関する審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初にかかれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成 29 年4月1日から施行する。

瑞浪市地域福祉計画推進委員会名簿

区分	団体名	委員氏名
福祉サービスを利用する者	瑞浪市身体障害者福祉協会	隅田 博
福祉サービスを利用する者	瑞浪幼児園保護者会	水向 裕樹
福祉サービスを利用する者	瑞浪市長寿クラブ連合会	熊澤 清和
地域福祉活動を支援する団体	瑞浪市民生委員・児童委員協議会	◎石川 文俊
地域福祉活動を支援する団体	瑞浪市ボランティア連絡協議会	南波 行伸
地域福祉活動を支援する団体	NPO法人陶宅老所 いちにのさん	永井 拓己
福祉関連の業務に従事する者	社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会	加藤 誠二
福祉関連の業務に従事する者	県立サニーヒルズみずなみ	櫛田 龍宏
福祉関連の業務に従事する者	瑞浪市学童クラブ連絡協議会	小栗 佐知子
見識を有する者	瑞浪市連合自治会	○須藤 茂美
見識を有する者	東濃保健所	野々垣 直美
見識を有する者	土岐医師会	江口 研
市民代表（公募）		木股 恵子
市民代表（公募）		近藤 寿子
市民代表（公募）		築山 さつき

◎委員長 ○副委員長

計画策定の経緯

年月日	内容	
令和5年 11月～12月	アンケート調査※	20歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人と中学2年生309人
令和6年 5月30日	第1回 推進委員会	・委嘱状の交付、委員長及び副委員長の選出 ・第5期地域福祉計画の概要 ・アンケート調査結果報告
5月～6月	団体ヒアリング	・ボランティア連絡協議会 ・学童クラブ連絡協議会 ・子ども会連合会 ・子ども発達支援センターぽけっと親の会 ・長寿クラブ連合会 ・社会福祉協議会支部連絡協議会 ・手をつなぐ育成会 ・民生委員・児童委員協議会 ・身体障害者福祉協会 ・北部地域包括支援センター
8月1日	福祉懇談会	・公募制にて実施 ・テーマは「孤立化防止」「見守り」「担い手の育成」の3テーマ
8月26日	第2回 推進委員会	・福祉懇談会の結果について ・団体ヒアリングの結果について ・第4期地域福祉計画達成状況について
11月25日	第3回 推進委員会	・第5期地域福祉計画骨子案について
令和6年12月25日 ～令和7年1月24日	パブリックコメント	・提出意見なし
令和7年 2月6日	第4回 推進委員会	・パブリックコメント実施計画について ・第5期瑞浪市地域福祉計画（案）について

語句説明

(ア行)

【アウトリーチ】

支援が必要であるにも関わらず届いていない人に、積極的に向かい必要サービスや情報を届けるよう行動することをいいます。

【いきいきサロン】

同じ地域に住む高齢者や子育て中の若い世代の人たちなどが自発的に集まり、お茶会やおしゃべりをしながら、情報交換や相談などができる場所をつくっていく活動のことをいいます。サロンは、地域住民の自由な自主活動として、同じ地域住民である当事者（高齢者など）とボランティアが協働で企画・運営しています。少人数の参加者が公民館や集会所などの身近な場所に集まり、「気軽に」「無理なく」「楽しく」「自由に」すごせる場をつくろうと、会食・健康体操・創作活動・レクリエーションなどのさまざまな活動を実施しています。

【NPO】

民間非営利組織、NonProfitOrganization の頭文字をとったものです。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織です。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になりました。

(カ行)

【個別避難計画】

避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画のことをいいます。

【ゲートキーパー】

自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るといった適切な対応を図ることができる人のことをいいます。いわば、「命の門番」とも位置付けられる人です。

(サ行)

【自主防災組織】

災害時に住民が地域ごとに団結し、自らの手で自らの生命・身体・財産を守るという自発的意思に基づき結成された組織のことをいいます。

【市民活動】

営利を目的としない市民の自主的、主体的な社会参画活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする公益性を有する活動のことです。活動の形態としては、コミュニティ活動（自治会などの地縁組織活動）、ボランティア活動（基本的には個人の自発的な意志に基づく活動）、NPO 活動（一定の規模を備えた組織的な活動）に大きく分類されます。

【社会福祉法】

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律のことです。

【主任児童委員】

児童委員のうちから厚生労働大臣が指名した児童福祉に関する事項を専門的に担当する者。その職務は、児童委員活動について、児童福祉関係機関との連絡調整などを行ったり、また、区域を担当する児童委員と一体となった活動や必要な援助・協力を行います。

【障害者総合支援法】

障害者総合支援法は、「障がい者制度改革推進本部などにおける検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設されました。よって、法律の題名は障害者総合支援法に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種別にかかわらず、障がいのある方が必要とするサービスを分かりやすく利用できるようなサービスの一元化を図るとともに、障がいのある方に対して身近な市町村が責任を持ってサービスを提供する体制の確立、サービスを利用する方が、サービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化し、サービスの充実を図っていくことなどを定めた法律です。

【生活困窮者自立支援法】

生活困窮者自立支援法は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、自立相談支援事業及び住居確保給付金支給事業の必須事業とその他地域の実情に応じて実施する任意事業を行い、自立の促進を図ることを定めた法律です。

【成年後見制度】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力の不十分な方は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがあるため、成年後見人などの第三者の関与を受けることにより、このような判断能力の不十分な方を保護し支援する制度のことをいいます。

（タ行）

【多文化共生】

国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていくことをいいます。

【ダブルケア】

子育てと親や親族の介護など、複数のケアが同時期に発生する状態のことです。

【ドメスティック・バイオレンス＝DV：domestic violence】

配偶者など親しい人間関係の中で起こる暴力のことをいいます。身体的暴力だけでなく、心ない言動によって相手を傷つける精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、嫌がっている相手に性的行為を強要するなどの性的暴力なども含みます。

【地域包括支援センター】

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関。高齢者に関する虐待や権利擁護などの総合相談、介護保険及び保健福祉サービスの紹介・情報提供・利用のための連絡調整、福祉サービスの申請代行、介護方法の助言などの支援をしています。また、「要支援1」

「要支援2」と認定された方の介護予防ケアプランを作成したり、介護状態になっていない高齢者の方に対して、健康を維持し、要支援や要介護状態にならないように介護予防事業を行っています。

(ナ行)

【日常生活自立支援事業】

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力に不安のある方々が、地域において自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理、書類の預かりサービス、福祉サービスの利用援助などを行う事業のことです。

(ハ行)

【8050問題】

親の高齢化、ひきこもりの長期高年齢化などに伴い、親が80代、子が50代を迎え、親子が社会から孤立する問題のことです。

【バリアフリー】

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去することをいいます。道路、建物、交通手段など物理的なものだけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、すべての人が自由に社会活動に参加できる社会をめざすことをいいます。

【避難行動要支援者】

要配慮者（高齢者、障がい者等の防災施策において特に配慮を要する人）のうち、災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を要する人のことをいいます。

【福祉委員】

福祉委員は、自治会の推薦により、社会福祉協議会が委嘱して活動しています。自治会や民生委員・児童委員などと連携をとり、地域で援助を必要とする本人やその家族を見守るとともに、地域の社会福祉活動に積極的に参加し、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするための地域環境づくりを行います。

【福祉避難所】

災害発生時に一般の避難所では生活に支障をきたす高齢者や障がい者、妊婦等が過ごす避難所のことをいいます。

【放課後児童クラブ】

保護者が労働などの事情により、昼間家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって指導員が行う保育のことです。

【ボランティア活動】

一般的に、自発的な意思に基づいて、報酬を目的とせず、自分の能力などを他人や社会のために提供する活動のことです。

【ボランティア・市民活動センター】

市民のボランティア活動への参加促進を図るため、ボランティアに関する各種相談、登録、受給調整や情報提供を行います。また、活動資材や活動スペースの貸し出しも行います。設置主体は社会福祉協議会です。

(マ行)

【民生委員・児童委員】

民生委員は、民生委員法に基づいて、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者で、厚生

労働大臣から委嘱されます。社会奉仕の精神を持ちながら、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務としています。また、民生委員は、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねています。地域の児童やひとり暮らし高齢者などの生活状態を把握して必要な援助を受けられるようにしたり、福祉サービス提供者との連絡調整を行います。

(ヤ行)

【ヤングケアラー】

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護やケア、身の回りの世話を担っている18歳未満の子どものことをいいます。

【ユニバーサルデザイン：universal design】

年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物、製品などのデザインをしていこうという考え方のことをいいます。

(ワ行)

【ワークショップ】

参加者が主体的に参加し、実践的なスキルや地域を習得したり、課題解決に向けたアイデアを出し合ったりするための体験型の講座のことをいいます。

【ワーク・ライフ・バランス】

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させ、仕事と生活の調和を図るという考え方のことをいいます。

瑞浪市 瑞浪市健康福祉部 社会福祉課
〒509-6195 岐阜県瑞浪市上平町 1-1
TEL : 0572-68-2111
E - MAIL : fukushi@city.mizunami.lg.jp